

第10回定例会

南部町議会会議録

平成19年 8 月31日 開会
平成19年 9 月 7 日 閉会

南部町議会

第 10 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（8月31日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	2
○ 出席議員	2
○ 欠席議員	3
○ 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○ 職務のため出席した者の職氏名	3
○ 開会及び開議の宣告	4
○ 議会運営委員会委員長の報告	4
○ 会議録署名議員の指名	5
○ 会期の決定	5
○ 諸般の報告	6
○ 提出議案提案理由説明	6
○ 発議第 5 号から発議第 8 号の上程、採決	11
○ 議案第 62 号から議案第 81 号の上程、委員会付託	12
○ 請願第 2 号から陳情第 7 号の上程、委員会付託	13
○ 散会の宣告	13

第 2 号（9月3日）

○ 議事日程	15
○ 本日の会議に付した事件	15
○ 出席議員	15
○ 欠席議員	16
○ 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
○ 職務のため出席した者の職氏名	17
○ 開議の宣告	18

○ 一般質問	1 8
山 口 博 个 君	1 8
長 根 和 夫 君	3 2
工 藤 幸 子 君	4 1
内 村 貞 子 君	4 5
○ 散会の宣告	5 0

第 3 号 (9 月 4 日)

○ 議事日程	5 1
○ 本日の会議に付した事件	5 1
○ 出席議員	5 1
○ 欠席議員	5 2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 2
○ 職務のため出席した者の職氏名	5 3
○ 開議の宣告	5 4
○ 一般質問	5 4
佐々木 元 作 君	5 4
川守田 稔 君	6 6
伊 達 一 夫 君	7 0
立 花 寛 子 君	7 3
○ 散会の宣告	8 7

第 4 号 (9 月 7 日)

○ 議事日程	8 9
○ 本日の会議に付した事件	9 1
○ 出席議員	9 1
○ 欠席議員	9 1
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 1

○職務のため出席した者の職氏名	9 2
○開議の宣告	9 3
○報告第 1 5 号の上程、説明、質疑	9 3
○議案第 6 2 号から議案第 8 1 号の委員長報告、討論、採決	9 6
○議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
○議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
○議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第 8 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第 8 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○請願第 2 号から陳情第 7 号までの委員長報告	1 2 4
○請願第 2 号の質疑、討論、採決	1 2 6
○陳情第 4 号の質疑、討論、採決	1 2 6
○陳情第 5 号の質疑、討論、採決	1 2 7
○陳情第 6 号の質疑、討論、採決	1 2 8
○陳情第 7 号の質疑、討論、採決	1 2 8
○常任委員会報告	1 2 9
○日程の追加	1 2 9
○追加提出議案提案理由説明	1 3 0
○議案第 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 9 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○発議第 9 号から発議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6

○閉会中の継続審査の件	1 3 8
○閉会の宣告	1 3 8
○署名議員	1 4 1

第10回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成19年8月31日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 発議第5号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 第 5 発議第6号 南部町議会図書室設置条例の一部改正について
- 第 6 発議第7号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 第 7 発議第8号 南部町議会傍聴規則の一部改正について
- 第 8 議案第62号 平成18年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第63号 平成18年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第64号 平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第65号 平成18年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第66号 平成18年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第67号 平成18年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第68号 平成18年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第69号 平成18年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第70号 平成18年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 17 議案第71号 平成18年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第72号 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第73号 平成18年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第74号 平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第75号 平成18年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第76号 平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第77号 平成18年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 第 24 議案第78号 平成18年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第79号 平成18年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 26 議案第80号 平成18年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 27 議案第81号 平成18年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 28 請願第 2 号 教育予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願書
- 第 29 陳情第 4 号 後期高齢者医療制度創設にあたり患者本位の医療実施を求める陳情書
- 第 30 陳情第 5 号 特定健診・特定保健指導を国の責任において実施するよう求める陳情書
- 第 31 陳情第 6 号 荒谷地区道路整備に関する陳情書
- 第 32 陳情第 7 号 南部町の非核平和自治体宣言を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（35名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	四 戸 清 君	14番	内 村 貞 子 君
15番	工 藤 和 夫 君	17番	佐々木 幹 夫 君
18番	馬 場 又 彦 君	20番	立 花 寛 子 君
22番	大久保 俊 和 君	24番	滝 田 米 作 君
25番	川守田 稔 君	26番	佐々木 金 嘉 君
27番	工 藤 久 夫 君	28番	坂 本 正 紀 君
31番	相 田 耕 作 君	32番	山 口 博 个 君

33番 沼 畑 繁 君
 35番 佐々木 元 作 君
 37番 金 沢 和 夫 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

34番 小笠原 義 弘 君
 36番 伊 達 一 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 42番 野 田 清 八 君

欠席議員（ 3 名 ）

19番 日向端 猛 君
 40番 宮 野 正 君

30番 河 端 幸 蔵 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	庭 田 卓 夫 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農 業 委 員 会 会 長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	代 表 監 査 委 員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開会及び開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は35人でございます。定足数に達しておりますので、これより第10回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（工藤久夫君） ここで議会運営委員長から本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 佐々木元作君 登壇）

○議会運営委員会委員長（佐々木元作君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る8月24日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第10回南部町議会定例会の運営について協議いたしました決定事項をご報告いたします。本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が報告1件、平成18年度各会計決算認定20件、条例の一部改正等6件、平成19年度補正予算8件でございます。なお、平成18年度各会計認定につきましては、決算特別委員会を設置し、付託して審議することにいたしました。そのほかの案件といたしましては、議員提出議案が4件、請願1件、陳情4件、委員会の報告等がございます。請願書と陳情書につきましては、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することにいたしました。一般質問は8名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、今定例会の会期は本日8月31日から9月7日までの8日間といたしました。なお、9月1日、2日は休日のため、9月5日は議案熟考のため、休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、長期間にわたる本定例会でございますが、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

本定例会の地方自治法に基づく出席要求は、町長、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員長、代表監査委員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（工藤久夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において20番立花寛子君、22番大久保俊和君を指名いたします。

会期の決定

○議長（工藤久夫君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日８月31日から９月７日までにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、８月31日から９月７日までの８日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました８日間の会期中、９月１日、２日は休日のため、５日は議案熟考のため、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの３日間は休会とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（工藤久夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

なお、監査委員より、平成19年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しもあわせて配付しておきます。

提出議案提案理由説明

○議長（工藤久夫君） ここで本定例会に上程されました町長提出議案34件、報告1件について町長から提案理由の説明があります。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成19年第10回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席を賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件であります。報告1件、平成18年度決算の認定20件、平成19年度一般会計ほか、各特別会計補正予算案、その他の条例の制定、一部改正などの案件14件、合わせて35件であります。提出案件の概要をご説明する前に、6月議会以降のこれまでの町政運営の状況につきましてご報告いたします。

まず、本職におきましては、去る6月18日に開かれました青森県町村会臨時総会におきまして、第30代の青森県町村会会長に選出されました。当町においては、合併間もないこの重要な時期であります。これを機に、さらに南部町の発展のために努力してまいる決意を新たにしているところであります。今、地方は地方分権とはむしろ逆の方向で、地方交付税がここ数年大幅に削減され、地方は財政面から押しつぶされそうな状況にあり、また、地域間格差もますます広がってきております。地方の町や村に人々が住み続けるという営みが国土を支えてきたのであります。

町村が果たしてきた役割を正しく評価し、多様な自治体が共存できる地方自治制度であってこそ、この国の活力の源泉となると思います。今後とも、全国町村会及び関係団体と連携を密に保ちながら、地方交付税を初めとする一般財源の確保等、町村が直面するさまざまな行財政上の課題解決に向け、活動をさらに強力に展開していく必要があると考えておりますので、議員各位のご理解と一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それではまず、町総合振興計画についてであります。公募及び各種団体からの推薦による町づくり委員会、職員によるプロジェクトチームにより組織した環境、教育文化、福祉、防災、安全、産業・観光、コミュニティの五つの部会で現状、課題、今後の施策について検討、協議した結果に基づき、事務局で作成した総合振興計画の基本構想の素案について、総合振興計画審議会で審議し、大筋で了承を得ております。現在審議の中で出されました提案、意見に基づき、基本構想に修正を加えるなど、総合振興計画の基本構想の原案を作成中であり、総合振興計画の基本構想につきましては、12月議会に提案する予定であります。

次に、多目的バス運行計画についてであります。バーデパークと三戸駅間を庁舎、病院、公民館等の主要施設を経由する循環ルートと、南部地区、福地地区の路線バスのない交通空白地帯ルートとの2系統の運行ルートを計画しております。今後は、試行運転の結果を参考にして、運行ルートを決定し、公約どおり平成20年、来年4月の運行を予定しております。

頑張る応援地方プログラムにつきましては、各課から13のプログラム事業が提案され、事業内容、事業費を精査して、第一次募集に七つのプロジェクトを応募し、6月26日に、総務省から公表されております。現在、それぞれのプロジェクト担当課では、予算確保済みについては事業に着手、補正予算が必要な事業につきましては、本定例会に補正予算を提出させていただいております。

次に、農業インターンプロジェクト並びに達者村事業につきましては、去る7月26日に、三村青森県知事が来訪し、町内関係者の皆さんを激励していただきました。特に、達者村事業につきましては、開村3周年を迎え、県内外から高い関心が寄せられ、各種視察や事例研究の依頼が相次いでおります。秋には、団塊の世代を対象としたロングステイサービス事業や達者村づくり委員会が企画いたしました南部藩発祥の地と奥州街道を行くりんご狩りと歴史探索ウォークが開催されることとなっております。また、達者村PRのため、町商工会が商品化いたしました達者村Tシャツは8月28日現在までに、予約分を含め、5,900枚以上が販売され、達者村PRに一役買っております。

次に、都市と農村交流事業についてであります。これまで三戸町、田子町とともに、3町で

農業体験修学旅行受け入れに取り組んでまいりましたが、八戸市と階上町もこれに加わり、名称も三八地方農業観光振興協議会と変え、より広域的な体制で取り組んでおります。また、今年度から一般の方々も農家民泊が可能になったことから、ＪＲ東日本と連携し、大人の修学旅行を実施したところであります。

先般、総務省から発表された住民基本台帳に基づく平成18年の対前年比の人口異動報告によると、人口増加となったのは、東京、愛知、福岡県の圏域に属する９都県のみであり、他の38都道府県は軒並減少となっております。このような中、地方はどうやって生き残りを図るのか、定住人口の増加は直ちには難しいとしても、農業や歴史などの南部町のすぐれた資源を生かし、内外からの観光、交流人口をふやし、町の活性化に向け、最大限の力を注いでまいりたいと考えております。

ことしの梅雨明けは８月１日と、例年より５日ほど遅く、農作物の生育のおくれが懸念されておりましたが、８月に入り、太平洋高気圧に覆われ、高温に恵まれ、やませによる気象被害もなく、平年を上回る気温、日照時間により、水稻、リンゴなどの生育も順調に経過しており、これからの本格的な台風シーズンを迎え、風水害等の自然災害に見舞われないように、切に願う次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、順にご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第15号、平成18年度青森県新産都市建設事業団の決算報告についてであります。平成18年度決算状況について、特定事業及び特定事業以外の決算書が提出されましたので、地方自治法に基づき、附属書類、審査意見書を添えて議会に報告いたすものであります。

次に、議案第62号から議案第81号までの平成18年度各会計の決算についてであります。監査委員の意見を付して承認を求めるものでございます。平成18年度決算は、新町発足後初の年度を通じた予算執行でございます。各会計の詳細につきましては、会計管理者及び担当課長から説明がありますので、私からは一般会計の概要についてご説明申し上げます。

まず、平成18年度においては、財政運営計画、公債費適正化計画を策定し、県に提出したところでありますが、主要財政指数である経常収支比率、起債制限比率は、これらの計画より改善が進んでおり、また、実質公債費比率も平成18年度単年度では、改善がなされており、今後とも事務事業を見直し、集中改革プランを推進するとともに、地方債については借入額の削減及び繰上償還を含めた借入残高の減少に一層努めてまいりたいと考えております。

それでは、議案第62号、平成18年度南部町一般会計歳入歳出決算認定であります。予算額は

歳入歳出それぞれ102億6,496万6,000円で、これに対し、収入済額98億8,677万2,234円、支出済額は96億1,490万2,188円となりました。この結果、歳入歳出差引額、いわゆる経常剰余金は2億7,187万46円で、このうち6,349万3,000円が繰越明許費繰越額として翌年度に繰り越しになるため、実質収支額は2億837万7,046円となり、このうち、地方自治法の規定により、財政調整基金に800万円、減債基金に1億円の、合わせて1億800万円を積み立てしております。

監査委員からは、予算執行は適正に行われたものと認められたとの意見をいただいておりますが、今後とも収入の確保及び支出の節減に努め、健全な財政運営に傾注してまいり所存でありますので、ご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成18年度の主要施策の成果につきましては、行政報告書として別冊にし、お手元に印刷配付しておりますので、決算審査の参考にしていただきたいと存じます。

次に、議案第82号、南部町肉用牛導入事業基金条例の制定についてであります。これまで国及び県の基金をもとに、肉用繁殖牛を導入し、貸し付けを行ってまいりましたが、国の事業が廃止されたことに伴い、県単独での事業となり、青森県家畜導入事業実施要綱に基づき、新たに肉用牛導入事業基金条例を制定するものであります。

次に、議案第83号、政治倫理の確立のための南部町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。証券取引法等の一部を改正する法律及び郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第84号、南部町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第85号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。三戸駅前に新築した南部消防団第1分団消防屯所を町有施設として追加する必要がある、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第86号、南部町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、第87号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部公民館を平成19年度中に取り壊すことから、南部公民館に関する規定を削るものであります。南部公民館に関しましては、アスベスト使用と老朽化により、合併前から利用ができなくなってお

りましたが、このたび、国並びに県当局の並々ならぬご配慮があり、国土交通省住宅局地域住宅交付金5,000万円を活用して取り壊しを行うこととなりました。今回、この予算を一般会計補正予算に計上しておりますが、これにより、利用できなくなっていた南部公民館を今年度中にまず取り壊し、これからの整備等に向けての第一歩としてまいりたいと考えております。

次に、議案第88号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第2号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ2億503万7,000円を追加し、予算の総額を100億7,171万1,000円とするものであります。歳出の主な内容は、庁舎の修繕や電話移設、防犯灯設置工事などを行う総務管理費に354万6,000円、電算総合行政システム導入に伴い、その工事費など税務総務費に818万9,000円、障害者自立支援特別対策事業における追加事業を行う障害者福祉費に811万3,000円、検診機器などを整備する母子保健費に263万円、ごみステーション設置補助金を追加する環境衛生費に302万3,000円、チェリウスへの繰出金、龍神タワーの修繕、バーデハウスの指定管理者への委託料の追加など、商工費に2,852万円、町道の維持改修工事及び除雪経費を計上した道路橋梁維持費に4,713万9,000円、南部地区公民館の解体費5,000万円、南部消防団の消防屯所を新築するためなどの非常備消防費に2,654万円、B & G海洋センターの暖房設備を修繕する保健体育施設費に1,248万6,000円などを追加計上いたしました。これらに充当する主な財源として、交付額確定による地方特例交付金301万2,000円、普通交付税1億1,576万1,000円、南部地区公民館解体事業に係る交付金5,000万円、障害者自立支援のための県補助金として460万7,000円、ごみステーション設置補助金に充当する医療法人からの寄附金269万9,000円、諸収入として消防屯所建築に充当する原子燃料サイクル事業推進特別対策事業助成金2,000万円、B & G財団助成金630万円、道路改良等に充当する過疎対策債1,040万円などを追加計上したほか、特別交付金、地域づくり支援助成金、臨時財政対策債などを減額補正いたしましたものであります。

次に、議案第89号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。職員人件費管理経費を補正するもので、歳入歳出それぞれ25万1,000円を減額し、予算の総額を2億2,353万1,000円とするものであります。

次に、議案第90号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。チェリウスの冷房施設修繕費を補正するもので、歳入歳出それぞれ109万9,000円を追加し、予算の総額を7,386万5,000円とするものであります。

次に、議案第91号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。事業精査を行い、介護納付金を1,146万8,000円減額し、同額を一般管理費、疾病予防費、償還金などに追加し、予算の総額は変えないものであります。

次に、議案第92号、平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、施設介護サービスの給付費が伸びたほか、来年度給付費の確定により、国、県支出金の返還金が生じたため、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,425万6,000円を追加し、予算の総額を20億4,191万7,000円とするものであります。

次に、議案第93号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、南部地区の下水道工事について、沖田面地区の幹線工事が確定したため、設計業務を先行させる必要が生じ、管渠工事費を2,870万円減額し、同額を設計委託料に追加するもので、予算の総額は変えないものであります。

次に、議案第94号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてですが、燃料費の増により、一般管理費に686万3,000円、業務勘定予備費に256万7,000円など、合わせて943万円を追加補正し、予算の総額を30億5,149万8,000円とするものであります。

次に、議案第95号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてですが、一般管理費及び予備費に471万4,000円を追加し、予算の総額を3億9,294万5,000円とするものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より、詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、会期中に、工事請負契約と消防ポンプ自動車購入契約の締結についての案件を追加提案させていただきたいと思いますので、つけ加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 町長の提出議案提案理由の説明が終わりました。

発議第5号から発議第8号の上程、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第4、発議第5号から、日程第7、発議第8号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号、南部町議会委員会条例の一部改正についてから、発議第8号、南部町議会傍聴規則の一部改正についてまでを一括議題といたします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定により、提出者の説明及び質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第5号から発議第8号までは原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号から発議第8号までは、原案のとおり可決されました。

.....

議案第62号から議案第81号の上程、委員会付託

○議長(工藤久夫君) お諮りいたします。

この際、日程第8、議案第62号から、日程第27、議案第81号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号から、議案第81号までの平成18年度南部町各会計歳入歳出決算認定について、議案20件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

だいま、議題といたしました議案第62号から議案第81号までの決算認定議案20件について

は、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第81号までの議案20件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

なお、決算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。よって、委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますので、ご了承願います。

請願第2号から陳情第7号の上程、委員会付託

○議長(工藤久夫君) 日程第28、請願第2号から、日程第32、陳情第7号までを一括議題といたします。

本日まで、受領した請願1件及び陳情4件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

なお、常任委員会は、本日決算特別委員会終了後開催いたします。

散会の宣告

○議長(工藤久夫君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月1日、2日は休日のため休会とし、9月3日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時35分)

第10回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成19年9月3日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

32番 山 口 博 介

- 1．町民の就職状況について
- 2．奨学資金について
- 3．町の活性化について
- 4．助成制度について
- 5．生涯教育の推進について

11番 長 根 和 夫

- 1．町税及び国保税の収納確保対策について
- 2．特別職報酬引き下げについて

12番 工 藤 幸 子

- 1．南部地区公民館再建について
- 2．農耕地へのアクセス道について

14番 内 村 貞 子

- 1．温暖化防止について
- 2．国民年金保険料について
- 3．小中学生の不登校について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（36名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君

7番 中 村 善 一 君
 9番 庭 田 豊 茂 君
 11番 長 根 和 夫 君
 13番 四 戸 清 君
 17番 佐々木 幹 夫 君
 19番 日向端 猛 君
 22番 大久保 俊 和 君
 25番 川守田 稔 君
 27番 工 藤 久 夫 君
 31番 相 田 耕 作 君
 33番 沼 畑 繁 君
 35番 佐々木 元 作 君
 37番 金 沢 和 夫 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

8番 佐々木 勝 見 君
 10番 夏 坂 清 蔵 君
 12番 工 藤 幸 子 君
 14番 内 村 貞 子 君
 18番 馬 場 又 彦 君
 20番 立 花 寛 子 君
 24番 滝 田 米 作 君
 26番 佐々木 金 嘉 君
 28番 坂 本 正 紀 君
 32番 山 口 博 个 君
 34番 小笠原 義 弘 君
 36番 伊 達 一 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

欠席議員（ 2 名 ）

15番 工 藤 和 夫 君

30番 河 端 幸 蔵 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	庭 田 卓 夫 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君

市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は34人でございます。定足数に達しておりますので、これより第10回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

着席 大久保俊和君

川守田稔君

一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますが、再質問をする際には答弁が制限時間を越えないように、残り時間を考慮して質問するようご協力をお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

32番、山口博个君の質問を許します。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） まず、皆さん、おはようございます。

それでは、質問します。

議員の任期も余すところ20日を切りました。今、3町村合併後初めての議会議員選挙の真っ最中であります。多少なりとも私も地方自治にかかわりを持つ一人として、地域の現状を直視しております。本来最も民主的なはずの自由経済保守政治は、大都市、大企業偏重の歪曲政策をとり、

格差社会は特に地方に重く、日増しに激しく、しかもスピードを増して私どもの生活を襲っております。毎日連載される新聞「イバラの道安倍改造内閣」を読んでおります。全国地方の知事の声として、地域格差解消を求める声が相次いだ。働く場もなく、町村を捨てる人がふえてきた。残るのは高齢者と弱者のみ、地方を切り捨てとしか言いようがない。また、都市部との格差や置き去り感から、地方の反乱とも言うべき猛烈な反発が出ている。さらに、地方や地域に足を踏み入れ、国会議員のことですけれども、その声に耳を傾けなければいけない。財政再建を果たしたところで、地方が倒れてもいいのか。美しい国は、美しい町村があってこそなどなど、まさに資源であります。地域ブランドの創造や地方再生こそが緊急課題政策と痛感をしているこのごろであります。

さて、県の7月の有効求人倍率は0.49%、47都道府県別に見ると、四国の高知県にも抜かれ、青森県は現在46位となりました。特に留意すべきは、県内でも三八地区は最も低い位置にあり、さらに、正社員有効求人倍率は0.25倍で、さらにさらに厳しい就職環境にあります。

そこで伺います。町の就職状況について、南部町民の就職希望者、失業率を示せについてであります。

失業者数とその対策、ここが大事ではないかと思いますが、をご説明していただきたい。町長をお願いします。

奨学金について、奨学資金の貸し付けと償還の状況を示せについて伺います。

このことについて、担当課に資料の要求を依頼したところ、早速詳しい資料の提供をいただきました。町長の人づくり政策の職員に対する浸透と云えばいいのかな、真摯な姿勢を強く痛感しました。今なぜ、国も県も人材育成に重点を置きかえたのか、混乱社会と言っても過言ではない。ひたむきな心を失った墮落政治、一方で進む急速なグローバル化、諸経済社会への対応は最も基本的基礎の教育再生の道への方向転換ではと私は考えます。生産市場原理、成果主義、理念や哲学が消えた社会になりました。私は奨学制度、この誕生した背景と云えばいいんでしょうか、を考えております。このことについて、その裏面というか、背景については、なぜ誕生したのか、ここのところをどのように町長は認識しているのかお尋ねしたい。資料については手元にいただきましたから、あります。

次、町の活性化について、南部町型農業政策を基本とした商工共同の新町活性化事業について伺います。

「新青森型農業確立に期待」この見出しで農工技術の融合が掲載されました。大学と連携し、農業と工業技術を融合した新産業創出を目指す県の施策です。果樹を中心にグリーンツーリズム

や達者村、また通年観光農業、それらの総合的な促進により農業立町の経済的波及効果が我が町では商工にもきっとよい結果を得ると。南部町の従来型政策に私はあわせて、選択肢の一つに、専門の高校が我が町に農業高校と工業高校が県立で二つございます。南部町でこれらの特性を生かす町と農業、商工業、あるいは高校の代表の人たちが一つになって、この厳しい現状を乗り切るための手段、選択肢の一つとして新産業創出、あるいは特産品開発のプロジェクトはできないものか、これを提案したい。町長に答弁を求めます。

次、助成制度について、技術者及び有資格の取得に助成制度を創設する考えはないか。許可、認可、税源の移譲と規制緩和を目指したはずの我が安倍内閣が、現実には冷戦時代への逆戻り、規制の強化が行われています。規制緩和の時代は終わって、再規制の時代に入った。と言われています。私は堺屋太一が好きです。その文章の中から抽出したものです。地方では、小さな事業、小さな工事さえ、有資格、許可、認可等必須の状況にあります。これらを踏まえて、資質の向上のため、教育政策はお金をかけたほど効果は上がりません。しかし、目的が得られたとき、取得者は、あるいは受益者はきっとこの町に生まれ、ふるさとに恩返しをしてくれるはずです。

また、言えば、時の指導者や首長に畏敬の念を持つはずだと私は思っております。一生懸命だけでは通用しない時代になりました。だから、一つでもよその自治体にも増して、他より優位性を保つための手段の一つとして、資格、あるいは技術を本気でそういう資格を得るための助成ができないものだろうか、これも町長にお願いします。

続いて、生涯教育の推進について。

生涯教育推進のための町内巡回座談会を開く考えはについて伺います。

社教課長から再々生涯教育諸事業の活動の実態を伺っております。所轄事業の範囲は赤ちゃんから墓場まで、予算の割合に仕事の量も多く、内容も複雑多岐にわたると考えられます。その日常の行動には本当に感謝しています。

さて、旧3町村の文化や歴史、また、特徴をさらにその機会を通じて1日も早く3町村合併の地域が、地域の垣根を除く、旧来の陋習を破る。現に社会施設の整備、あるいは設置が旧名川町に傾斜している。そういう巷間のうわさを耳にします。合併検討への取り決めに正しく公示していることでありますけれども、巷間のうわさは障子を立てることはできません。

また、議会での旧町村に関係のある出来事と社教はその職業の中で、窓口だけではなく、出前の公共サービスをする。議会の傍聴者が少ない。行政全般のPR、私はそのように考えており、役所が、職員が町に出る。そういう社会教育であってほしい。これはできるかできないかわかりません。後ほど、これも町長からお伺いしたいと思います。

以上。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山口議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の町民の就職状況という大きな項目の中でのいわゆる失業率等を示せという点でございますけれども、町としてのデータがないものですから、八戸公共職業安定所で管理しておりますまず数値をもとに答弁をしたいと思います。

私どもの手元の方には、八戸職業安定所の最新の数字は6月末のものがございます。先ほどの7月は県の方で出した数値でございますが、若干違いがあると思いますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

まず、月間の求職者数、いわゆる職を求めている方々約8,400人でございます。その中でいわゆる求人、これは4,200ですから、約半分の求人率になります。その中で実際に就職をした件数を見ますと、766名という、4,200人の求人があるんですが、実際は760名程度しか就職をしていないと。ここが一つ大きな要点になってくるわけですが、職に一つは偏りが出ている。それから、すべてが職がないという状況でもない。あるんだけど、やはり自分がこういう仕事をしたいと。当然これはあるわけでございますから、そういう部分を自分が従事したい仕事を求めていくと、そこにはなかなか求人を求めている会社がなかったりすると。こういう現象なのであるなと思っております。特に、運輸業、製造業、医療・福祉業については増加をしていると聞いております。サービス業、飲食・宿泊業、卸・小売、建設業等は減少傾向にあるという状況下でありますので、これは就職、青森県自体が全国でワースト2位ということで、ここ近年毎年ワーストワンという形で来ているわけでございます。ご存じのように、愛知県、非常に求人に対して求職が倍以上になっていると。これは一つは、企業が入ったときに、関連会社、ここがやはり同じところに、効率的に進める上で近いところに求めていっていると。この現象は続いていくとなれば、ますます青森県、さらに悪化が進むのではないかと。都市と地方の格差がますます拡大してくる。はっきり言って我々南部町自体でも誘致を一生懸命やっております。現実的にはなかなか来てもらえない。

先般も長根議員さんからご質問があったときに、広域的な誘致というのも今後は考えていく必要があるのではないかというご質問がありまして、いわゆる八戸インターにあるわけござい

まして、そういう近隣との連携、そこでやはり広域的に誘致を図っていく、そしてそこに近隣からも雇用の確保を求めていけるような形というのも、これは現実的に見たときにやっていかなければならないのではないかなと、正直我々も取り組んでもなかなか来てもらえないという、これも現実として受けながら、一人でも二人でも雇用できるような形というものをつくっていかねばならないと思っております。

話、ちょっとだけずれますけれども、きのう、陸奥湾駅伝大会がございました。合併して2年目、第3位という町の部、そして全体においても6位という、素晴らしい成績を上げました。選手たちは若い選手たちです。中学生もいれば高校生がいる。その若い方々の方が主なメンバーでございまして、やはりこの子供たちが地元に残れる。南部町に残れなくても、八戸市、そういう企業に残れる。そういう気持ちを我々も持ってこれは取り組まなければならない、そう思っておりますので、当然、南部町としての工業団地があります。まずはここをもちろん第一に考えていくわけでございますけれども、いろいろな立地条件等々の問題もありますので、広域的な部分での取り組み、そういう部分を並行しながら取り組んでまいりたいと、このように思っております。

次に、奨学金の制度についてでございますけれども、まず、貸付償還の部分を簡単にご説明申し上げますが、19年度の貸付者は旧町村からの継続、また新規合わせて高校生34名、短大及び大学生87名、計121名の方々に貸し付けをしてございます。総額は入学金を含めて4,500万円強の予定となっております。

また、償還につきましては、218名の方々が償還に入っておりまして、償還金額は4,100万円強となっております。数字からいきますと、貸し付けと償還がほぼ同額という数字となっておりますので、ここをしっかりとうまく今後も活用していただけるようにしていきたいと、こう思っております。まずは、奨学金制度、この制度はやはり青森県、非常に進学率が低いと言われている県でございます。現在も他県に比べるとまだ低いと思いますけれども、そういう家庭の問題で行きたくても行けないそういう状況下をつくるのではなくて、やはり本当に勉学に励みたい、進学したい、そういう方々にしっかりと進路を開いていかなければならない。そういうことから、この制度をつくったはずでございます。もちろん私自身も今もその考えでございますし、この制度というのはそれぞれの地区において、随分前から当然やっているわけございまして、そういう機会を子供たちにしっかりと与えていこうということだと思っておりますので、今後も奨学金制度はしっかりと運営していかなければならないと、こう思っております。

次に、農業政策を基本とした商工協同の新町活性化事業ということでございますけれども、今

担当課におきまして「頑張る地方応援プログラム」、これ、新聞等々でも議員の皆さんもご存じだと思いますけれども、その中で「青い森鉄道線駅舎集客プロジェクト」に取り組んでございます。農業高校生の農産物加工品、または工業高校生の木工製品等の販売、そしてまた既存の農産物直売所に所属していない農家の方々、農産物加工グループ、福祉団体等の商品の販売活動を支援するため、駅舎内への組み立て移動販売ブースの設置、利活用等を地域住民、そして商工、商業会のメンバーの方々に構成する協議会において検討してございます。将来的にはこれらを確認しながら、町営市場というものもございますし、そういう市場とも連携を図りながら、例えば駅前朝市の開設、そして、農家と商業者、この連携、そういうものを保ちながら駅舎の憩いの場、そういうものにも広がっていけばいいなということで、今、計画を進めているところでございます。

いろいろな部分の取り組みというものもあるわけでございまして、先般、初日、達者村のＴシャツのお話をしました。これも商業部会の方々、衣料部会の方々が一緒になってやっていこうと、盛り上げていこうということで、一つは達者村というイメージは農業部門が主だなというふうにとらえられる部分がありますけれども、そういう部分を商工業の方々も一緒になって盛り上げていこうと、こういう機運になってきておりますので、こういう部分をしっかりと達者村というのは決して農業部分だけではございません。福祉もそうですし、教育もそうですし、すべてがかかわってくるのが達者村事業でございまして、その中で一つはグリーンツーリズムといういわゆる交流人口、ここが一つのメーンになっておりますので、とらえ方はそういうふうに見られるところがありますけれども、基本的にはすべてでございまして。道路をつくるにしても、弱者の思いになった道路をつくっていく。これもまた達者に生活していく、すべてが関連してくるものと私は思っております。

一つだけ訂正させていただきたいんですが、提案理由の中で達者村のＴシャツ5,900枚という数字を申し上げました。これも商工会さんの方から確認をした数字だったんですが、その後、補助対象として購入した部分と、一般購入した部分の数字がダブっていたということで、大きな訂正がございました。ただ、その中においても3,000枚以上が販売されて、着用されているということで、先般の県民駅伝においても、選手団の皆さんも達者村のＴシャツを着ながら、そしてまた南部町のジャージということも着ながら、県内を青森市内を走り、めぐり、ひとつの達者村、南部町というものも大きなＰＲになったのではないかなと。その中で素晴らしい成績を上げた選手、役員の皆さんに本当に感謝を申し上げたいと思います。少し余談になりました。

次に、技術者及び有資格者の取得に助成制度の創設ということでございますけれども、現在、

県内には離職者、転職者の方々のために県立職業能力開発校という学校が7校あります。科目については造園科、建築科、溶接科、配管科、電子機器科となっておりますが、受講料等についてすべて無料で行ってございます。また、学歴等も問わないと、そういう制度もございます。

また、出稼ぎ労働者の方々に対しましても無料の技能講習会というものも行われておりますし、南部町内におきましては、名川共同高等職業訓練校がございまして、そこで地元の方々が指導に当たって、多くの方々を技術的な資格のためにご尽力をいただいております、そこには町から指定管理者委託料としてお支払いをし、運営に努めているところでございます。

なお、さまざまな専門学校等につきましては、南部町の奨学金制度をもって活用をいただいているところでございます。いろいろな部分で技術的な資格、または有資格となると、かなりの範囲の部分になるわけございまして、資格となると保健師もそうでしょうし、看護師もそういう資格者になるわけでございますけれども、さまざまな種類もある。そういう中で、町として助成していく場合に、どういう部分が適切なのかどうかということも考えていかなければなりませんし、技術、資格というのはあくまでも個人が取得して、個人が生かしていく就職にしても資格を持っている。だから、有効に、有利になってくるという、こういう部分も個人的な部分もありますので、そういう部分もしっかりと検討しながら、どういうやり方があるのかどうか、そしてまた、そういう予算を町でしっかり計上していく部分の財政的な分があるか、そういう部分については検討してまいりたいと思います。

次に、生涯教育の推進でございますが、これはまた、担当部局の方からも当然答弁をいたしたいと思いますが、いろいろな部分、社会教育というのは私も職員時代に担当しました。本当に終わりなき仕事というぐらい、終わりが無いわけでございます。まさに幼児から高齢者までの幅広い中での社会教育、それぞれの地区において取り組んできたわけでございます。その中で、地区ごとによっては、数の多い地区もあったと、こう思いますし、そういう部分を現在も継続しながらやっているはずでございます。効率的な部分を図っていくには、やはり同じような事業が1カ所でやった方が効率的になるというのは、これはもう当然なことございまして、ただ、そういう中で、やはり地域、高齢者、年配者の方だと、足の確保というのも問題になってくるわけでございます。

そういう中で、一つの地区に集約したのもあるでしょうし、また、それぞれの地区でまたしっかりとやっている部分というのもあると思います。これは教育委員会の方が詳しくわかっていると思いますけれども、今後、地域の皆さんがまずしっかりとやりたいものをやれる、そういう環境はしっかりと整えていかなければならないと思いますし、しかし、同じようなものをまた3カ

所でやっていく。これも経費的な部分になると問題も出てくる。じゃあ1カ所にもしやろうとしたら、でも、足の確保というものも考えていかなければならない。来年から多目的バスが4月から本格運行の計画で今着々と進んでおります。もうすぐしますと試行運行をしまして、その後本格運行ということになりますので、そういう社教事業にかかわらず、今まで3地区でやっていたものを今後効率的に行っていく場合に1カ所にしていく場合、そういう場合にはやはり足の確保、その場合に多目的バスの運行を有効に活用する。そういう時間帯を、開催する方がしっかりと考えながらやっていく。この地区からはこの時間帯に公民館に例えばバスが着く。こういうものも考えながら、バス運行係だけではなくて、事業を企画する担当課がそれぞれそういうのも頭にしっかり入れて、開催時間等というのもつくっていけば一つの足の確保にもなっていくのではないのかなと思っております。

巡回座談会、こういうのも大変重要なことだと、こう思っておりますし、ただ、開催をどんどんふやすだけではなく、いろいろな部分で今多くの開催もあります。いろいろな部分をやっております。そういう部分を逆に生かして、そういう席でいろいろな情報を発信する。または意見を聞いていくと、こういうこと。まず、我々はしっかりとした意見を取り上げていく、聞く、これが大事だと、こう思っておりますので、巡回座談会ということに限定しなくても常に会合、それぞれの担当課が持っている会合等でいろいろな部分を吸い上げる、そういうことが大事だと思っておりますし、私もできる限りの会合等に出かけて、町の情報は常にあいさつの中で入れておりますけれども、当然私本人が行けないときもあるわけございまして、副町長、課長たちには自分の課に限らず、今町はこういうことで動いている。今大きな事業はこういうのがあるんだと、こういうことを担当課だからということではなく、それぞれの担当課長等からも情報発信というのが必要だと、こう思っております。

きょうは、課長たちもおりますし、課長というのは人事異動というのがありますから、人事の時期になれば、またこの課に行くかわからない。ですから、自分の課をしっかり把握するのは当然でございますけれども、町全体の事業というものをしっかり把握して、それをいろいろな会議の場でしっかりと情報提供をしていく。このことも大事だと、こう思っております。そういう取り組みもあわせて行ってまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 山口議員さんにお答え申し上げたいと思います。

教育委員会の社会教育課では、年度ごとに方針を決めているわけですが、平成19年度の社会教育の方針として、社会の変化に対応しながら、ライフステージに応じて自己の啓発、向上を目指し、生きがいのある人生と、豊かで住みよい地域社会を実現する社会教育の推進に努めるとしております。

その中で、重点の1番目に「社会教育推進体制の充実」を掲げております。その中でも、ライフステージに応じた社会教育の基盤整備、それから、社会教育、学校教育、家庭教育の融合による教育活動の推進、地域教育力の向上に資する人材の育成、学習情報の収集、提供及び学習相談体制の充実ということで、この四つの観点から、各分野で社会教育の事業に取り組んでおります。

事業の評価方法として、学習者に対するアンケート調査や社会教育委員からの答申や関係者、町民からの意見を聞きながら評価してまいりたいと、こう考えております。

それから、先ほど各旧町村といいますか、それで、壁を取り除くという話がありましたけれども、文化、歴史、スポーツ等において、各旧町村ごとにありましたものが、まず大体、例えば、スポーツであれば体協、文化協会、それから歴史研究会とか、それから青年団、婦人会等も一つになって進めております。

それからもう一つの職員の出前講座といいますか、そういうのも徐々に行っております。これからは皆さんのご意見を聞きながら進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 山口博个君。

○32番（山口博个君） 再質問をします。

1番、南部町民の就職希望者を示せについて、ニートと言われる人たち、あるいはフリーター、また、臨時職を本質的に望んでいる方はいないはずですが、しかし、零細中小企業は職種を問わず、体力が疲弊し切っており、正社員の雇用など夢の国の話となったと思っています。そんな中、今また、青森など、促進法指定地域の対象県に対して、企業立地促進法の指定地域を対象に、企業誘致に地方税の特別交付税ですか。大臣がかわればこんなにかわるのか、しかしこれは6月から施行されていたはずですが、先ほど来私がお話ししている本旨が、実は町長の答弁を聞いて、わかっていただいているなど、こう感じたのが2点ほどあります。

その一つは、なぜこんなくどいことを言っているかということ、一生懸命だけでは通用しない時

代になりました。すべての業種です。そう思っています。資格とか、あるいは技術とか、こういうときに生きる、生かす。私のような小さい商売をやっている者でさえも、雇用を安定所をお願いしたときに、一番先にどんな先にどんな資格を持っているかを見ます。これは、残念ながらペーパードライバーと同じで、技術は大したことはないんだけど、資格を持っているか持っていないか、官僚政治の最悪の志向です。だけれども、手も足も出ません。どうすることもできない、私たちは。ですから、資格を持たせろ、技術を持たせろ、私が言っているのはこれを言っているんですよ。しかも、企業が進出するときに、国が補助、保護、あるいは助成政策をするといったら、当然企業は、その地域に有能な技術者がいるのか、人材があるのか、これを選択の一つにするはずですよ。これを言いたいんですよ。そこを町長がわかってくれたかと、私はただいまの答弁で感じました。大変感動しております。

次、奨学資金の貸し付けと償還の現状を示せについて伺います。

才能に恵まれながら、経済的に貧しいために教育の機会を得ることが困難な者に対して、社会が特別の援助を与える制度、日本の法律ではこうなっています。つまり、昔で言えば育英制度です。これは、それぞれの藩、特に石川県、前田加賀藩の殿様がやったのが恐らく初めてではないかな。そのときの主旨、本当の気持ちはどういうつもりでやったのか、ここのところをさっき町長が言ってくれたかと、私は思っています。この制度は、一つだけはありません。何通りかにあります。私は、ちょっと読んでみます。「この制度は国で定めてはいるものの、国家的人材養成の観点から行われるもの」ここです。これを言いたかったんです。ただの奨学金、学費が払えないから、だからお願いをしたい。それももちろんいいことです。その次に町長言ったことがこれに当てはまるかと。ただし、残念ながら我が町では国家的な人材を育成する、つまり、英才教育までは進んでいないと。これを国が認めているんです。この人に対して、国が生活の面まで面倒を見ると、こう言っているんです。我が町には利用者がありません。英才教育と言えば、差別かも知れない。だけれども、これからの時代は先進国はみんなやっていることです。ここのところを我が町で推進してみたいかがだろうかと、これを言いたかったんです。町長の答弁の中で、これに付随したことを私は答弁していただいたと思っています。どうぞ、ひとつ真剣にこれはお考えになっていただきたい。そういうお願いをします。

あともう一つ、これに多少関連があると思いますけれども、青森県高等学校文化連盟演劇部のプリントで、三八地区高校演劇合同発表県大会予選、このスポンサー募集が私のところへ来ました。2回来たそうです。私は1回目いませんでした。2回目のときに、女の先生です。お会いしました。私は、地域にある県立高校、あるいは私立高校を問わず、高校が地域との融合と言えば

いいのかな、そういう行動に出ている。先般、南部まつりに行って、恥ずかしい顔を行列に出させていただきました。一緒に旗を持ってくれたのが工業高校の生徒たちでした。ああ、いいことをやっているなど。ある人は「袴なんかを着ているのを私に似合わない」と言っていたのもありましたけれども、そういう次元ではない。参加する。地域社会に貢献をする高校生、ここが私は特筆すべきではないかという面から判断すると、あの名久井農業高校の豊饒太鼓もいいなど、そう私は感じました。

一方では、八戸の高校が64名も東北大学に入った。これまたすばらしいことだな、そんなことも感じました。しかし、その先生に、私は今のようなお話をしました。何と言ったと思いますか、町長さん。その先生は多少涙ぐみながら「残念ながら、一つのクラスに一人、二人でない、授業料を払えない有能な青年がいるんですよ。それが現実です」こういうことを私は言われました。

「いや、奨学金あるべ」と、こう言いましたら、「なかなか口で余り大きい声で言われなくても、親が世間体もあると、なかなか口で言うほど簡単にお願ひに行けないところもあるらしいと、そして去っていく子供はいるんですよ」その寄附のお願ひに、スポンサーのお願ひに来たのが30分も座ってその話を連綿としていきました。そういう現実もあるということを町長は知ってください。学務課長、教育委員長、知ってほしい。私はそういうことをあえて訴えたい。

次、南部町型農業政策を基本とした商工協同の新町活性化事業について、ただいま町長からさまざまご答弁をいただきました。私は町長の話聞いて、自分は議員でありながら、町長と違いますから、確かに勉強不足だし、行動も鈍い。だけれども、我が町でやっぱりこんなこともやっているんだな、ここまで進んでいるんだなということを痛切に今感じております。近代工業化社会では、頭脳機能は中央一極集中、地方はその手足の下請けとか、あるいは小さな仕事に置かれてしまいました。農業、あるいは下請け、零細工業、建設業、つまり公共事業と、工場誘致等に徹する、そういう社会構造になっちゃったんじゃないかなと、こう思っています。それが公共事業も少なくなりました。地方交付税も減っています。そうすると、どうなるかという、さっき、くどくどとお話ししたとおり、今まさに地方は崩壊の寸前だと私は理解しています。しかも、先行き見通しがもっと暗い。このように私は思っています。つまり瀕死の状況にあるのではないかなと、こんなことを思っています。

先ほど町長は、私のこの有資格、あるいは技術に対する補助、保護の政策をしましたところ、ご答弁をいただきました。私は考え方がちょっと町長と違うかも知れませんが、今、現状を直視したときに、私は町長の答弁は正しいと思っている一方で、自分も昔中央の東京の人たちと取り引きをしたものだから、商売をしたものだから、自分の経験に基づいて恥ずかしながらお

話ししていますけれども、現状打開の方策として、頭脳機能を、シンクタンクです。政策の選択肢として考えられないか。町長がおっしゃっているのと、このところが若干違うかな。テクニカルイノベーション、あるいはテクノロジー、あるいはITを初め、先端産業、しかもソフト産業、このところに着眼できないか、若い人たちはこれをやらせたら飛び上がって喜んで食いつきます。と私は思っている。どこでもやっていません。そういうのに視点を变えるのではなく、視野を広げてほしい。そんなお願いをしたかったわけです。このところ、もう一度ここまで結構ですから、ご答弁をいただきたい。そして、町長、最後に5分間私に時間を残してください。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、就職者、ニート、フリーター等のお話が出たわけでございますが、今、就職の希望者、一番就職率が高いのが工業系でございます。昨年も八戸高専高校はもう大企業から何から引く手あまたぐらい求人があると。南部工業さんにしても早い時期で全生徒が昨年も100%の就職率と。まさに技術系の資格を持っている方々の受け入れが本当に強いと、こう思っておりますし、そういう中で、今回山口議員からも技術者、資格者、そういう部分のご質問が出ているのかなと思っておりますし、しっかりと今、我々もそういう現在に合った資格、そういうものをまず求めていく、そういう部分についてはどういう形で行政として支援ができるものなのか、すべてできるというわけではないんですが、そういう社会の現状がそういう資格者を企業は求めているよと、こういうことをまず、今はもう中学生の代からもうそういう早い情報というのは教えていかなければならないだろうと、こう思っております。

奨学制度、いろいろな部分で借りたくても借りられない、世間体もある、そういう家庭もあるというお話もお聞きしました。この制度というのはまさに本当に借りたい、そういう方々に対してつくった制度でございますから、そういうふうにならないように、何とかそういう形で借りにくいと思っている方々もそうならないようなシステム、いわゆる受付申請を窓口だけでなくも済むようなやり方とか、そういう部分というのも大事な、こう思っております。英才教育、まさに国家の人材、そのとおりだと思います。先ほど、最初から私もそういうお話もできればよかったんですが、山口議員さんからお話をいただいた中で、やはり家計の問題ですばらしい能力、技術、得意なもの、そういうのを持っていながら、生かし切れないというのが一番つらいことだと、こう思いますので、その一環として、そういう方々家計的な部分で進学を閉じられる。そういう状況にはならないように、まず一つは助成していきましよう。

そして、議員のおっしゃったように、そういうすばらしい人材、この人材をさらに生かしていく制度でもあるんだと。まさに、そのとおりだと思っております。町としても、今、奨学金、3種類の奨学金があるわけですが、今これを教育委員会の方にも一つの突出した中で、地区によっては返還制度というのもやっております。これも早く全町で同じ対象になるように取り組んでくれということも指示しながら、今そちらも進めております。我々も南部町にいい人材がたくさんいるはずで。その人材をいかに生かし、伸ばすか、そしまた、できるだけ地元はその子供たちが残ってもらえるような、そういう部分をしっかりと取り組まなければならない。

また一つは、現実的にその企業というのが、東京、関西、福岡、大都市、この格差がすごくなっている。悪循環な今状況である。地方には仕事がない。愛知、都会ではどんどん求人を求めている。それは自分の能力を生かすには、やはりそっちに行きたい。こういう悪循環でいると思いますので、これは我々一町村だけではない、まさに県全体となって、青森県にまず誘致をする。そしてまた国家でもってその地域性をなくすために、国家でもってまた一つの戦略、地方にもそういう企業を持っていく、そういう部分とういのもぜひ国としても今は考えていかなければならない時期だと私も思っておりますので、そういう部分も機会があるごとに、また県の町村会長にもさせていただいておりますので、そういうことを述べる機会も多くなると思いますので、そういう席上でも、地方の思いというのを訴えてまいりたいと、こう思っております。

ソフト事業等、本当に一つの問題はいわゆる光ファイバー地域とそうじゃないところという部分も差が出ております。そういう部分も企業のみならず、NTT、そういうところにもしっかりと働きかけてまいりたいと、こう思います。

ちょっとオーバーしたかも知れませんが、申しわけありません。以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問はありませんか。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 奨学金制度についてお答えいたします。

先ほどからも言われておりますように、現在では、現在奨学金の広報等で皆様にお知らせしております。それで、平成19年度におきましては、希望申請した方々100%に奨学金を貸し付けております。来年度もこの奨学金制度につきましては、できるだけの皆様にこの奨学金制度を理解していただきながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 山口博个君。

○32番（山口博个君） 最後に一言、私は、議員を18年やらせていただきました。特別職の公務員として議会に参画をしたわけですが、町長さんを初め、町長さんはお二人さん、山本さん、工藤町長、3代にわたって私もお付き合いをしました。町長には、あるいは参与の皆さん、課長の皆さんお世話になりました。ありがとうございました。

地域の住民の負託にどれほど18年間でこたえることができたのか、今、私は自分の過去を振り返っています。回顧、そして展望をしているつもりです。自分の感覚的には、自然の恩恵、例えば天地水、このことについては、1回も質問することがありませんでした。報いられなかったなと考えております。さらに言えば、農政について、覚えたふりしてよく質問しました。つまりとんちんかんな質問ばかりしてきたが、歴代課長さんたちには申しわけなかったなと、今思っています。続きまして、商工、地域でありますけれども、一番問題にした公共事業のやり方は改革できないで終わったと思っています。それとあわせて、その商工振興につきましては、的外れの質問、提言が多かったなと、私は反省しております。教育、生涯教育について、基本は普遍です。しかし、何事も自分の提案、自分が取り組んだ1歩も前進できなかったのではないかなと、これまたじくじたる思いであります。福祉と医療、課題を最も多く残したと思っています。総合的な判断として、自己評価であります。私は自分の議員活動を51点と評価しています。半数は1点ぐらい超えたのではないかなと。ただ、合格点にはならなかったなと、こう思っています。

今議会を最後に任期を全うしたい。今月いっぱいです。そう思っています。10月、来月から再び皆さんにお会いすることができるかも知れない。できないかも知れません。それはこれからの自己責任において行動をすることです。

大変長い間お世話になりました。終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） 以上で山口博个君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

○議長（工藤久夫君） 日程第１、一般質問を続けます。

11番、長根和夫君の質問を許します。長根和夫君。

（11番 長根和夫君 登壇）

○11番（長根和夫君） 私からは、２点の質問をさせていただきます。

まず、第１は、町税及び国保税の収納確保対策についてであります。

地方への税源移譲に伴い所得税から住民税へ一部移譲され、総体的な税は変わらないと言われますが、定率減税の廃止も重なり、納税者は重税を強く感じております。このような状況の中で、町税の収納状況が悪化しております。これは税源移譲される以前からその傾向が続いてきたことは、収入未済、特に滞納繰り越しを見ればわかるわけでありましたが、18年度、町税徴収率が個人町民税90.5%、法人町民税89.6%、固定資産税87.9%、軽自動車税91.1%、合わせますと88.8%となっております。収入未済額は現年度分1,343件、およそ4,000万円、滞納繰越分2,371件、1億1,470万円、合わせて1億5,470万円となっております。税源移譲され、地方独自で財源を確保し、自主的な行財政運営が要求されるとき、その基本財源となる税が滞り、さらに不納欠損処理されていくということは、町政運営に当たって大きな障害になりかねません。今年度はまだ半ばではありますが、収納状況はどのようになっているのでしょうか。

増加傾向にある不納欠損については、法に基づき、５年を経過したから機械的に処理をするということでは、納税義務を自覚し、苦しい中にも頑張って納税されている方々の不公平感を高め、納税意識の低下につながるおそれがあります。時効を迎える前に改善をするため、督促はもちろんですが、納税の重要性を認識していただくためにも、強制的な手段を講ずる必要もあるだろうと思います。

国保税についてであります。合併と同時に均衡を図ると言って課税方式を変えましたが、実質３年間で大きく増税されることになります。国保運営が財政的に困難な状況にあるから税を引き上げたわけでありましたが、18年度における徴収率は一般医療費給付分では71.7%、一般介護納付分70.4%、収入未済額はそれぞれ現年度分4,940円、530万円、滞納繰越分1億5,500万円、1,312万円となっております。退職医療費給付分については滞納額も余り大きくないようですが、合わせますと、現年度分5,790万円、滞納繰越分1億5,040万円、計2億840万円となり、不納欠損額も2,200万円となっております。累積していく滞納繰り越しを見ると、毎年確実に不納欠損処理がふえることが懸念されます。収納率が低下すれば、国からの財政調整交付金にも影響が及び、ダブルパンチに見舞われることになります。このような状況をどのように受けとめている

のでしょうか。

国保税とは別途徴収される介護保険の第1号被保険者保険料のうち、普通徴収保険料の徴収率は59.5%、滞納繰越を含めた収入未済額は2,180万円となっております。恐らく老齢基礎年金だけで暮らしている高齢の方たちだろうと思いますが、この方たちに対し、減免を含めてどのような対策を講じているのか、お伺いをします。

町税でも国保税でも累積された滞納繰越を時効到来以前に徹底した抑制策を講ずる必要性があります。昨年12月定例議会においても同じような質問をしました。町長は「県や滞納整理組合との連携による共同催告、共同徴収等を実施し、収納率の向上に努めたと、今後もさらに努力する」と答弁されました。その具体的な取り組みと、どのように改善されたのかお尋ねをいたします。

次に、特別職報酬引き下げについてであります。

6月定例会には、再質問でしっかりとこのことを議論するつもりでしたが、当初の答弁が町長を初め、担当各課長の親切丁寧な答弁で時間がなくなってしまいました。よって、再質問する形になりますが、よろしくお願いをいたします。

町長は「まず、その分しっかりと仕事をするのが基本だ」と言われました。当然のことです。私は報酬が高過ぎると言っているのではありません。これは従来から町村会が調整を図りながら決めてきたことでもあり、適正なものだと思っております。今財政が非常に厳しいからといって、住民に負担やサービスの面で痛みを押しつけております。実情に理解を示し、我慢をしてそれにこたえてくれている住民感情に対し、きちんとした姿勢を示さなければなりません。町長は、6月定例会において「特別職のみならず、職員、議員も一緒になって考える時期もあるのかも」と言われましたが、特別職である議員はもちろんですが、職員については、生活給という基本があります。私はそこまで言っているのではありません。職員に対しては、町長が言われる節減をできる部分を節減を図りながら、しっかりとその分働いていただくということを自覚していただくことが大事なことであります。今は議員も含めた特別職がその姿勢を示すときだと思います。町長の見解をお伺いします。

このことについては、再質問はしません。ということで、取り組んでもらえるのかももらえないのか、イエスかノーで答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、長根議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、町税及び国保税の収入確保対策についてという中で、4点ございますので、順にご説明を申し上げたいと思います。

まず、1点目の税源移譲によって、個人住民税が増税という形になったが、今年度の収納状況はということについてお答え申し上げます。

平成19年度個人住民税の調定額は、税源移譲及び定率減税の廃止等により、7月末現在でございます。前年度比53.8%増の10億716万円7,000円となっております。その収納状況でございますけれども、収入額が2億5,457万円、収納率でございますが、7月末現在でございますので、25.3%で、対前年比でございますが3.6ポイント低下してございます。この要因として考えられるのは、県内全市町村において7月末の収納率が低下をしているわけでございます。税源移譲及びまさに定率減税の廃止が影響しているものと考えております。今回の制度改革に対する納税者の反応としまして、個人住民税の課税に対する問い合わせは160件ほど来ております。

次に、2点目の不納欠損についてでございますけれども、地方税の時効期間は議員もおっしゃいましたように、5年となっておりますけれども、納付、納入告知、督促、交付要求によって時効の中断がございます。また、滞納処分による財産の差し押さえにつきましては、時効中断の効力を持ち、納税義務者による納税義務の承認も時効中断の効力を持っております。さらに、徴収猶予、差押財産の換価猶予期間中につきましても、時効が進行しないことになってございます。時効に至る以前に滞納を解消する方策としましては、これまで以上にまず広報活動、納付相談、文書の催告、資格証明書等の活用、また、一番大事な臨戸徴収及び共同徴収等により収納率の向上に努めていきたいと、こう思っております。時効中断及び時効進行の停止措置を講ずる必要があるかと、こう思っております。まさに、5年経過すればもう納めなくてもいいんだということではなく、やはり納税の義務として、本当に現在の生活の部分、大変厳しい状況の中で、住民の皆さんも生活をされていると思います。そのことをしっかり我々も受けとめながら、ただ、きちっと納めている方々、そういう方々の思いというのも当然あるわけでございますので、できる限り自主的納税、または我々も職員一丸となって誠意を持っていわゆるまちづくりをしっかりと行っていくことができるために、ぜひとも納税をお願いを申し上げたいということをしっかりとお願いをしてまいりたいと、このように思っております。ですから、5年というその期間はありますけれども、それぞれの中断期間がございますので、そういう部分も生かしながら、分割であ

ってもできる限り納めていただくように努力してまいりたいと思っております。

次に、3点目の国保税を引き上げたが、収納率70%台、このことについてというご質問だと思っております。平成18年度国民健康保険税の収納状況を申し上げますと、現年課税分が調定額7億459万4,000円、収入済額6億4,662万9,000円、収納率でございますが、91.8%で、前年度比マイナス0.5ポイントでございます。滞納繰越分でございますが、調定額1億8,464万2,000円、収入済額1,402万1,000円、収納率でございますが7.5%で、前年度比マイナスの7ポイントと大きくなっております。トータルでは、調定額8億9,123万7,000円、収入済額6億6,065万円、収納率74.1%で、前年度比6.2%のマイナスとなっております。ここの要因は滞納繰越分の収納率が大幅に落ち込んでいると。現年分も若干落ち込んでいるんですが、滞納繰越分が大きい部分、それが全体の大きなマイナス要因ともなっておりますので、ここのいわゆる滞納者の方々へのお願いをしていかなければならないと、こう思っております。

次に、4点目の第1号被保険者、介護保険でございますが、保険料のうち、普通徴収保険料の滞納が目立ち、特に高齢、ひとり暮らしの減免を含めて、どのような収納対策を講じるかということでございますけれども、これも18年度介護保険第1号被保険者保険料の収納状況でございますが、現年度分特別徴収保険料は調定額2億5,911万7,000円、収入済額2億5,091万8,000円、収納率は100%でございます。現年度分の普通徴収保険料は調定額3,632万円、収入済額3,168万6,000円、収納率87.2%、滞納繰越分普通徴収保険でございますが、調定額1,769万6,000円で、収入済額44万円と収納率が2.5%、いずれにいたしましても大きくなっているのはやはり滞納繰越分の部分が現年度分に対しても非常に影響を与えているという状況でございます。

これまで未納者の収納対策としまして、督促、納付相談及び臨戸徴収を実施してまいりました。また、高齢者ひとり暮らし等の減免につきましても、実施しておりましたが、減免の制度が広報等、相談等を通じながら説明はしているんですが、担当課の方からは申請が上がってこないという状況のようでございます。減免制度的には町の制度がありますので、さらにその部分をしっかりと広報活動を含めながら減免制度があるよと。このことをしっかりと周知していかなければならないと、こう思っております。

町では、これまで収入確保対策としまして、徴収体制を整備するとともに、広報活動、納付相談、共同催告、共同徴収、また、交付要求、差し押さえ、納税貯蓄組合の指導育成等に努めてまいりました。その成果としましては、広報活動により口座振替件数が2,700件増加し約4,000件となっております。納付相談により納付誓約件数が257件、県や滞納整理組合等の連携による共同催告及び共同徴収より、要求額4,500万円に対し、収納額が約1,500万円、交付要求件数18件、

収納額250万7,000円、差し押さえ件数58件で、収納額218万8,000円、また、納税貯蓄組合の指導育成によりまして、納期内完納62組合、普通徴収の総額17億1,600万円ほどのうち、全組合の納付取扱額が8億3,000万円となっておりますので、納税貯蓄組合の方々の成果というのは非常に大きな成果を上げていただいておりますし、先ほど申し上げました広報誌、または相談室、それから県及び滞納組合、そういう方々との連携等によりまして、まだ少額ではありますが、その成果というのは出てきておりますので、この点もしっかりとまたさらに県とも、また納税整理組合等とも連携をとりながら徴収に努めたいと思いますし、また、当然役場内においてもしっかりと徴収の努力に努めてまいりたいと、このように思っております。基本的にはまず納税でもって国家が成り立ち、我々南部町が成り立っております。そのことをまず我々もしっかりと肝に銘じながら、しっかりとしたその分のまちづくりに生かしていかなければならない。大変貴重な財源であると、このように思っております。

そしてまた、財政調整交付金、まさに滞納率が低くなればなるほど交付金も少なくなる。そういう国の制度になりました。その分がしっかりと滞納が多くなればまちづくりへの影響が出てきますし、交付税にそれがしっかりとあらわれてくるという中で、滞納の方々にもご理解をいただきながら、徴収することによってまた交付金も確保されてくるという制度になっておりますので、私どももしっかりと努力してまいりたいと、このように思っております。

次に、特別職報酬の引き下げについてということでございます。

以前にも他の議員からのご質問をいただいたことがございました。議員からは「イエスかノーか」ということでのご質問でございました。

まず、長根議員さんは総務課長もご経験された方でございますし、どういう経緯で町村会の首長の給料が、報酬が決定されているかというのももう重々ご認識されている方でございますので、まさに町村会統一を図りながら、ここ11年間、一度も報酬引き上げということはしてきておりません。同じ金額でございます。そういう中で、先ほど申し上げましたが、まずは我々公務員、当然特別職の議員の皆様も同じですけれども、住民の方々の国民の方々の税金でもって報酬をいただいていると。このことをまずしっかりと我々職員もまた認識をしていかなければなりませんし、そういう中でしっかり仕事をしていかなければ、私はないと思っております。引き下げという部分につきましては、ベストな対策では私はないと思っております。これは下げると決定するのは一つの判断の中で簡単にできることではありますが、果たしてそれがベストな、ベターな解決策なのかということも同時に考えていかなければならないと、こう思っておりますし、それと合併してサービスが向上したのものもあります。保育料にしても、合併前高かった地区が安く

なっている、そういうものもあります。

ただ、我々はとかく指摘されるのは、サービス低下になった部分、こういう部分は強調されるわけですが、サービスが向上しているものもある。すべてを合併して向上させる。いわゆる助成の中で上げていく。これはもう理想的なことだと思いますが、それは現実的に破綻につながっていく原因をつくるのも間違いのないわけでございますので、やはり我慢してもらふ部門とまた向上してサービスが上がっていった。そういう部分も現実にもありますし、これからまたそういうのが出てまいります。現在取り組んでいる部分においても。そういう部分をしっかりと我々が認識を持って取り組むことが私は大事であると思っておりますし、その分しっかりとまた前回と同じでございますけれども、仕事をするのが大事であると。

イエスかノーかという答えで答弁しろということであれば、私はまず今の段階において現状でお願いを申し上げながら、しっかりとそういうものは常に自分の頭には入っております。そういう中でしっかりと行政というものをつくり、住民の方々からもその分特別職も職員もしっかりと働いているなという部分をまずつくっていくことが大事、そしてまた、それに甘えることなく、我々みずからという部分というのも常に頭には入れております。今後、議員さんも含めた特別職の中での考えということも議員からありましたから、また議員の皆様ともそういう部分というものをしっかりと検討もして、これはいきたいと、このように思っております。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。長根和夫君。

○11番（長根和夫君） かつては、福地村の場合、村税の徴収率が非常に高く、県下一を連続して確保した時代もありました。しかし、近年に至っては年々徴収率も下がってきましたし、滞納累積も増加をしてきております。新町に引き継がれた17年度町税、国保税を合わせた滞納額がおよそ3億1,000万円、18年度末では3億6,000万円、ということは、もう1年で5,000万円ふえているということになるわけであります。今までのこういった経緯を見てきますときに、累積が毎年5,000万円ふえる。そして、極端な言い方ですが、毎年5,000万円不納欠損を生じていく心配があるわけです。今、いろいろ対策をされていることをお伺いしました。差し押さえ等によって時効が中断される。そういうことになるわけですが、実際にそういった差し押さえ等を実施している例がどれほどあるのか、その辺もお聞きしたいと思いますし、納税組合が先ほど町長の答弁にもございましたが、納税対策全般にわたって重要な役割を果たしているということは承知をしております。ただ、当時、納税貯蓄組合の組織が生まれたころは、行政からの指導もあっ

て、あっちこっちにたくさんできたわけですがけれども、今、実際に見てみると、町内で組織が104組合、ということは、行政区に比較して非常に多いわけですがけれども、この辺のことが当時はどうせ納める税金ですがけれども、奨励金がもらえるなら組合をつくった方がという、そういった考えもあったことだと思います。その奨励金も確かに納税活動には役に立ってきたわけですがけれども、今現在、町全体の納税対策を考えると、このような組織でいいのかなというちょっと疑問も持ちました。これは組合員以外の対策を含めてですがけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

加入の状況は、加入世帯が4,500ほどですか、率にして60%、そういう状況なようでございますけれども、先ほど町長は「口座振替が非常に多くなった」と言われました。結構なことですが、それらも納税組合等にかかわるものなのか、それ以外なのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それから、昨年、税務課長が「滞納管理システムの導入を検討している」と言われました。それはどのようなことになっているのか、その成果はどうなったのかをお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） まず、不納欠損が非常にふえてきているというのと、毎年同じ額が出てくるのではということでございます。我々も非常にその部分を少なくしなければならないところでありますので、今、徴収方法の方も3班編成でしながら強化してございます。また、今、庁舎内においては、担当課だけではなく徴収していくシステム、こういうのも検討してございます。そういう部分をしっかりと強化、充実に図りながら、まず徴収について取り組んでまいりたいと、こう思っております。

納税組合さんの場合でございますが、これは議論的には二通りございます。非常に徴収率の部分からいきますと、奨励金の部分が当然あるかと思いますが、まさに100%の完納をいただいていると。一部かなり前になりますけれども、他県において納税組合のいわゆる奨励金で問題化されたときがございました。そのときはやはり適正ではないと。いわゆる同じ税を払うのに、個人は奨励金はないと。納税組合の場合は奨励金が出る。これも同じ税を納める中で不公平ではないのかなという裁判がなされたことがあるわけでございますけれども、以前、近隣の県内の市で納税組合制度を廃止したときに、90%あった収納率が70%まで下がった。これは近隣の市にあ

ったわけでございます。非常に納税組合さんがすべて個人で納めるとなると、低下率というのは、あくまでも予測になるわけでございますけれども、下がるだろうと。組合さんが一人一人に同じ組合員の方々に徴収に行ってもらって、声をかけていただいて、そういう地域の連携というか、地域の一つの仲間意識といいますか、そういう部分を持ちながら徴収していただいているおかげで100%という数字になっているんだと、こう思っておりますので、確かに法律的な観点からとらえたときに問題がないのかと言え、あるのも事実だと、こう思っております。いわゆる奨励金を助成する場合というのは、組合には出る。個人には出ないという部分には理解ができない部分も中にはあると思っておりますが、ただ、我々徴収させていただく側からすると、どうしてもやはり徴収率を上げたいという思いもありますので、そういう部分においては、私は今後その組合の数というのがちょっと多いのかという部分はあると思いますが、納税貯蓄組合の組織という部分については、しっかりと大事なまだ組合であるなど、こういうふうに考えております。細部につきましては、担当課長方から補足説明をさせてもらいたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 先ほど長根議員からご指摘いただきました国保税、町税を合わせた滞納繰越が18年度分3億6,000万円ということでございますが、ご指摘のとおり町民税については1億5,400万円、それから国保税については2億800万円ということで、大体3億6,000万円ということになってございます。毎年5,000有余の累積になっていくということで、極端に言うと、それを不納欠損していくのかということだと思うんですけれども、これについては滞納額の増加については、それぞれの各自治体で共通の悩みだと私は認識してございます。これらの解消については、やはり滞納者の実態の滞納原因とそれから早期、かつ的確に把握をして、その実状に応じた対策をやはり地道に実施していくということだと思うんですけれども、これらのものを早期に完結するために、滞納者の財産調査を実施して、最も効率的な財産を差し押さえをいたしまして、任意の納付がなければ一応換価、または取り立てを実施していくことに尽きるものかなと思っていますけれども、対相手がございますので、やはり納税者との納付相談等を機会を多くして、滞納者との相談をしながら、納付率の向上につなげていきたいということで考えてございます。

それから、先ほどの納税貯蓄組合については、納税貯蓄組合法に基づいて設立した法定の団体ということで、納税のための計画的に貯蓄を行い、納付を容易かつ現実とすることをねらいとするということで設立されている納税貯蓄組合でございます。それで、私たちとしてはこの納税貯

蓄組合をなくすことは問題が出るのではないかなということで、私は考えております。というのは、過去に国民年金の納付組合をなくした際に、徴収率が1割から2割下がったという経緯もあるということで聞いてございます。例えば、そういう傾向でありますと、現在、納税貯蓄組合にお願いしております普通徴収の納付額が大体取り扱い全体の48.7%となっておりまして、金額が17億1,665万1,000円に対しての普通徴収の額に対して納税貯蓄組合で扱う金が8億3,611万円ぐらいでございます。極端に言うと、これが2割下がるといたしますと、大体1億6,000万円ぐらい下がるという計算になります。現在納税貯蓄組合の方に奨励金を約2,000万円ほど交付してございますが、費用対効果を考えると、やはり納税貯蓄組合はなくせない現状かなということでとらえてございます。

ただ、加入している組合には納税貯蓄組合の奨励金が出る。それから加入していないものには奨励金が出ないという言葉もありますけれども、この奨励金については将来的には交付方法を見直す検討をしていくことも必要ではないのかなと考えてございます。

それからあと、滞納管理システムの導入のことですが、平成18年度で市町村合併対策整備補助金を充てていただいて、2,000万円ほど予算措置をしていただきました。それを19年度に繰り越しをして、19年度中に滞納システムの導入を進めるということで現在作業を進めているということでございます。これを導入することによりまして、合併に伴う滞納管理システムの未統合が解消することによりまして、即効果的な対応ができるということで、収納率のアップにつなげていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 納税対策については、大変なご苦労をされていることは十分承知しております。そういう中で、納税貯蓄組合、当然不要だということではありません。町長も言われましたけれども、ただ、組合員以外のことも考えながら、今、課長が言われた奨励金の交付要綱等の見直しということですが、その辺を十分検討をいただきたいものだと思います。

それから、特別職の報酬引き下げについては「再質問をしません」と言いましたので、しませんが、要は住民サービスが当然すべて低下したということではありません。当然向上したものもあるわけです。ただ、住民は一つでも不便なものが出たとすれば、住民感情としてだめだということになるんですよ。そういうことを報酬引き下げをすれば勘弁されるということじゃないんで

すが、ただ今お互いが非常に厳しい中で、一時的なそういう方法を考えられないのかということです。ですので、これからも引き続きご検討をいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

要は、新しいまちづくりを進める上で、当然財源の裏づけがもう絶対的に必要なわけでありま
す。徹底した財政改革を推進していただきたくて、再三同じような質問をしてきましたけれども、
これからもぜひ引き続き積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

私の議会での質問はこれが最後になります。今まで町長初め、各課長さんから丁寧な答弁、ご
指導をいただきました。お礼を申し上げます。終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） 以上で長根和夫君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前11時55分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午後 1 時30分）

欠席 沼畑繁君

○議長（工藤久夫君） 日程第 1、一般質問を続けます。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） 先に通告しておりました 2 点について、町長にお伺いいたします。

まず、1 点目でございますが、農家の農耕地へのアクセス道の改善及び整備についてでありま
す。

ご存じのように、今は、農家といっても専業ばかりではありません。ご承知のように、農家の
定義は経営耕地面積が10アール以上、また、農産物販売額が年間15万円以上であり、専業農家と
は世帯人のうち、兼業従事者が 1 人もいない農家を言い、兼業農家とは、自営農業を主とする農
家を第 1 種兼業農家、農業に従とする農家を第 2 種兼業農家と称しています。そのほかに、例外
規定農家があり、面積が農家の定義に満たないが、農産物の販売代金のある農家もあります。第
2 種兼業、また農家であったが、退職して農業収入のみになったため、また専業農家となり、さ

らに高齢専業農家などと呼ばれている例もあります。

しかし、このような状況の中で、専業農家、また兼業農家で頑張ってきた人もいれば、農家が嫌で無念の涙をのんで農外に出た人もいるわけであります。しかし、農業をやっている限り農業を離れて生きることにはできないと懸命に農業を守っている人のために、また、やがてやってくる農業の時代のためにも、町が今力を貸すときではないでしょうか。今は実態として兼業農家が圧倒的多数を占めている以上、農家や兼業農家による農業振興策や継続して農業を営んでいけるようにこの町の基幹産業である農業を通して、みんなの町、農の仲間がふえるような施策を考える必要があります。そのためにまずは、農薬散布や収穫時などには、農産物を運ぶには余りにもひどい農業耕作地周辺の道路、つまりアクセス道の改善と整備が必要不可欠であると思うのであります。日本国政府に精通している我が町の町長のご所見をお伺いいたします。

次に、２点目として、公民館の再建について、今後の施策と進捗状況、企画立案はどうなっているのか。

数日前の新聞紙上に、南部地区公民館の記事が載っておりました。その公民館はまちづくりを担う地域住民の主体的力量形成のキーワードであります。公民館は視野の広さと課題の広さを意識しつつ、みんなの居場所づくり、母親の学びと子育て支援、父親の学び、障害者の学び、高齢者の学び、子供の環境学習、自分史学習、地域づくり学習、カウンセリング、郷土づくりなど、公民館で学ぶ自分づくりと町づくりは住民の自治能力の源となります。そして、地域性、専門性、公共性を育み、今日的指標の施設として住民自治の実を上げる場となるわけであります。

そこで、公民館に対する望ましい町村の体制は中央館方式ではなく、並立方式、つまり、地区館中心でなくてはなりません。そこで、中央にあるからではなく、各地区館ごとの運営が望ましいのであります。そこで、再度再度申し上げますが、南部地区公民館の進捗状況はどうなっているのか、また、具体的企画立案はあるのか、南部地区住民の切なる声に期待できる兆しがあるのか、町長のご答弁をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、通告されておりました順番で答弁を申し上げたいと思います。

通告順の最初の南部公民館再建についてと、現在の進捗状況という件でございますけれども、既に、初日の提案説明及び次の日の新聞等によって解体、また建設計画の文言が載っていたわけでございますけれども、再度答弁を申し上げたいと思います。

これまで、取り壊し、大変財源確保のために苦慮していたわけでございますけれども、現在、担当課建設課の事業の中で、国土交通省住宅局地域住宅交付金の提案事業という中で行う予定になっております。平成15年でしたでしょうか、合併する前、アスベストの発覚、老朽化に伴って15年度からたしか南部地区では使用できないでいたわけでございますけれども、まさに合併して1年半の中で解体、それも100%の補助金です。この事業を見つけることができました。公民館につきましては、公立社会教育施設整備費補助金の活用によって建設されておりますので、まず、ここを現在、財産処分にかかわる事務手続を進めているところでございます。順番がございまして、まずその事務手続をし、財産処分承認申請書とその添付書類を文部科学省に提出し、承認されますと今年度中に取り壊しの予定になっております。恐らく承認してもらえるものと思っておりますので、ことし解体をし、今議会に5,000万円の解体費用を計上してございます。来年度につきましては、建設に向けた設計書の作成、これをしっかりとしていきたいと思っておりますし、21年度には建設着工という一つの流れで国土交通省の方と県との協議の中で進めておりますので、計画的にまず実行できるのではないかなと、こう思っております。

今回早々にして解体5,000万円の100%の国の補助、また、建設に向けて若干の補助制度、これを該当させていただいたわけですが、正直、こんなに早くというのは滅多にございません。通常こういう事業をやるときには、四、五年はかかります。そういう中で国、県、これも一つは東北農政局長が当町にいらしていただいたときに、お願いをしたところ、とんとん拍子的にきました。今後、こういったことはあり得ないと思います。でも、我々も何かこう国の方にも訴えながら、そういう部分の思いが通じたと思いますし、一つには達者村という一つの事業、これが国から大変評価されている、そういう部分というのも間違いなくこの事業を適用していただいたなと、こう思っておりますので、いろいろな部分で今南部町、地域的にはまだ浸透していない部分もあるかも知れませんが、徐々に徐々に浸透し、また国においても、県においても非常に関心を持って評価をしていただいております。地元の我々がやっぱりそういう部分をしっかりとやることによって、こういう他の事業までに、いい部分の波及効果が出てくる。そう思っておりますので、今申し上げました計画どおりにぜひ実行、実現できるように、これからも取り組んでいきたいと、そう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目の農耕地へのアクセス道路についてでございますが、今、町が管理すべき道路は、町道

認定道路、農道認定道路、どちらかに区分、どちらにも区分されていないいわゆる里道に区分されておりまして、このうち農道認定道路につきましては、現在南部町では236路線、総延長約122キロの大変長い路線と距離があるわけでございます。その中で、主要な幹線道路、農道です。これまで県営による広域農道事業や町が事業主体での農免道路整備事業、また、一般農道整備事業などによって、順次整備を実施しております。南部町管内においては、主要な幹線農道につきましては、ほぼ完了していると認識をしてございます。直接農地に通じる農道及び里道につきましても、補助事業を活用した改良や舗装など、順次整備を進めておりますが、先ほども申し上げました236路線、122キロ、恐らくもっとあるのではないかなと、こう思われるわけでございますけれども、そういう道路の幅員が狭小で、未改良部分もまだまだございます。農耕車両の通行に不便がある。そういう道もまだあります。これらを解消するためにも、町の財源という一つの限られた中で整備をするわけでございますけれども、それだけでは到底追いつきませんし、それでも追いつかないですけれども、県営事業によって農道の整備、これを図っていきたいと思っておりますし、現在実施している県営事業、この事業の完了後においてはまた他の地域においてこの事業を生かしていきたいなと、こう考えております。

今、町では来年度また専門家と地域住民から構成する委員とともに、将来の南部町の農村振興施策の基本方針を内容とする南部町の農村振興基本計画を策定する予定になっております。一番大事なのが新町になりまして、まず、しっかりした計画を立てていく。そして、その計画に沿って順次行っていく。それが大変大事なことだと思っております。道路整備に限らず、福祉もそうですし、今、総合振興計画を策定しておりまして、初日の提案説明でも申し上げました12月の議会においては、南部町の新たな総合振興計画が提出できると思っておりますし、今度それに沿って具体的な実施計画というのもつくっていかなければなりません。そういう状況がどういうふうに進捗されているのかというのを比較する上においても、やはり私はまず計画をしっかり立て、その中で一つずつ実行、実現をしていくということが大変大事なことだと、こう思っておりますので、来年度に向けて、そういう計画もつくりながら、それぞれの地域の要望というのもあるわけでございます。何せ、236路線、122キロという先の遠いぐらいの距離数でございますから、まず、緊急性、必要性、そういう高いものをしっかりと比較をしながら、整備をしていかなければならないと、こう思っております。

合併して2年目、徐々に一つの計画が作り上げられてきましたので、今度は動く、行動を移す時期に入ってきたのかなと、こう思っております。そのためには我々しっかりと財源確保をしなければなりません。午前中でも税の確保のご質問もありましたし、税源移譲された都市部

はもともとお金があるところですから、これは逆にいい税源移譲だろうと思いますが、我々地方はもともと財源が乏しいところ、そこに税源移譲されても、もともとないところなわけですから、非常に格差が今後広がっていく、そういう中でやり繰りする場合において、しっかりとめり張りをつけていかなければならないと、こう思いますし、事業をやるとき必ず地方債という借り入れをしてやっぱりやっていかなければならない。そのときに、いわゆる地方債の公債費比率が高くなると、本当に事業をやりたいと思うときに、できなくなる。そのためにはやはり、きちんとした公債費比率をまず下げる、借入金をまず少なくしていく、そのことが本当に事業をやるときに計画どおりに実現できることだと、こう思っておりますので、そういう財政的な部分をしっかりと見据えながら、計画を立てて、一つずつ取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 今、ご答弁をいただきました。町財政も逼迫というよりは、順次財政を有効に使っていかなければならないという実情もわかりました。

236のその道路全部一斉にとは申しません。ただし、緊急性のある非常にでこぼこ、船を漕いでいるような車で歩いてもそういう道路、それから非常に狭い道路、だけれども、農薬散布などにも非常に事欠いているという、そういう道路もあるので、そのところは調査をしていただいて、緊急性のあるところは着手していただければ、簡易舗装でもただの石バラスでも何でもいいと思います。まずとりあえず農作業に不便を感じない程度のものでいいと思いますので、その辺も頭に置いていただければいいかと思います。

それから、公民館に関しては、非常に厳しい財政の中で町長さんが一生懸命研究してくださったその状況が本当に早くそれが実現できそうだということに、町長さんや担当の皆様にご心から感謝を申し上げたいと思いますし、町民も大変その一報を聞いて、あるいは新聞を見て、喜んでいられるかも知れません。本当にありがとうございました。敬意とお礼を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

14番、内村貞子君の質問を許します。内村貞子君。

（14番 内村貞子君 登壇）

○14番（内村貞子君） 前に通告してありました3点についてお伺いいたします。

まず、温暖化防止についてであります。

第33回主要国首脳会議サミットは、6月、議長国ドイツで開かれ、地球温暖化問題はG8主要8カ国がぎりぎりまで論議を戦わせ二酸化炭素CO₂等の温室効果ガスの削減について、地球全体で2050年までに1990年比で半減させるとした長期目標が最大の焦点であったということで、日本政府も世界全体の排出量を現状から2050年までに半減という提案を発表しました。主要8カ国のほかに中国、インド、韓国、インドネシア等を加えた計20カ国による対話も始まったということです。2008年には、北海道の洞爺湖で開かれるサミットで、その成果が報告され、温暖化防止への取り組みが総括されるということです。国や大企業の国際問題として、国際社会人である私たちが傍観していてよいのでしょうか。何か私たちでできることはないのでしょうか。環境省によりますと、国のCO₂排出量は12億9,300万トン、家庭部門は1億7,400万トンで、家庭部門で4,300万トンの削減を目標としているということですが、家庭部門は国のCO₂排出量の3割もあるということです。ちなみに、南部町世帯数は7,380世帯、青森県の世帯数は56万5,480世帯、日本の世帯数は5,110万2,005世帯だそうです。この世帯の一人一人が温室効果ガスの削減を少しずつでも実行したならば、その数は大きなものとなるということでもあります。

前回にも温暖化問題で、ご答弁いただきましたが、各家庭のCO₂二酸化炭素の削減について考慮しているのか、お伺いいたします。

次に、国民年金保険料についてであります。

社会保険庁は2006年度の国民年金保険料の納付率を66.3%と発表しました。南部町の2006年度の納付率をお伺いいたします。

未加入者はどのくらいあって、どう対処するのか。

次に、納付率をアップする構想はあるのか。以上お伺いいたします。

3番目に、小中学生の不登校についてであります。

南部町の現状はいかがでしょうか。不登校があった場合は、対応をどのように考えているのでしょうか。以上、お伺いいたします。

終わります。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、内村議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、温暖化防止等についてでございますけれども、議員からは第5回定例会のときにもご質問いただいております、一部において重複する部分があるかと思っておりますけれども、まず、現在の取り組み状況をご説明申し上げたいと思います。

町においては、循環型社会形成の一環として、家庭用ごみの分別収集、または資源物ごみの再資源化に向けた収集を行うなど、環境に配慮したリサイクルの推進に向け取り組んでいるところでございます。

また、リサイクル推進委員を委嘱しての会議や町内会での集会に出向いて、出前講座の実施、広報誌においてのPRなど、啓蒙普及活動にも努めているところでございます。

まず、我が国の二酸化炭素の排出量は90年に比べ9%も増加しておることとでございます。特に、運輸部門と家庭部門での排出量の伸びが著しくなっております。家庭での増加の要因としては、世帯数の増加、皮肉にも人口は減少しているんですが、世帯数は伸びているという状況なわけでございます。その世帯数の増加とエネルギー消費機器がまずふえたことによる消費電力の増加が挙げられております。また、車の保有台数の増加、交通渋滞による燃費の悪化が要因だと考えられております。温室効果ガスの排出が増加のまま続いて、地球温暖化が進むと私たちの生活にさまざまな影響が起こることが予想されているところでございます。

当町としましても、温暖化問題に関する町民への普及、啓蒙、啓発活動の推進は大変重要です。それぞれの住民一人一人が少しでもまず自分のごみを減らそうと。こういう一つの一人一人の取り組みが結果的には大きな成果になっていくものだろうと、こう思っておりますので、今後も推進委員の方々の協力をいただきながら、しっかりとまず、私たちが、自分たちが今まずできるもの、そういうものをしっかりと取り組んでいくことが大事だなと、こう思っておりますので、ごみの削減、そしてリサイクルできる資源として分別収集、ここの部分をしっかりとPRさせていただきながら、啓蒙活動をしていくのも我々行政としても大変重要なことだと思っております。まず、我々の地域、これは我々の地域だけで解決する問題ではないと思っておりますが、世界的に考えていかなければならない、まさにそういう環境問題でございます。しかし、その地域地域が取り組むことによって大きな成果になると、こう思っておりますので、まず、一つずつしっかりと自分たちの地域でできるものというのをやってまいりたいと、このように思っております。

次に、国民年金保険料についてでございますけれども、南部町の18年度の納付率でございます。

八戸社会保険事務所からの資料によりますと、18年度の南部町の保険料の納付率は75.01%となっております。17年度に比較しますと、1.95%納付率が下がっております。これが現状でございます。

それから、未加入者についてございますが、国民年金については、二十歳になりますと、強制加入という形でございますので、まずは二十歳になれば加入は全員なるわけでございますから、未加入ということに対しての答えになると、未加入者はまずないということになります。ただ、未納者はとなるとまた違うわけでございますが、加入については二十歳で強制的に入る制度になっておりますので、そういう手続で進めております。

納付率をアップする構想でございますけれども、しっかりと周知していくために、リーフレット等を同封しながら、年金制度の理解を求めているわけでございます。それからまた、納付していただく中において、催告状も平成19年度は定期的に年3回送付をさせていただく予定で今進めております。一つの先ほどの午前中の納税の義務と同じように、それぞれが国民年金の場合はみんな支え合うという考えからの制度でございますので、その形が崩れてきますと、自分はいんだ、自分1人ぐらいはいんだという、国民年金制度自体が成り立たないわけでございますから、そういう部分、大変な厳しいそれぞれの状況で、住民もあると、こう思っておりますが、制度を維持していくためにはそういう皆さんが、みんながみんなを支えるんだというこの制度というものをご理解をしてもらうように努めてまいりたいと、こう思っております。

経済的に厳しい状況の被保険者の方につきましては、当然減免制度もありますし、適正な軽減措置を行っております。ただ、所得がありながら納付いただけない方も中にはいらっしゃる場合がありますので、そういう方々については強制徴収ということも考えていかなければならない。あくまでもこれは支払いができる能力があると、そういう部分をしっかり我々も確認をしながらそういう場合にはしっかり取り組みたいと、こう思っております。

最後に、ちなみに八戸社会保険事務所管内の強制徴収実施状況でございますけれども、18年度は82件というふうにお伺いしております。19年度は7月末現在において39件という数字なようでございますが、いずれにしても、先ほど申し上げました年金制度を確立していく上において、しっかりとご納付いただくように努めていかなければならない部分と、その中で、軽減措置もあります。また、強制徴収ということにおいても、しっかりとそういう部分が収入はちゃんとあるかという部分を間違わないように、しっかりと確認をしながら、そういう部分について取り組まなければならないのかなと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

あと、最後の小中学生の不登校につきましては、教育委員会の方から答弁をさせたいと思いま

す。

○議長（工藤久夫君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） それでは、内村議員の質問にお答えいたします。

本町の小中学生の不登校の現状についてであります。30日以上欠席の児童生徒を対象に調査した結果、小学校には該当者はございません。ただし、今後指導しなければならないと見られる児童は若干おるところであります。

中学校においては、5名いる現状にあります。現在は、教職員の積極的な指導を受けて、4名は自分の学級に戻っている現状であります。

学校の対応ですが、保健室登校というのをやっております。保健室登校というのは、法的な根拠はございませんが、とりあえずまず保健室に登校させて、養護教諭が中心となって、学級担任、あるいは教科担任等が指導をして、だんだんに普通学級に戻すと、こういうふうなことで頑張っているところであります。

それから、次に、不登校があった場合の対応についてであります。教育委員会では生徒と教師の信頼関係をまず密にして、実態把握に努め、一日も早く登校できるように、家庭、学校と連携すること、場合によっては、関係機関の指導を受けて解決するように求めているところあります。今後も調査をしたり、あるいは随時報告を求めて早期解決を図っていきたいと考えているところでございます。

また、学校においては、教師間の認識を高めること、早期発見や実態把握に努めております。解決のためには、生徒指導部会、学年部会、あるいは心の相談員が配置されている学校は、心の相談員、また、職員会議等で情報交換をできるだけ密にしている現状であります。今後も児童生徒がまず大切なことの第一として、全精力を傾注して早期解決をすることを求めていきたいと思っております。また、解決したいと、こう考えておりますので、よろしくご指導方お願い申し上げます。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。14番、内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 質問ではなくて、意見といいますか、そういうことでございますけれど

も、温暖化防止についてであります。温暖化防止や各家庭での二酸化炭素 CO_2 の排出の削減については町でも真剣に取り組んでおられることは理解いたしております。今年度は農作物が枯れたり、草や木が枯れたりしたので、気候の変動か、異常気象かと思われることがありました。温暖化防止は絶対にやらなければならない最大の課題であります。町民一人一人の判断、努力に委ねることは大事であります。余り成果が上がらないと思うのであります。町が率先して、今後とも啓蒙活動をされることを希望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） 以上で内村貞子君の質問を終わります。

.....

散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月4日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時14分）

第10回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成19年9月4日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

35番 佐々木 元 作

- 1．新南部町運営に当たっての基本理念について
- 2．企業誘致と若者の定住策について

25番 川守田 稔

- 1．財政再建について

36番 伊 達 一 夫

- 1．教育行政について

20番 立 花 寛 子

- 1．後期高齢者医療制度について
- 2．若者対策について
- 3．交通安全対策について
- 4．町内循環バスについて
- 5．達者村構想について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（38名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君

13番 四 戸 清 君
 15番 工 藤 和 夫 君
 18番 馬 場 又 彦 君
 20番 立 花 寛 子 君
 24番 滝 田 米 作 君
 26番 佐々木 金 嘉 君
 28番 坂 本 正 紀 君
 31番 相 田 耕 作 君
 33番 沼 畑 繁 君
 35番 佐々木 元 作 君
 37番 金 沢 和 夫 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

14番 内 村 貞 子 君
 17番 佐々木 幹 夫 君
 19番 日向端 猛 君
 22番 大久保 俊 和 君
 25番 川守田 稔 君
 27番 工 藤 久 夫 君
 30番 河 端 幸 蔵 君
 32番 山 口 博 个 君
 34番 小笠原 義 弘 君
 36番 伊 達 一 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不二彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	庭 田 卓 夫 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君

選挙管理委員会委員長	中村喜雄君	農業委員会会長	沼畑俊一君
農業委員会事務局長	坂本勝君	代表監査委員	松本陽一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中野雅司	主幹	板垣悦子
総括主査	岩間孝幸		

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は38人でございます。定足数に達しておりますので、これより第10回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

35番、佐々木元作君の質問を許します。佐々木元作君。

（35番 佐々木元作君 登壇）

○35番（佐々木元作君） おはようございます。

通告の機会をいただきありがとうございます。

通告に従い、ご質問申し上げます。町長及び関係課長の答弁をお願いします。

まず、新南部町運営に当たっての基本的な姿勢を問うものであります。

このごろ、町内3地区の方々と話し合う機会があるわけですが、なぜか名川中心の行政がなされているやの意見が多く語られている感がいたすわけです。私ども同僚議員の方の中にもそのような気持ちを持っておられる方がいるのかなと思う感がするわけですが、私自身は、町長においては、この3地区の継続的な事業の展開はこの新総合計画立案の前においては、継続的な事業の展開をしながら、具体的な施策に取り組むものと思っております。今議会までも町長の発言の中にはそういう言葉が多々一体的な町政運営に当たっている姿勢を伺っております。決して一極集中的な考えのもとに進められているとは思っておりませんが、この機会に再度町長からその理念を問うものであります。

さらに、平成19年度の事業予算においての事業の展開の進みぐあい、今後の見通し等もあわせてお伺いするものであります。

一体的発展への見通しの中で、財政基盤の違いが合併3地区の収納率や滞納等の違いがあるのかも伺っておきます。ご答弁願います。

開会に当たって町長は、総合審議会の答申は12月に一つのまとめとして提案されるやに話されました。以前、私は、合併協議会において新町建設計画を作成したわけですが、その中においては、新町においての具体的な計画等は新総合審議会の結論に委ねると、こういう報告になっておりました。12月の提案はその時宜を得た策定とは思いますが、私ども議会議員は9月末をもって議会の構成も変わるわけでありまして。新議会議員の意見が十分反映されるように願うものであります。このことへの進め方もお伺いいたします。

二つ目でございますが、前回の質問議員にもありました。少子化の中で息子や娘をできるだけ身近なところでの就職を願っている方が多いわけですが、その対策の一つとして企業誘致があるわけですが、なかなか難しいという現状を町長も話されておりますが、「広域的な近隣自治体との取り組みを考えたい」と、そういう答弁が以前ございました。その後の経緯、あるいは今後広域的対策室的な協議会の設置ができないものかどうか、一つの提案としてお伺いするものであります。なお、現在、南部町への企業の進出と申しますか、南部町へ打診されている企業もあるやに聞いておりますが、許される範囲内でお伺いしたいものです。よろしくお願い申し上げます。

働く場所、仕事の内容によって、親子の認識のずれはあるわけですが、基本的な意向はどうか、高校以上の家庭においての親、子、どのような職業観、どういう仕事への要望、そういう内容で結構ですが、若者たちの意識を知る上でアンケートの必要はいかななものかと思いますが、そういう一つのデータのもとに、我が南部町においては、こういう仕事を求めている働く卵の方々がいるという、その方々の数字をもとに企業対策も講じられるのではないかと思います。町長は、「工業系の生徒さん方は就職の率は高い」と、こう申しておりますが、しかし、我が名川地区にあります県立名久井農業高校の生徒は働くことがモットーであるという気風のもと、これまた就職の率もいいに伺っておりますが、生徒さんたちの意識、家庭における親の意向というものを踏まえたアンケートの実施はいかがと思います。ご検討お願い申し上げたいと思います。

再質問は自席で行いますので、よろしくご答弁お願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、佐々木元作議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、新南部町運営に当たっての基本理念についてでございますけれども、合併の際に策定されました新町建設計画においては具体的な事業名や個々の事業費などは掲載されておられませんけれども、計画を策定する際の基本的な考え方として、それぞれの合併前の町村から、計画、または実施されている事業について提出をし、合併後の財政状況を十分に考慮しながら継続して実施をするという合意のもとに進められてきてございます。今、主に継続事業に取り組んでいるわけでございますけれども、かと言って、昨日も申し上げました公民館の解体、そういう部分、緊急性を見ながら、新規事業というものも、これは当然していかなければならないと、こう思っております。基本的には、継続事業をまず完了させていくということが協議会の中での申し送り決定事項であるというふうに認識をしてございます。

まず、合併して１年半を経過したわけでございますけれども、まだまだ全体として評価できない状況の部分も当然あるわけでございますけれども、名川地区で行ってございました達者村事業、これを全町に拡大し、全地区から委員の方々に参加していただいて、徐々にでありますけれども、全町拡大の雰囲気になりつつあると、こう思っております。

また、福地地区でのバーデハウス等のエリアでございますけれども、全域に広めました。こちらでも利用券を拡大し、ただ、今までなかった地区においては、サービスが向上したわけでございますが、福地地区におきますと、以前は利用券を月２枚という部分が１枚という部分で、そういう部分については地区によって低下した部分、またそれによって、逆に他の地区においてはサービスが向上した部分と、こういうのもあるわけございまして、すべてを一番上のサービスに持っていければいいんでしょうが、なかなかそれも厳しい中で、福地地区の方々にもご不便をおかけしたわけですが、その分全町の対象者の方々に拡大したということもご理解をいただきたいと、こう思っております。

また、ソフト的な部分でございますけれども、成人式につきましても、南部町成人式を１回で行っております。これも合併する前に既に１回にしようということになっておりまして、当時は夏の成人式と正月１月の成人式をやっている地区がありましたので、１回１月の部分を終了した次の年に同じくやってみようということで、成人式の統一も既に図ってございます。

なお、町民運動会でございますけれども、ことしは南部町全体の町民運動会として実施することで決定をして、今、その準備にかかってございます。町内会の方の参加も既に決定しておりま

すので、また、早くそういうスポーツの部分においても一体感ができるように努めていかなければならないと、こう思っています。

あと、それぞれの地区のお祭りでございますけれども、これにつきましては、合併後に統合されました観光協会のもとにおいて、合併前とほぼ同様に開催をされてございます。

なお、多目的バスでございますが、先般も申し上げました。「2年間準備にはかかりますよと、ただ、これについては必ず運行をしていきます」ということを私も公約に掲げておりました。これをまず計画的に実行して、秋試行運転、そして来年の4月本格運行ということにいきますので、これがまた運行すれば、かなりの利便性が高まりますし、交流の場が広がる。また、一体感というものもできてくるものではないかなと期待をしております。これも間違いなく、来年の実現に向けて進めていきたいと、こう思っております。

これ以外にも事業の必要性や緊急性を考慮しながら、国や県の合併補助金、交付金を活用しながら各種の計画策定、設備の整備、行政事務の電算化などを実施しております。今後は、現在作業を進めております総合振興計画をもとに、財政事情と事業の効果、または必要性を十分に検討しながら、継続事業を中心に、地域資源を活用し、新町として均衡ある一体感の発展のために努力してまいりたいと、このように思っています。

財政面から見た部分から1点申し上げますが、先ほども申し上げました財政状況については、決して楽観視できない厳しい状況下に置かれている中で、政策事業を進めていかなければならないわけでございまして、どこかでやはりめり張りをつけていかなければならない、最大の効果が得られる手法を選択しながら、緊急度、そういう部分を考慮した均衡のとれたまず事業を遂行することが大事であると、こう思っております。

ちなみに、19年度の各地区における主要な事業でございます。基本的には、旧町村からの継続事業を主として実施しておりますが、主なものとして、南部地区におきましては、公共下水道事業、これは、完成までには20年ほどかかります。事業費においても恐らく80億円以上の総事業費になるでしょう。こういう事業もやっていかなければなりませんし、これについては、公共事業、既に着手してございます。

そしてまた、史跡聖寿寺館跡公有化事業、これも進めていかなければなりません。そしてまた、先般申し上げました公民館の解体、そして、当然解体に伴って建設というものをやっていかなければならない。こういう事業がございます。

また、消防施設につきましても、昨年予算を変更し、地区を変更し、南部地区の整備に当たりました。今年度も南部地区の消防屯所の予算を今回の9月補正で提案を計上させていただいてお

ります。

名川地区でございますけれども、上名久井地区農業集落排水事業及び公営住宅ひろば台団地の整備事業、そして、ふるさと運動公園整備事業、上名久井地区畑地帯整備事業を実施してございます。

福地地区におきましては、福田地区農業集落排水事業、苫米地駅前団地整備事業、町道高橋片岸線改良事業及び町道あかね線改良事業等を実施し、若干の事業費の増減というのはあると思いますが、まず主な事業をしっかりと19年度に計上しながら取り組んでおることをご理解を賜りたいと、このように思っております。

なお、19年度学校給食センター、これの設計に入り、20年度の着手、完成という中で、これは地区は関係なく、南部町全体としての事業でございますので、ここはご理解を賜りたいと、このように思っております。

総合振興計画審議会の進行状況でございますけれども、審議会は、議会の代表、各種団体代表及び学識経験者の方々29名で組織し、平成18年度は3回開催いたしております。総合振興計画策定の説明、町内の主要施設の視察、アンケート調査結果の説明、序論及び基本構想、これはいずれも素案でございますが、説明を行っております。

19年度は、現在までに2回開催し、序論及び基本構想に対して、委員の方々から貴重なご意見、ご提言をいただき、それをもとに訂正、加筆を行い、前回の審議会においておおむね了承をいただいているところでございます。審議会は、今後2回開催する予定であります。審議会で10月中に序論及び基本構想の最終案を決定していただき、12月の議会定例会にご提案いたしたいと考えてございます。当然、議員の皆様は9月で改選になるわけでございますので、新しい議員さんのもとでのご審議になるわけでございますが、そこまでの部分においては、今日まで議員の皆さんからご指導、ご助言、ご提案いただいた部分は当然反映される形で審議会の方にも話をしておりますし、当然、議会の議員、町民の代表の方々のご意見でございますので、十分尊重していかなければならないという思いと、また、新体制になりましたら、議員の方々からまた代表として委員に当然なっただき、何と言っても総合振興計画は町の最上位計画になりますから、この計画をもとに基本構想、実施計画というのが具体的に進んでいくわけでございますので、今までも審議会では十分検討していただき、かなりの議論が出たと聞いております。しっかりとした最上位計画をつくり、そして、その後、実施計画というものをまた具体的に載せて、それに沿って計画的に事業を展開し、地域が均衡的に保てるという事業をしっかりと行ってまいりたいと、このように思っております。

ただ、年度年度によっては、その重点事項によつての予算が地区によつてはここが多くなる。来年度はここが多くなる。そういう予算配分というのは当然あるわけでございますけれども、しっかりとした将来構想のもとで取り組んでまいりたいと、こう思っております。

大きく分けての2点目でございます企業誘致、若者定住策等についてでございますが、6月議会におきまして、長根議員さんから「広域的な企業誘致という視点を変えていってもいいのではないか」という貴重なご意見をいただきました。まさに現実的な部分もとらえていったときに、我々も企業誘致に努めているわけでございますけれども、なかなか厳しい状況、そういう中で、私も長根議員さんのご質問に、やはり広域的な部分、そして広域的な部分でしっかりと声を上げて、誘致を図り、その近隣の町村、その住民が雇用の場につければ、ここの地区だけに限定しないで、まず誘致できる方法、できやすい方法、こういうことも大変大事だと、こう思ひまして、非公式でございますけれども、八戸市長の方にもそういう考えはどうでしょうかと、こういうことも直接伝えてございます。

そしてまた、6月28日に、県南・下北産業活性化協議会が開催されまして、県では、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画を策定するので、関係市町村の同意が必要である旨の説明を県から受けました。8月9日付で基本計画が示され、県内を津軽地域産業活性化計画ブロックと県南・下北地域産業活性化計画ブロックの2地区に分別して取り組むことになっております。この協議会を十分活用いたしながら、先ほど申し上げました広域的な視点でもつてのとらえ方も並行しながら、一人でも多くの方々が職場、雇用の確保ができるようになればいいと、今、まさに地元が欲しい、これはもう本当の願いでございます。しかし、現実的にきれい事だけでは済まない、こういう状況下でもありますので、どういった方法が我々南部町民の若者が1人でも2人でも職場を見つけることができるかと、こういう部分を探ってまいりたいと、こう思っております。

次に、調査の件でございますが、今までもさまざまな調査をしてございます。同じような調査、町に対する調査、そういうこともしてございます。その中で、恐らく誘致、定住の部分になりますと、町内に企業誘致して、子弟の就職の場を確保してほしい、地元で就職したいので、高度技術関連の企業誘致を要望してほしいと、恐らくそういう内容になると思っておりますし、今日までのとったアンケート等においてはそういうふうになってございます。大体我々も要望はもう把握してございますので、今、特にそれに向けての調査を改めてするという考えは持ってございませんが、それは現時点でございます。ただ、今後状況をしっかりとらえながら、必要に応じて調査すべきときはしていかなければならないと、このように、こう思っております。ただ、少子

化対策検討委員会、女性職員での報告書も提出をいただいておりますし、そのほかにおいても町内の企業に勤務している独身男女、または児童、幼児の保護者からの少子化のアンケート、こういうものはもう既に実施をしておりますので、大体把握はしてございます。ただ、やはりアンケートとなりますと、さまざまな方々がさまざまな立場での結果が出てきますので、なかなかそれを全部吸い上げるというのは難しい部分がありますけれども、そういう部分については町の方も把握をしておりますので、今後いろいろな部分で、これは必要であるなという部分については、調査というものをしていきたいと、こう思っております。

最近調査項目が大変多い部分がありまして、逆に住民の方々からも「何回も同じような調査をしているんじゃないか」と、こういう声も聞きますので、やはり一つ一つ絞りながら、必要時にはきちんとしていくと、こういう考えで取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、今後ともまた、議員各位の皆様にはいろいろな部分で、情報をいただきながら、我々も情報を提供し、誘致、または定住に向けて取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 旧3町村ごとの滞納額についてというご質問がございましたが、本日資料を持ち合わせてございませんので、佐々木議員には後日資料としてお渡ししたいと考えております。

ただ、町全体の滞納額ということで、参考までお知らせをしていきたいと思います。

まず、国保税につきましては、2億800万円、それから町税、いわゆる固定資産税、町民税、それから軽自動車税、合わせてですけれども1億5,400万円、合計3億6,200万円という数字になってございますので、お知らせをしておきます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 南部町への企業打診されているようなこともちょっと聞いたものですが、伺ったわけですが、具体的に今のところはないわけですか。

先ほど、町長の答弁の中に調査をした経緯が何回かあると、そういう中で一次産業、農業、そ

ういう定着の新規就農者もなかなかない。あるいはまた、そのアンケートの中でどういうものがじゃあ見えているのか、その担当課長で結構ですから、例えば、電子関連的な企業、就職、また一方、土木建設関連への志向性、そういうものが見えているのかどうかお伺いします。その結果がわかったらお願いしたい。

以前、私も若いときがありまして、紅顔の美少年とは言いませんでしたが、若いころPTA活動に入ったことが、子供の育成をしながら。そのとき調査アンケートをしたときに、忙しい、参加者が少ないというPTA活動の中でのアンケートの結果に、日曜日であれば参加できるとか、夜の活動であれば参加できるとか、そういう親の仕事の中で、いろいろなものが一つのテーマとして見えてきた。それが夜間の活動への参加ができるというようなときに、冬季間のスケート場づくりをした経緯があったり、あるいは日曜日の作業奉仕等で、学校の庭の手入れをしたりと、こういうやはり多少親の職業感とか、住民の職業感の中で変わってくるときに、それをして、行動を展開するということも大事だと思ったものですから、先ほど伺ったんですが、そういうアンケートの中でもしわかっていることがあったら、見えてくる傾向が見えたら、ちょっとお伺いしたい。

それから、こういういろいろな継続的な事業を基本にしながら、予算配慮をして対応していく、これをぜひ広報を出しているものですから、広報を通して今後の進めるものを絶えず情報提供しておくということを考慮してほしいなと。やはり見えていないと、一つの見えたものだけをとらえて、達者村のTシャツがどんどん写ったりするときに、名川地区が先行しておった達者村活動が他地区の方への羨望の的みたいになって、名川地区のことばかりというふうなとらえ方で意見を申している方もいるのかなと思ったりするんですが、こういうバスの計画運行、それによって、バーデへの往来が可能になる。あるいはチェリウスへ行く、あるいは南部のぼたん園へ行く、そういうものの一体感がどんどん醸成される。何せまだ1年半、2年目へ入った中での早急な結論を出すということは本当は私も無理だろうと思うんですが、しかし、行政側では、そういう情報の提供をどんどん図って、その一体感に行動させているよ、進めているよというものを周知させるのも一つの住民の方々への理解を深める方法ではなかろうかと思います。

教育長さんから、ちょっとお伺いしたいんですが、学校間の子供たちの交流、こういうものがどのようにとらえられているのか、意識的になされていることがあるのであったらお伺いいたします。

それから、事業展開において、例えば従来、私は名川地区のことしかわからないんですが、水田の公共用地買収価格は大体1坪1万円、300万円ぐらいというふうな一つの目安で進められて

おったように記憶しているんですが、そういう3地区における価格の違い、土地の単価等の違いにおいて、工事が思うように進まなかったり、あるいは想定した予算の中で遂行できなかったりというふうなものがあるのか、あるいはまた、障害になっている例があるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

給食センターの先ほど町長の19年のことしの設計、20年の完成、以前当初予算の説明だったと思いますが、電気、そういう電熱利用の視察を私ども教育民生の方でもしたことがあるんですが、そういう熱量の比較等をしたものの検討をしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

総合審議会の結論に新委員として新たな議員の方々が参画できるということを今お伺いしまして、どうぞ、じっくり協議をしているとは思いますが、議会議員の意見も吸い上げられる機会をぜひこれからの会議の中に、そういう時間的な設定をお願い申し上げたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 佐々木議員のご質問の中に、商工観光課関係のご質問がございましたので、お答えします。

今現在、南部町への企業等の進出の情報はございません。正式にはないという言い方になります。

それから、職業に対する志向の状況はどうかというご質問でございますが、先日町長の方からも答弁でご説明申し上げましたけれども、運輸業、それから製造業、医療福祉業では増加になっていると。他の産業、飲食、小売業、建設業等は減少ということになっておりますが、これが就職している者の動向でありまして、就職する方々の志向と合致しているとは言いがたいわけですが、求職の数がそういう状況でございますので、それに就職をする方々が多いという状況になっております。

それから、熱量等の比較ということで、多分、バーデハウス等の発電機等のことだと解釈しましてお答えしますが、バーデハウスの発電用のポンプ3基ございまして、これが重油の高騰により、契約会社がリース会社でございましたが、倒産の状況にあるということで、撤収したということで、これに変わる代替の熱量等、電源等を確保するのが先決でございまして、今現在は、全部電化に切りかえておりました。ただ、今後はこういったボイラー、ポンプ等が多数ございますので、耐用年数に応じた更新期を考慮して、新たな電源等を確保していかなければならないということで、いろいろ見積もりとか、カタログを今調べているという状況でございます。ボイラー

の中には現在重油等に水分、水を含めたボイラー等も開発されているということの情報も得ておりますが、これが果たして費用対効果がどういうものかまだ把握しておりませんので、確実な対策とはなっておりませんが、それらを検討しているということでご了解いただければと思います。

以上で商工観光課の方は終わります。

○議長（工藤久夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 佐々木議員のアンケートの関係についてお答えをします。

このアンケート調査は、あくまでも少子化対策としてアンケートをしてございます。ただ、少子化対策でアンケートをしましたけれども、そのほとんどの要望は、職場が欲しいと、あと、子供の産める環境、子育てできる環境と、これらの環境を望む声が大多数でございまして、やはりこれらを一つずつ解消していくことが定住につながるのではないかなと。若者の定住対策の事業につきましては、各課にわたる事業でございまして、これからは体系的に各課連携をとりながら進めていかなければならないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 予算の措置状況とか、それらの広報等での情報公開ということですけれども、当初予算につきましては、広報等でいろいろと情報発信しているところですが、私ども財政課の方では、工事の契約を行っております。その中で、工事の発注状況につきましては、毎月の広報誌への掲載、あるいはインターネットでの広報媒体ということで、情報公開に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 佐々木議員から、3地区の工事に係る土地の買収価格の違い等は、どういふふうに統一しているのかどうかとありましたけれども、今現在は、3地区の土地の売買

価格に関しましては、税務課の評価額を基本としてやってございます。補償につきましては、東北用地対策連絡協議会という用対連といいますが、そちらの方で補償価格を出してありますので、それに基づいて、南部町に合った価格を設定しながらやっております。ということで、関係する課はそれぞれそういう形をとっております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） それでは、佐々木議員のご質問にお答えいたします。

今、私の頭にふっと浮かんできたのは、次のようなものがございます。駅伝大会の一本化、次に、海外研修の一本化、また、国内研修の一本化、小学校の陸上競技の記録会の同時開催と、こういうことが今現在、目に見えている一体感の浸透、喚起に役立っていると、こういうふうに考えております。私は、校長先生方に小中の一体感を考えた交流ばかりじゃなくて、町全体の交流を考えてほしいということは常日ごろの校長会においてお願いを申し上げているところでございます。もう少しお話し申し上げますと、旧町村ごとの一体感というか、そういうものが見えてきているのは、杉沢小、中学校の２学期制の導入、当初は中学校の校長先生方からかなり抵抗がございましたが、私が教育長に就任した当時からそういうことも考えてほしいということを要望しておりました。したがって、一つ灯りが見えてきたなという感じを持っています。中学校の校長先生方も２学期制というものを意識しながら時期はいつになるかよくわかりませんが、確かに意識を持って学校経営を推進しているということを感じております。

今後さらに町全体というものを考えて、一体感というものの浸透に努力してまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくご指導方、お願い申し上げます、回答にさせていただきます。

終わります。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 給食センターについてお答えいたします。

現在、学校給食センター建設委員会を何度か開催しておりますけれども、現在の進捗状況におきましては、先月、町に一部答申を終えたところであります。それで、今現在は、本設計に入っておりますけれども、このランニングコストの面におきましても、オール電化、また燃焼式ボイ

ラーでは、どちらにもいい面があります。ですから、その中のいい面を取り入れてこれからも進めて、現在検討している最中であります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 方向性ということ、これは求職の方では、会社関係で就職の景気に合った会社とその職種において求職するんだろと思うので、私が申し上げたいのは、南部町に居住する高校生以上の生徒さんたちは、将来的に進学希望の中にどういう職種、ホワイトカラーとか、ブルーカラーとかという言葉もあるわけですけども、そういう職業観をどの方向性に持っているのかなというものをつかまえたときに、「うちの南部町には工業関連を望んでいる若者がいっぱいおりますよ」と、十三上下北地区協議会の会議等で町長はそのデータを持って行って、「南部町には126名の生徒さんが工業関連の企業に就職を望んでおります」と、こう言ったら、言いやすいのではないかなということで、若い人たちの志向をつかまえたらいかがということをお願いしたかったんです。

それから、教育長さんからもう一遍、連合PTAの活動がひとつの一体感で南部町連合PTAという組織がなされているかと思うんですが、それはやはり親というものはどうしてもひとつの固定観念をぬぐい切れない。それは以前名川町にあったときも、旧北川地区、名久井地区というものの何というか目に見えないひとつの対抗意識の中でお互いにこう頑張ってきたというものをなかなかぬぐい去るには時間がかかる。そういう中で、いろいろな行政にかかわるときに、名川地区、剣吉地区の方へ箱物を建てると、名久井地区にも建てるとかというものにこだわった経緯があったものだから、子供たちの中に一体感の醸成をより早い時期にしてほしいということを考えたわけで、伺ったんですが、どうぞ、連合PTA等での交流を活発にさせて、仲のいい大人たちを子供たちに見せるような、雰囲気ぜひつくっていただきたいと思います。

建設課長が申されるように、土地の評価額においての、もちろん当然だろうと思います。評価額が恐らく路線とか、その地区によって多少は違うんだろうとは思いますが、どうぞ、支障が起らないように、懇切丁寧な接触というか、対応をして、こういう事業の展開をスムーズにしてください。

私は入札の価格、入札の報告、どこどこ路線の、ある程度わかる方もいると思いますが、今後、聖寿寺館発掘調査に入る。何月ごろ地元の方々のご協力を願いますと、毎度見せてやることが、

あ、次に来るなど。こっちの方にも来るなどというもので、行政というものが早く情報が伝わるのかなと思っておるんですけども、そういう広報のよりよい活用をさらに工夫して検討して進めてほしいなと思います。

何せ、今議会で山口議員がおっしゃったように、私は私に点数をつけることはできませんが、再度ここへ戻ってくるようにと思って議員の活動を継続したいと、そういう思いで日夜、夜を割いて活動しております。内容は皆さんの議員各位のご判断にお任せしますが、本当に課長さん方、懇切丁寧なご答弁ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） 答弁はいいわけですね。

（「いいです」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 以上で佐々木元作君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時52分）

.....
○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

.....
○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を続けます。

25番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（25番 川守田稔君 登壇）

○25番（川守田稔君） 皆さん、おはようございます。

まず最初に、先日、名川の先輩議員であられた山本又三先輩が亡くなりました。1期だけでしたが、私が議員1年生のときに、一緒に活動させてもらった親しい記憶があります。心から追悼の意を述べたいと存じます。

私の一般質問ですが、先ほどの佐々木議員の質問と重なる部分が多く、私が求めていた内容が答弁として随分と盛り込まれておりましたので、その部分は割愛いたしまして、ただ一つだけ、気になることがありますので、質問させていただきます。

実は、財政運営計画書です。前の議会で資料としていただいたこの計画書を見ていまして、こ

の内容に一部事務組合の予算というのが網羅されておらないなと、想定されていないなということに気がつきました。事業としてスタートしている分はもう盛り込んであるんでしょうが、例えば私は、塵芥の議員をやらせてもらっています。一部事務組合の方では旧施設の取り壊しという課題が現在あります。例えば、環境衛生の事務組合ですとか、八戸広域事務組合の方の内容はわかりません。そのことを踏まえて、こういったこれから一部事務組合の方で計画されている、審議されている内容が財政運営計画書にどのような影響をもたらすのかなということが非常に興味がありますので、その内容をご説明いただきながら、財政運営計画書の内容がどのように変わっていくのかということをお伺いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、まず、総合振興計画等につきましては、先ほども申し上げましたので、議員の方からも割愛させていただくということでございましたが、20年度を初年度として、29年度を目標とする10力年の中でまず総合振興計画になります。それに向けて、今度実施計画を策定していくという予定でございます。主な事業等も先ほど申し上げましたが、そういう中で、（仮称）医療保健センター、こういうのも入ってきますし、非常に財政状況が厳しい中で、どのようにして実現できていくのかというものをしっかりと検討していかなければならない、そう思っております。

そして、ご質問がありました一部事務組合、特に塵芥組合でございますけれども、合併前、それから現在において、施設の計画というのはまだ出てございません。ですから、新市建設計画の中にもまだ織り込まれていない。また、当然織り込んでいく場合においては、並行しながら構成市町村において事業計画を練って、採択に向かっていくわけでございますけれども、今はその段階まで来ていないわけなんです、施設からすると非常に老朽化してございます。川守田議員も組合の議員でもございますので、状況をご認識のことだと、そういう中でのご質問だと思っております。昨年、組合議長さんの方にも、組合の視察研修は実施しないということが決まりました、できれば、他の施設の視察もいいんですが、我々組合の施設をぜひ議員の皆さんに見ていただきたいと、こういうことを職員を通じながらお願いをしていたんですが、日程等、ちょっととれなくて、実現しませんでした。非常に今補修補修で行っているのが現状でございます。喫緊にもやはりそういう施設の整備計画というのを立てていかないと、故障でもってストップすると大

変なことになる。そういう事態もしっかりととらえなければならないと、こう思っております。どういう規模、当然補助事業を活用しながら、起債を活用して、それぞれの構成団体の割り当てがどのくらいと。１年でそれを全部負担するというわけではない、分割にして当然になるわけでございますけれども、そういう部分も今後入ってくるとなると、構成市町村からすると、それが現在の計画よりは負担になってくるということは事実、今後の検討課題になってくると、こう思っております。詳しい部分、どういう部分で財政運営について影響が出てくると。財政課長の方も細かくはまだその事業規模も全く現時点では示されていませんし、検討に入っておりませんので、はっきりとは言えない部分があると思いますけれども、財政課から見た見地で答弁をしたいと、こう思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今の財政運営計画の中での一組の事業が掲載されていないということですが、これは実際私どもの将来計画の中に、現時点ではその一組のいわゆる大規模事業、改修事業の予算的な背景は措置しておりません。財政運営計画、あるいは公債費負担適正化計画上では、一組のいわゆる経常経費の負担、あるいは既発債、今までに発行した起債の償還は実際の数値が固まっておりますので、それらは網羅した計画にしております。

今、川守田議員が言いますこれからの一組の新規な事業に対する財政の影響ということでございますけれども、多大なる影響があると認識しております。その中でも一組の構成市町村の財政状況の中で議論されるべき事業になるのかなと。これを第１点考えてございます。そのほかに、もしその事業をやる場合、補助金の活用、あるいは起債でも交付税算入のようなある起債などなどを活用していただければと、このように思っております。

そのほかに、財政再建ということのご質問でございますので、一組以外でも当町の新規事業、大規模事業などなどを実施する場合、大型事業を実施する場合、事前に県との協議が必要となってきます。私どもの実質公債費負担比率なんですけれども、18%を超えております。この18%という線は、この18%以下であれば、県知事との協議だけで起債が発行できると。18%を超えると、従前のように県知事の許可が要するということのラインでございますので、構成市町村がこの比率が高ければ、一組の事業においても、県との協議が当然に必要ということの中で、慎重に、この事業の展開をする場合に、私どもの町と同じく、一組であっても、当町であっても、いわゆる県との協議の中で、構成市町村の財政状況を加味しながらということが重要になってくると、

このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 再質問は、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 内容はわかりました。

「そういったことが財政運営計画にどう影響してくるかということを述べよ」とは言いましたが、それが明確な答弁があるとも思っていた質問ではありません。申しわけありませんが。ですが、一つ気になるのが、私が一部事務組合の塵芥の議員をやらせていただいて、気がつくんですが、一部事務組合のそれぞれの事務組合、同じなんだろうと私は認識しているんですが、年に何回かの定例会があって、臨時があってという、そのたびに、その議題には乗るんですが、そこで取り上げられた内容というのが、各町村の議会に届いている議会もあるようですが、当町においてはほかの関係していない議員には何ら伝えられていないような気がするんですね。そういう機会がないということと、私も含めてほかの議員がいちいち皆さんに知らせるということをしていないのもそれは理由なんだろうが、例えば、一部事務組合の事業が決定して、そうすると、町の負担分というのが決定して、それが予算書であれ、補正予算であれ、いきなり届くというので、事後報告的なそういう報告の部分しかないわけですよ。ですから、私が一部事務組合の議員をやらせていただいて思うことは、そういった内容をやはり少なくとも、この南部町の議会に対しては事細かな、例えば議員として、例えば町長であれば管理者であったり、副管理者であるわけですが、そういう報告の機会をちゃんとした形で持って、皆さん合意の上で、その結果を代表の議員として一部事務組合に持ち帰るという、そういう作業が必要なんじゃないのかなという思いがずっとしていました。余談になりますが、そういったことがこれから必要になってくるんじゃないのかという提言としてお聞きください。

質問の内容は以上です。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 議員のおっしゃるように、一部組合の状況という部分、そういう部分は今後きっちりと情報報告というものは大事であると、こう思っております。

それと1点、今、組合が二つあるわけで、その構成町村は同じ町村、3町で同じ組合と、ここ

の部分についても今町長たちとも同じ構成町村なので、一つにできないものかという議論もしていきたいと思います、必要じゃないですかということもお話をしております。ぜひそういう部分も含めてまた議員の皆さんからのご意見等もいただきながら、そういう部分も今後は考えていかなければならないと、こう思っておりますので、その点につきましてもどうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

36番、伊達一夫君の質問を許します。伊達一夫君。

（36番 伊達一夫君 登壇）

○36番（伊達一夫君） 通告しておりました教育行政についてご質問いたします。

ことしの青森県教職員組合から教育予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願書が提出され、教育民生常任委員会に付託されました。そして、教育民生常任委員会での慎重審査の結果、採択をされました。この請願の趣旨は、一つは、義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に還元することを含め、制度を堅持すること。

二つ目、学校施設整備費、学校図書整備費、就学援助、就学奨励など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

三つ目、教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保充実すること。

四つ目、きめの細かい教育実現のために義務制第8次、高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。

以上、4項目の指針でございますが、私は、この町の学校図書整備費についてひとつ伺いたします。

政府は、1993年、子供の読書離れが顕著になったことを受け、学校の蔵書を1.5倍にする政策を始め、学級数などを基準に標準図書数を決定、市町村には本の購入費として昨年度まで二度にわたる5カ年計画で1,000億円以上の地方交付税措置をしてきたと。しかし、2003年に実施された経済協力開発機構の学習到達度調査では、子供の読解力の低下が判明、蔵書の1.5倍化を達成できたのも2005年度末で全国の小学校では40%、中学校全体の35%に過ぎず、十分な効果を上げ

たとは言いがたい。今年度からさらに新たな5カ年計画を開始、毎年200億円、総額1,000億円を支出するが、最終的な使途が市町村の裁量に委ねられる交付税では、別の目的に使われてしまうケースもあり、国が使い道を限定しなければいつまでも目標には届かないと、県の幹部も指摘をしているそうです。

学校図書館整備推進会議の資料によりますと、2004年度は、小学校1学級当たり約2万4,400円、中学校は4万8,800円、特殊教育諸学校は約4,000円で、この額に学級数を掛けたものが1校当たりの図書費になるそうです。よって、小学校18学級では44万円、中学校15学級では73万円2,000円、これが従来の図書費に上積み、上乗せされることになるそうですが、我が町の小中学校の図書購入費は幾らなのか。また、図書離れの防止策をいろいろやっていると思いますが、その内容をお知らせください。

最後に、小中学生たちの年間どれくらい本を読んでいるのか、わかる範囲でお願いいたします。以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいまの教育行政について、町内の小中学校の図書購入費は幾らか、また、読書離れの防止策、小中学生の年間の読書数はのご質問についてお答えいたします。

一つ目の町内の小中学校の図書購入費につきましては、町では、各学校に年度ごとに児童生徒図書購入費として予算化し、配分しております。平成18年度は、小学校8校で82万7,000円、中学校4校で77万2,000円、合計で159万9,000円配分いたしました。平成19年度におきましては、小学校8校で80万円、中学校4校で70万円、合計で150万円の予算配分をしており、各小中学校では、希望する図書購入をしております。

二つ目の図書離れの防止策につきましては、学校では、読書や図書館利用促進にさまざまな工夫を凝らしております。内容につきましては、月に何度かのボランティアによる読み聞かせ会の開催、読書の時間を設けている。図書委員会の活動で図書室の利用を促進する。月間、年間の読書賞を設けて表彰する。新刊書の紹介を工夫して行うなど、教育現場で読書の大切さを認識し、読書離れのないよう努力いたしております。

三つ目の小中学生の年間の読書数につきましては、学校図書貸し出しの調査では、児童生徒1人当たり年間の平均は38.7冊の読書量となっておりますが、昼休みなど、自由な時間での読書数につきましては、正確な把握はできておりません。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 各学校で希望する本が買えて満足をしているというようなご答弁でありますが、それならばよろしいと思うんですが、津軽地方のある学校というより、結局自治体の財政が厳しいので本を買えない学校もあるというような話も聞いております。それで、我が町の小学校は8校で何学級あるかわかりませんが、まず1学年1学級にしても6学年で6学級、8校で六八、四十八学級になるのではないのでしょうか。そうした場合、2万4,400円掛ける48、117万1,000円、これが本来は従来に上乘せさせるべき額であると、こういった場合は、少々少ないのではないのかなと、こういう気がいたしております。それでも、中学校は何学級あるのかわかりませんが、恐らくこの計算でいくと少ないのではないかなと、こういう気がしております。しかし、いろいろ工夫して、読書離れをまず防止しているというようなことでございますが、生徒より、我々大人の方が本当は読書離れが進んでいるのではないかなと、こうも思っておりますが、そういうことで、とにかく生徒、児童に対しては本当に満足のいくような図書の購入を今後も続けてもらいたいと、こう思っているところでございます。

さっきの額についてのご答弁があったら、ひとつ。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 交付税上の学校図書、児童図書の算入の考え方についてご説明申し上げます。

まず、経常経費の中で学級を単位とする交付税算入がございします。その中で、教材用図書と学校図書館の図書費の二つの項目で交付税上では計算されます。具体的な数字でございしますが、18年度におきまして、小学校の部分において59学級、基礎数値的に把握しております。その中で小学校59学級で児童用の図書の算入額190万円ほど、ですので、59学級で割ると3万2,000円、これが児童用の図書、教材用は除きます。中学校におきましては197万円ほど、26学級でございしますので、1学級当たり6万8,000円、これが交付税の算入額でございします。

いろいろこの交付税の一般財源化ということで、交付税に算入算入と、いろいろな部分で交付税の算入という説明がなされます。ですけれども、我々交付される側にとっては19年度はマイ

ナス4.4%、もらえるベースでは低くなっていると。ただし、算入は入っていますよと、こういう理論でございます。

実際の18年度、今学務課長から決算額の説明がございましたが、その差額において、じゃあどのように考えるかということでございますけれども、やはり、学校予算の総体の中でそれらを考えていくと。例えば、パソコンの導入経費に回る場合もございます。それから、学級の維持補修などに回る場合もございます。それから、教材、その他の備品に回る場合もございます。そういったことで、交付税は一般財源でございますので、その年その年の財政状況によりまして、いろいろと議論しまして、予算措置をしているということでございますので、その辺、ご理解願いたいと、このように思います。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ございませんか。伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 交付税は何々という名前がついてくる交付税でないので、結局我が町の方は学校予算はそれに充てているということですが、本当に財政が厳しい自治体では、図書費は二の次だということで、別な方を優先に使っているというようなお話も聞いておりましたので、質問した次第でございます。よく理解できました。ありがとうございます。

○議長（工藤久夫君） 以上で伊達一夫君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時37分）

○副議長（沼畑繁君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後1時02分）

欠席 工藤和夫君

工藤久夫君

○副議長（沼畑繁君） 本日ただいま議長が所用のため欠席されましたので、小職副議長が代理を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

日程第1、一般質問を続けます。

20番、立花寛子君の質問を許します。

(20番 立花寛子君 登壇)

○20番(立花寛子君) 日本共産党の立花寛子でございます。

9月定例議会に当たり、一般質問を行います。

合併して1年9カ月余、改選の時期を迎える今期最後の一般質問となりました。名川町議時代から町民の苦しみや町民の解決しなければならない問題に、町民の心に寄り添い、温かく親身になって、事に当たってほしいと念じ一般質問を行ってまいりました。その成果は少しずつではありますが進んできたものと思われます。より一層の町の発展を望みます。

国の構造改革路線で、地方政治は厳しい財政難に陥っているわけではありますが、その解決策として、特別職報酬引き下げや入札方法を変えとか、現在の財政状況を公開して、町民に協力を求める。町長自身の姿勢を直接あらわす機会を設けるなど、今の状況を理解してもらうことも必要ではないでしょうか。こういう財政難を招いた原因や結果を正直に示すことです。当然、採決にどういう姿勢をとったか、議員の姿勢は問われなければなりません。町民に優しい、温かい町政に変わっていくよう切に願い、求めながら一般質問を始めます。

後期高齢者医療制度について質問します。

昨年、自民、公明両党が強行した医療改悪法で導入が決められました。ねらいは高齢者の医療費を抑制することにあります。75歳以上のすべての人が保険料を支払わなければなりません。保険料額は平均で月6,200円で、年金から約8割の人が天引きされ、少ない年金からも最大で半分まで保険料として引かれます。保険料は2年ごとに改定され、高齢者の医療費がふえれば、保険料も引き上げられる仕組みです。年金が月1万5,000円に満たない人は保険料を自分で納めに行かなければならず、保険料が払えなければ、保険証を取り上げられます。お金がなければ病院へ行くなということでしょうか。70歳から74歳の方の病院窓口負担が現行の1割から2割へ負担が2倍になります。こんな制度は廃案にするしかない制度ではありますが、どのぐらいの方が理解されているのでしょうか。混乱を避けるためにも正確な内容の制度説明は必要ではないでしょうか。計画はしているのでしょうか。

次に、保険料は決まったのでしょうか。その徴収方法はどうなりますか。

保険料減免などの救済策はどうなっていますか。県が一般財源から補助金を手厚く投入すれば、保険料の高騰を抑制できるわけですから県に対して保険料が低く抑えられるように、また、低所得者に対する保険料の減免措置を広域連合の条例に盛り込むように働きかける考えはないのでしょうか。当町としても補助金の投入は考えているのでしょうか。

若者対策について質問します。少子高齢化の時代、若者が安心して子供を産み、育ててこそ、南部町の将来が明るいものになるのではないのでしょうか。現実はどうでしょうか。子供は大きくなるのに、収入は下がる一方です。子供を育てにくい環境、産まなければよかったと後悔しています。政府は景気は回復と言いつつ、大企業のボーナスは過去最高、しかし、「私の家族は仕事を失って、新しい仕事につけない。学校を卒業した子供は、いつまでたっても正規の社員にはなれず、世間から、政府から忘れられようとしています」と、悲痛な叫びがあります。「保育料の基準が変わり高くなった。毎年基準が変わるのも一般の人には公表されずに決まるので不満です。本当にことは保育料が高いため、とても大変な思いをしている方が多いようです。次の子供が欲しくてもあきらめる若い人も多いと言います」と言っています。定率減税の廃止で収入がふえなくても、税金が高くなったため、その影響で保育料にはね上がらないように質問してきましたが、何らの手だても尽くさなかったのでしょうか。若者の労働条件が厳しくなっているときだからこそ、保育料の引き下げがどうしても必要なのです。住民要求がそれを証明しております。

次に、正社員をふやす企業への支援制度の創設について質問します。

企業誘致で仕事場の確保を図ってきたときもありました。その会社へは正社員で就職できたのでしょうか。福地地区には誘致した企業があると聞いていますが、地元からの雇用形態はどうなっているのでしょうか。調べてみてはいかがでしょうか。雇用確保のため、自治体として努力してきたわけですから、正社員として働いているのか、そうでなければ自治体独自の支援をとりつけるとか、県にも要請するなり、何らかの手だてが必要ではないのでしょうか。

交通安全対策について、１）名川分庁舎前の道路に歩道取り付けの計画はないかについてであります。

これからのまちづくりについて要望の多い項目は、生活環境整備に力を入れてほしいということです。特に、学校への行き帰りの道路の安全を望んでいます。森越から剣吉小学校への通学路に歩道がなくて危険、幅も狭い。福田小から東あかね、もう少し先までの通学路なのに街灯が少な過ぎるなどありますが、特に、今回取り上げましたところは、他地区から分庁舎に用事で訪れる車があるでしょうし、ふなれな場所への出入りで、安全が損なわれることもあるでしょう。朝夕の通学路という重要な道路です。歩道の取り付けの計画はあるのでしょうか。

次に、交通整理員に安全保険を掛ける考えはないかについての質問です。

「向小学校の前で、朝、交通整理をやっています。合併前は、役場からお金が出ていましたが、今は何もありません。せめて保険料だけでも出していただけないのでしょうか」と訴えがありました。合併したからどこかの基準に合わせるということで、このような結果になったのでしょうか、

画一的な処理の仕方ではなかったでしょうか。どういう経過であったのか、調べる必要があるのではないのでしょうか。「これからも協力はしたい」と話されているわけですから、せめて保険料だけでも取りつける必要はあるのではないのでしょうか。また、今までどおりということはできないのでしょうか。お考え願います。

町内循環バスについて、多目的バスの件でございます。

路線拡充の手続はどこまで進んでいるのか。

2点目、バス料金は引き上げするのかについて質問します。

町内循環バスを南部町全域に通してほしいという要望は、合併に向けての住民説明会でも聞かれ、独自に取り組みました町民アンケートにも要望があります。福地地区と南部地区にも100円バスが通るようになってほしい。なぜ、名川地区だけに100円バスが通っているのですか。合併したならばほかの地区にもバスを通してほしい。そのバスでバーデに行ったり、南部の町に行けます。年をとり、駅の階段を上がったり下がったりは、本当に不便です。また、3地区に100円バスを1日も早く通してもらいたいと。

次に、料金についてであります。100円バスと言われるほど、100円で乗れるバスと認識されております。何としても100円で運行していただきたい。町内循環バスの運行計画はどこまで進んでいるのか、お聞きします。議会開会時、町長から説明はありましたが、もう一度お聞きいたします。

達者村構想についての質問です。

達者村ということで、決まった地域があるとか、そこに行くといつでも行事をやっているとか、誤解されて受け取っている人が多いようです。グリーンツーリズムについても意味がわからないと言っています。予算はどう使われているか説明が欲しいという意見がありました。農業を発展させ、農家の収入向上のため、また、市民の休暇の過ごし方の一つとして始められた農村、漁村でのゆとり休暇と訳するグリーンツーリズムであります。実態が理解されておらず、特定の団体だけが優遇されているように受け取られていては、町の発展のためによくありません。十分な説明が必要ではないでしょうか。

次に、無理解の上に、税金の使い方についての批判だとは思いますが、住民感情に合わない行き過ぎた行動はなかったかという点です。

「合併したと同時に、達者村という言葉があっちこっちに掲げられ、気分を害する」と言っています。「伝統行事にまで達者村の字が躍っているのは不愉快だ」とも言われました。合併して日が浅いのに、名川時代のさまざまな習慣を押しつけているということではないのでしょうか。合

併したからということで、急ぎ過ぎているのではありませんか。時間をかけて十分に話し合うならば理解されると思います。行事の内容や予算の使い方について、町民が十分に把握できない場合があるわけですから、さまざまな機会を使い、知らせることが大事だと思いますので、広報なんぶを活用し、町民の意見を掲載するなどして、町民との交流を深めてほしいと考えています。答弁願います。

○副議長（沼畑繁君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度でございますけれども、ここについては、詳しく担当課長の方から説明をさせたいと思います。

なお、制度自体にも立花議員さんは猛反対であるというふうに思っております。まず、この制度は医療費の抑制、そういうのもまず図るという中で、国の制度によって決定されたことなわけでございますけれども、まず一つには、後期医療制度にかかわらず、大事なのは病院の掛け持ち、患者さんのですね。ここの部分というのも考えていかなければならない。どうしてもそういう部分が医療費が上がる原因にもなっている大きな要因でもありますので、そういう部分もしっかりと住民の方にお願ひ、周知というのもしていかなければならないと、こう思っております。

保育料の引き下げでございますけれども、これは昨年度も6回、7回定例会でご質問をいただいております。その都度説明を申し上げてまいりましたが、保護者から納めていただく保育料と公費で賄う保育料について、あくまでも申告に基づいた所得の決定の中から保育料を決定しておりますので、そこはぜひご理解をいただきたいと思います。ちなみに、18年度においては、歳入で保護者負担が約1億1,000万円でございます。歳出で3億5,500万円でございます。差し引き2億4,500万円が町の負担でございます。その分町の方も大きい負担をしていると。それと、もう1点大事なところをお話いたしますが、合併前のいわゆる3町村の保育料、これは階層によって同じ金額もあれば、階層によって3地区ごとに違うところがありました。ちなみに3歳未満児、5階層のところではいきますと、旧名川町が3万円、旧南部町4万4,500円、旧福地村3万7,200円の保育基準額でございました。ここを合併と同時に安かった名川地区の3万円に下げているんです。南部地区におきましては1万4,500円、福地地区においては7,200円、そして3歳児以上、ここについては5階層、6階層、7階層、ちなみに安かった旧名川が5階層の1階層で2万7,000円、

南部地区は4万1,500円、福地地区は3万4,200円、ここも安い2万4,000円の額にしております。5階層の2においても同じく安い名川地区の3万5,000円、ですから、ここは5階層、6階層、7階層、いずれの階層においても南部地区においては1万4,500円、6階層においては6,500円、福地地区においても7,200円、6,500円というふうに合併前より引き下げになっております。こういうのもぜひご理解をいただきたいなと。それぞれによって、合併によって安くなっているものもある。中には地区によっては高くなる。そういうのはいろいろあるわけでございます。そういう中で町の方も応分の負担をしながら取り組んでおりますし、まず、基本的には申告に基づいての決定で行っているということをご理解をいただきながら、取り組んでまいりたいと、こう思っております。

次に、若者対策についての企業への支援制度等でございますけれども、現在、財団法人八戸地域高度技術振興センターにおいて、企業への次のような支援も行っております。債務保証制度、低利融資事業、また研修指導事業、調査研究事業、研究開発助成事業、情報提供事業、こういう事業も広域的に行っておりますし、そういう部分を活用させていただきながら、南部町のおきましては工場誘致条例の雇用奨励金をもって制度をつくっておりますので、対応をしていただきたいなと、こう思っております。詳しい雇用状況につきましては、また担当課の方から補足をさせたいと、こう思います。

次に、名川分庁舎前の道路に歩道の取り付けということでございますけれども、あの道路は、県道でございます。名称県道櫛引・上名久井・三戸線でありまして、県三八地域県民局地域整備部が維持管理をしている道路でございます。

分庁舎前の歩道の取り付けについてであります。現場は海洋センター前の道路までは歩道は設置されてありますが、それから先の分庁舎前を過ぎて、町道広場・虎渡線の交差点までは歩道が整備されてございません。歩道が整備されていない理由でございますが、議員もご存じのように、道路両側に面して住宅が建っている地域でございます。住宅の移転という部分でも非常に難しい、時間を要する状況になっております。今、県道につきまして、合併する以前からそれぞれの町、村が県道要望をしてきているわけございまして、まず、我々合併して一つの町になったんですが、それぞれの合併前の要望、これを県の方に強く訴えているところでございまして、いろいろな県道がまだまだおくれてございます。

一つは、やはり重点整備事項として、南部地区の赤石バイパス、この要望というのも合併前からの要望、合併後も強く要望されている地区でございます。その赤石バイパス、そしてまた森越・福田間の拡幅改良、これは福地地区までは非常にすばらしい道路が整備されましたが、福

田までの間、大変狭くなって危険で、交通量も多い地域であります。そこもまず県の方に早く拡幅をしていただきたいということで、議員の皆さんも建設常任委員会の皆さんも県の方に要望に行っていておりますし、私の方からも県の方に強くお願いをしているところでございます。そのほかにも法師岡地区の道路も、これも要望してございます。中には五日市、田中、野場地区、こういう諸道路も同じくお願いをしているわけでございまして、とにかくまず一つ一つをお願いしながらやっていくしかない。県の方からも一遍に要望されても現実的に非常に難しいということで私どももまず当面赤石バイパス、福田間ここを強く要望して法師岡の線、こういうのも県の方では計画を一度廃止状況になっているという状況も聞きましたが、まず1回復活をしっかりとさせていかなければならないと、このように思っております。議員からの分庁舎前の部分というのは非常に住宅密集地でございまして、要望はもちろん来てございます。そういう中で、再度他の路線とあわせながら、しっかりと要望してまいりたいと、このように考えております。

交通整理員に安全保険の件でございしますが、詳しく学務課の方からも説明をいたしますが、私が報告を受けている中においては、向小学校、南部小学校とも、学校において安全保険は掛けていると、これはボランティアの方々に対してでございます。ただし、不特定、いわゆる父兄の方々が交代制で立っていただいているようでございます。ここは保険の関係上、不特定多数となったときの保険のかけ方といろいろな課題もあるのかなと思っておりますが、週3日、一般ボランティアの方々につきましては掛けているという報告をいただいております。

それぞれの学校においていろいろな取り組みを学校ごとに行っているわけでございまして、そういう場合に特色ある学校づくり支援事業と、このことをぜひ学校側に、教育委員会を通じながら有効に活用してほしいという要望を、使い道についてはそのかわりに口出ししないという中で行ってきておりますので、それぞれが特色ある学校支援費、これをぜひ有効に活用していただきたいと。午前中、伊達議員さんからも図書の件がございました。町の方もそれなりの予算は計上を毎年しているわけでございますけれども、その部分で、もしもちょっと足りない。そういう中においては、各学校もそれなりの金額も行っております。そういう部分で特色ある学校づくり支援というのでも有効に活用しながら、それぞれの学校の特色、必要に応じて活用していただければと、こう思っております。

循環バスの件でございしますが、ここはもう議会においても私も就任当初から言い続けてきております。立花議員もどういう計画で、どういう状況で来ているというのは周知している、ご理解いただいていると思っております。私は2年必要であると。旧名川のときに運行するときもやはり運輸局を含めながら、どうしても2年ぐらい計画がかかる。パズルを組むような路

線を組むわけでした、そういう説明を当初からしてございます。逆に、そういう状況を今の進捗状況というのを立花議員さんはわかっているわけですから、逆に、町民の方々に議員として「今こういう形でもう進んで、いついつからこうなりますよ」と、そういう説明をぜひお願いしたいなと。これはもう2年前から私は言い続けてきているわけですから、そういう部分、しっかりともう町の方も取り組みをしている部分については、ぜひそういう部分でまさに議員活動としてそういう部分というのも議員さんからも「そこは違うよ」と、こういう部分も私はぜひお願いを申し上げたいなと。この件につきましては、きのうも申し上げました。提案理由でも申し上げました。三戸駅、またはバーデハウス、ここを起点としながら公共施設、病院、駅、そういう部分を中心としたルート、そして今まで空白地帯、ここにおいての運行、この二つの方法でもって今進めておりますので、秋の試行運行をしながら、再度確認をして4月の運行に向けて取り組んでいるところでございます。恐らく試行運転等をしてしながら、直さなければならないというのも当然出てくると思います。まず、運行をしながら、随時見直しをしていきたいと、こう思っておりますので、ひとつ議員からもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

料金の件でございますけれども、現在においては、原則的に100円の料金で運行したいと考えております。ただ、今後運行して、路線もふえますし、維持管理費、そういう部分を運行後に判断していかなければなりません。財政的に今までよりは必ず持ち出しが出るわけですから、そういう財政状況も見ながら運行後に検討していくことは出てくると思っておりますが、まずは運行時は100円の料金で運行させていただいて、諸負担がどれくらいになっていくのか、そこにおいてまた見直しというのもしなければならない時期も来るかと思いますが、そういうときはまたしっかりと当然議員の皆様にも状況を説明しながら、改正するときはご理解いただきながらしていきたいと思っておりますが、現段階は同じ100円の料金で運行を予定してございます。

次に、達者村構想についてでございますけれども、いろいろな取り組みをしてまいりました。知事が提唱する「あおもりツーリズム」のモデル事業として、青森県と協調しつつ、これまで町民フォーラムの開催、または達者村産品の認証、達者村百景の選定などの事業を進めてまいりました。今年度は「達者村のまつり・農業観光写真コンテスト」、「達者村花壇コンテスト」、商工会さんの「達者村Tシャツ購入着用補助」等事業を展開してきたところでございますが、非常にわかりにくいのではないかと、急ぎ過ぎているのではないかとというご指摘もありましたが、今、我々県内においても、多少は全国的においても、南部町の誇る達者村というのが我々地元以上に評価もいただいております。昨年度は「オーライ！ニッポン大賞」グランプリ、いわゆる内閣総理大臣賞でございます。そういう賞、毎日新聞自治優良賞、JTB優良賞、そういう賞、これは

今まで取り組んできた取り組み、こういう評価をいただいているわけでございます。そんな中で、大変今県内外からも達者村事業、南部町のまちづくりというものをいろいろな方々が視察に来ていただいております。私は、こういう部分をやはり伸ばして、他の町村からもうらやましいな、いい事業をやっているな、そういうふうに見られているときに、我々地元が足を引っ張るとは言いませんけれども、一緒になってやっぱりここを盛り上げる。これが私はまちづくりではないのかなと、こう思っております。

当時、旧名川さくらんぼ狩り、いわゆる農業観光をやりました。そのときも、やはり出始めは、名久井地区の方の事業じゃないのか、同じ町でもそういう意見が出ました。しかし、取り組んでいくにしたがってどうでしょうか。一つの町としての取り組みを町民の方々が評価してきていただいてまいりました。今も合併して2年目、中にはそれは達者村と聞けば、名川がやっていた事業じゃないのかと、そう思われる方も当然いらっしゃると思います。ですから、逆にそういう今思っている方々にそうじゃないんだと、全町で今取り組んでいるんだ。こういうことを啓蒙、普及、PRしながら、一緒に取り組んでいくことが逆に私は大事であると、こう思っておりますので、広報誌においても毎月というほど達者村関係については掲載しております。ただ、興味がある方はやはり細かに見るでしょうし、さほど興味がないと思えば記憶に余り残らないという部分もあると思いますが、私は南部町になって、決してもう名川の事業ではありません。メンバーも3地区、すべての地区から同じくらいの方々が入ってやっております。農業、観光、そういう事業が主になっておりますけれども、決してそれだけではないいろいろな部分、福祉においても、達者村、みんなが元気でやっていく、いろいろな部分で私は共通の事業であると、こう思っております。

いささか、どうしてもまだ合併して2年目ですから、それぞれの町民が当然それぞれのなれ親しんだ地区、ここの愛着があるのは当然でございます。どの地区も当然あると思います。それを少しずつやはり南部町という新しい町、この気持ちになっていただくために、やはり早く取り組むべきものというのもあると思います。時間をかけるものというのもあると思います。歴史というものは文化、芸能、大事にしていかなければなりません。それと同時に、歴史と伝統と文化だけではない、やはり新しいものというものにもチャレンジしていく、このことが新南部町のまちづくりになっていき、町民の一体感というのは時間がたつにつれて私はわかっていただけると、このように思っております。

そういう部分でしっかりと情報を提供しながら、どこの地区がやっていたというのではなく、盛り上げて取り組むべきそういうものというものはどこの地区でやっていたものも大事にしな

がら、進めていく、そういう思いでございますので、今後ともよろしく議員の皆様方にもご支援方よろしくお願い申し上げます、答弁いたします。

○副議長（沼畑繁君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。

1 番目に、制度紹介はどのようにするのかということでございましたが、制度の紹介につきましては、平成20年4月の後期高齢者医療制度の施行に向け、国においては、本年秋以降に一般国民向け広報を実施することとしております。具体的には、わかりやすくご理解いただけるようなリーフレット類を作成する。そして、患者負担に係る情報を掲載したポスター等を作成し、地方公共団体、医療保険者、関係団体等に配布する予定になってございます。

次に、政府広報などさまざまな媒体を活用した一般国民向け広報を実施する予定にもなっております。

また、県広域連合が広報素案を示し、各市町村で調整して、広報等への掲載をすることとしてございます。

次に、保険料はどの程度で、その徴収方法はということでございますが、保険料は、医療費のうち本人窓口負担を除いた部分の約10%を保険料で賄います。このうち、加入者数に応じ負担する均等割と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計となります。割合では、均等割を50%、所得割を50%が標準となる見込みでございます。

青森県の保険料は本年11月に招集予定の広域連合議会において決定する予定となっております。

次に、徴収方法でございますが、年額18万円以上の年金受給者は保険料が年金から天引きされ、特別徴収の対象となります。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金の2分の1を超えた場合には、特別徴収の対象外となります。特別徴収の対象にならない方は納付書や口座振替等により納める普通徴収ということになります。

次に、保険料減免などの救済策はあるのかということでございますが、国保に準じまして、所得の低い人は所得水準に応じて保険料の均等割額が7割から2割に軽減されるという、そういう制度、予定になってございます。

以上で答えを終わります。

○副議長（沼畑繁君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 保育料の引き下げという質問の中で「定率減税に伴って、保育料が高くなった」あるいは、「定率減税に伴って町の方で何もしなかった」という発言がありましたけれども、定率減税に伴って、保育料が高くなったということについては、保育料は改正してございません。したがって、保育料が高くなったということはないのかなというふうに思っております。定率減税によって改正したのは、階層区分でございまして、例えば、第4階層、改正前が7万2,000未満と、この部分は7万2,000未満ということで変わりなかったんですが、第5階層の1、2につきまして、ここの部分は改正前は7万2,000円以上9万円未満ということでしたが、第5階層の2につきましては、9万円以上18万円未満という階層区分に改正してございます。さらに、第6階層が18万円以上40万2,000円未満の方々については、所得税が18万円以上45万円9,000円未満ということで、国の通知に従って階層区分を改定してございまして、保育料は七、八年ずっと変わらずに来ていましたので、保育料が高くなったということはございませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（沼畑繁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議員のご質問の中に、誘致企業への地元住民の雇用状況についてというご質問がございましたが、手元に資料がないので、後ほど議員の方にお知らせしたいということで、ご了承いただきたいと思います。

なお、南部町工場誘致条例の雇用奨励金制度の内容には、当町住民の雇用時には1人当たり10万円、他町の雇用の場合は1人5万円としており、地元住民を雇用した方が企業にとっても有利な条件となっております。

以上であります。

○副議長（沼畑繁君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 先ほど、広報の活用ということで触れておりましたけれども、広報はこれまで、行事があったものについてはその後載せてございますし、また、今後予定があるも

のについても計画として載せてございます。そのほかに、午前中にも質問がありましたけれども、公共工事の状況につきましては載せておりますけれども、ただ、完成した部分については紹介していないものもありますので、その辺、ご意見をいただいた部分については、これから考えていきたいと思っております。

また、先ほどＴシャツ絡みでお話がありましたけれども、これは７月号にＴシャツが完成いたしましたということで載せてございますし、達者村のことにつきましては、達者人コラムということで、毎月載せております。

また、今後のためにということで、達者村の経過について載せて、そしてこれから達者村をどのようにしていくかという参考にしてほしいという意味合いもありまして、これも毎月連載してございます。

今後、広報につきましては、私どもで計画を立てているわけですが、議員各位、あるいは町民の方からご意見をいただきましたら、その都度参考にしていって、皆さんから見てもらえる、また、読んでもらえるような広報づくりに努めていきたいと思っておりますので、これからもご意見を寄せていただきたいと思っておりますし、また、ご指導くださるようお願い申し上げます。

○副議長（沼畑繁君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 学校の交通安全対策についてお答えいたします。

町長もお話ししましたが、現在通学路の交通整理員の配置ですが、南部小学校では週３日、一般ボランティアの方をお願いし、残りの２日は父兄が交代で朝の横断指導を行っております。向小学校でも一般のボランティアの方に朝の横断指導をお願いしております。いずれも、この方々には安全保険は掛けております。

それから、また、立花議員が交通整理員の方からお聞きしたことにつきましては、多分、旧南部町で、交通安全のため、交通安全対策交付金でお願いしていた時期もありましたが、交付金の廃止によって、合併前に、町の依頼の交通整理員の方はなくしております。その後は、ボランティアの方で、各学校ごとに対応しておりました。

以上です。

○副議長（沼畑繁君） 再質問はありますか。立花寛子君。

ちょっと済みませんが、制限時間が残り少なくなっておりますので、再質問は制限時間内に答

弁できる範囲内でお願いいたします。

○20番（立花寛子君） まず、要点だけ、1点目の後期高齢者医療制度について、いみじくも町長は、病院の掛け持ちも問題である。これが医療費の高騰を招いているというような話でありましたが、これは政府の考えもこういうことは載っておりました。しかし、私はこの後期高齢者医療制度で何をお話ししたいかと言いますと、今まで世帯単位で払われていた保険料などが一人一人が支払うということで、保険料の負担が大変重い制度になるということをお話ししたかったわけでありまして。そして、先ほど課長の答弁では、保険料の徴収、金額はおっしゃらなかったんですが、10%とか、50%、50%という話でしたが、11月にならなければ実数は出てこないということではありますが、これは青森県の医療費が高ければ、ここの数字にはね上がって、保育料は高くなる。このような理解でよろしいのでしょうか。もう少し具体的に予想でもいいのですが、お知らせしていただきたいと思います。

そして、この保育料減免についてであります。保育料減免は、国民の健康を守り、保険料の負担軽減につながるわけですから、県や当町においてもこれはこの制度上、補助金を出すことは認められておりますので、県や当町が補助金を十分に出すならば、保育料の負担を低くすることもできますし、条例によっては、保育料の減免も勝ち取ることができるわけです。ですので、この姿勢こそ、自治体の長の本来の働きを発揮できるものではないかと考えております。要は、十分に住民の健康を守るための制度にさせていただくように努力してほしいということを言いたかったわけでありまして。

2点目につきましては、主要なところで、保育料の引き下げについて、今までもお話ししてきましたが、いろいろな保育料の決め方とか、内容についてはいつもお話しされるわけですが、保育料自体が、実数が低所得の人ほど払えないという実態があるわけです。保育料を払えない、保育料の滞納も数として実際上がってきているわけですので、階層の話をしますと、1階層、2階層、そういうところで払えないという意見が多いわけです。この点での改善を再度望みたいわけでありまして、いかがでしょうか。

正社員をふやす企業への支援制度の創設についてであります。これは先ほど課長の説明で誘致企業への条例の中に項目があるということですので、地元の人を雇う方が当然有利ということですが、数が示されていないのは残念でありますけれども、これは掘り起こして、誘致企業だからこそ正社員をふやすような努力を町としても再度訴えるべきではないかと考えております。

また、1点目は誘致企業への正社員をふやすということ。2点目は、地元の商工会と協力して、

地元商店から、私が考えているのは1人当たり5万円ほどの支援を出すから、地元の店にその地元の人を雇ってほしいという、町長の姿勢をここで訴えたかったわけです。県内のこれは青森県に対しても、知事選挙のときの公約にこういうふうなことを掲げました。県内の仕事場確保のために、県も1人当たり5万円というような予算を取りつけて、雇用拡大に努めるというようなことを訴えて歩いたわけですが、これを当町にも当てはめることができると思います。県に対しても、当町でも、十分に建設的提案としてこれからも考えていかなければならない分野ですので、この点も引き続き考えていただきたい。

名川分庁舎前の歩道の取り付けということは、名川の分庁舎の土地を削ってでも歩道を取りつけるべきだというような意見もあるわけですので、これはぜひ協議していただき、また、県道に歩道を取りつけるように、再度要望していただきたいと考えています。

また、交通整理委員のことについてであります、交付金の廃止によってなくなった項目もあるわけですが、善意でやられている方もいるというようなことで、私は理解したわけですので、漏れなく協力される方にはせめて安全保険料だけでも支払っていただくように、これはもう一度見直していただきたいと考えています。

多目的バスについては、よくここまで来たというふうに私も理解しておりますが、今回はバス料金についてどういうふうな数字を出しているのか、このことで質問したわけではありますが、100円の料金でやっていきたいという町長の答弁を引き出したことは成果であります。ぜひこのバスの運行についてはさまざまな否定的な意見もありますけれども、交通弱者のための十分な秘策であるということを理解していただけるように町としても取り組んでいただきたいと思えます。十分に町内循環バスについての運行は喜ばれているということをお話しさせていただきます。

5点目、達者村構想については、やはり町長も力説されているように、南部町と名川町、また、南部町といいますと、達者村ということが口に出るわけですが、まだまだその内容や予算の使い方が理解されていないがために、そしてまた、合併だからといって、達者村の字が躍るということをやしとしない方々もおるということで、十分に心して事業を進めていただきたい。幾らかでも農家のための収入向上になるということで、私も予算のためには努力してきた点もあるわけですので、すべてを否定して、ここで質問しているというわけではありませんので、ご理解願いたいと思います。農家の皆さんが農業で再生産ができる価格所得保証の上に達者村、グリーンツーリズムが発展されるのはすばらしいことでありますが、そのようになっていないところでもあり、農家の皆さんの努力でこれからも進められるのでありますので、幾らかでも細かい予

算配分が達者村構想に使われるように、誤解のないような予算の使われ方を望むということです。

そういうことで、最後一まとめにしますと、どうしても、町長の予算配分が町民の懐に還元されるような項目は少ない。道路とか、バスは評価されるんですが、医療費の窓口支払いについても保育料の引き下げにしても、国保の引き下げにしても、町民の皆さんの生活を潤う方向で予算配分なり、その施策を取りつけるようにしていただきたいと思いますが、町長はいかがお考えですか。これで最後になると思いますけれども、よろしくお願いします。

○副議長（沼畑繁君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 議員からいろいろな項目について再質問をいただいたわけでございますけれども、我々も決して今の現状がすべてベターだというふうにはとらえておりません。いろいろな部分を再考しながら、そしてまた、当然不安定な財政状況、そういう中で歳入の確保というのがまだ不安定な状況でございます。そういう部分を見据えながら、財政的には、しっかりといわゆる借金をまず返していきながら、事業を安定した中でやっていく、そういう取り組みを今していかなければならない大事な時期でございますので、これからも議員からもいろいろご指摘いただきました。そういう部分につきましても、きょうは担当課長等も全部おりますので、それぞれの課で再考すべき部分、体制の中で、やはり住民の方々からお願いをしていかなければならない部分というものがございまして、すべて望みどおりというのは不可能な部分がありますが、決して我々もそれが最善で、すべてがあるというふうには思っておりません。今後、いろいろな部分、道路に関係ある方々は道路を中心に要望が来ます。子供の手が離れれば別な部分、今子供を持っている父兄の方々やはりそこを最重点に来ます。それぞれが今置かれている環境でもってそれぞれの要望が来ますので、そういう部分も均衡を図りながらやっていかなければならないという部分でございますので、その点、ご理解をいただきながら、我々もしっかりとまた取り組みをしていきたいと、こう思っております。

○副議長（沼畑繁君） 時間が来ましたので、これにて一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○副議長（沼畑繁君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月5日は議案熟考のため休会とし、9月7日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時04分）

第10回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成19年9月7日（金）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | 報告第15号 | 平成18年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告について |
| 第 2 | 議案第62号 | 平成18年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 3 | 議案第63号 | 平成18年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 4 | 議案第64号 | 平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 5 | 議案第65号 | 平成18年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 議案第66号 | 平成18年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 議案第67号 | 平成18年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 議案第68号 | 平成18年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 議案第69号 | 平成18年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 10 | 議案第70号 | 平成18年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について |
| 第 11 | 議案第71号 | 平成18年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 12 | 議案第72号 | 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 13 | 議案第73号 | 平成18年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 14 | 議案第74号 | 平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 15 | 議案第75号 | 平成18年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 16 | 議案第76号 | 平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 17 | 議案第77号 | 平成18年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 18 | 議案第78号 | 平成18年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 19 | 議案第79号 | 平成18年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 20 | 議案第80号 | 平成18年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 21 | 議案第81号 | 平成18年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について |

- 第 22 議案第82号 南部町肉用牛導入事業基金条例の制定について
- 第 23 議案第83号 政治倫理の確立のための南部町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第84号 南部町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第85号 南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第86号 南部町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第87号 南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第88号 平成19年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 29 議案第89号 平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 30 議案第90号 平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 31 議案第91号 平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 32 議案第92号 平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 33 議案第93号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 34 議案第94号 平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 35 議案第95号 平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 36 請願第 2 号 教育予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願書
- 第 37 陳情第 4 号 後期高齢者医療制度創設にあたり患者本位の医療実施を求める陳情書
- 第 38 陳情第 5 号 特定健診・特定保健指導を国の責任において実施するよう求める陳情書
- 第 39 陳情第 6 号 荒谷地区道路整備に関する陳情書
- 第 40 陳情第 7 号 南部町の非核平和自治体宣言を求める陳情書
- 第 41 常任委員会報告
- 追加第 1 議案第96号 物品売買契約の締結について
- 追加第 2 議案第97号 工事請負契約の締結について
- 追加第 3 発議第 9 号 教育予算の拡充に関する意見書案
- 追加第 4 発議第10号 後期高齢者医療制度創設にあたっての意見書案
- 追加第 5 発議第11号 特定健診・特定保健指導実施にあたり必要な財源措置を行うことを国に求める意見書案
- 追加第 6 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（37名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	四 戸 清 君	14番	内 村 貞 子 君
17番	佐々木 幹 夫 君	18番	馬 場 又 彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立 花 寛 子 君
22番	大久保 俊 和 君	24番	滝 田 米 作 君
25番	川守田 稔 君	26番	佐々木 金 嘉 君
27番	工 藤 久 夫 君	28番	坂 本 正 紀 君
30番	河 端 幸 蔵 君	31番	相 田 耕 作 君
32番	山 口 博 个 君	33番	沼 畑 繁 君
34番	小笠原 義 弘 君	35番	佐々木 元 作 君
36番	伊 達 一 夫 君	37番	金 沢 和 夫 君
39番	東 寿 一 君	40番	宮 野 正 君
41番	西 塚 芳 弥 君	42番	野 田 清 八 君
43番	佐々木 由 治 君		

欠席議員（1名）

15番	工 藤 和 夫 君
-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君

企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐 々 木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福 地 総 合 サ ー ビ ス 課 長	庭 田 卓 夫 君	名 川 総 合 サ ー ビ ス 課 長	田 村 淑 延 君
南 部 総 合 サ ー ビ ス 課 長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名 川 病 院 事 務 長	堀 合 悦 夫 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	佐 々 木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総 務 課 総 務 推 進 監	小 萩 沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐 々 木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	中 村 喜 雄 君	農 業 委 員 会 会 長	沼 畑 俊 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勝 君	代 表 監 査 委 員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は37人でございます。定足数に達しておりますので、これより第10回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（工藤久夫君） 日程第1、報告第15号、平成18年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） それでは、目次のページを2枚開いていただいて、1ページでございますけれども、報告第15号、平成18年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてご説明をいたします。

まず、報告理由でありますけれども、平成18年度青森県新産業都市建設事業団の決算が同事業団の理事会で承認されまして、地方自治法施行令に規定されました附属書類に監事の意見をつけて提出されましたので、地方自治法第312条第3項の規定、これは地方開発事業団設置団体の長は事業団より決算の提出を受けたときは、当該団体の議会に報告しなければならないと定めてあることから、その規定に基づき、報告するものでございます。

それでは、平成18年度青森県新産業都市建設事業団の決算につきまして、決算書類から抜粋してまとめた次のページでございます。

では、初めに、平成18年度特定事業決算資料によりご説明をいたします。特定事業といいますのは、事業団が構成団体から委託されて取得して造成した土地を事業団が処分する事業でございます。

次のページをお開き願います。平成18年度特定事業会計決算の概要であります、(1)受託事業概要、これは事業団が現在管理している造成用地でございますけれども、表の上にありますように、金矢工業用地、それから桔梗野工業用地、百石住宅用地、八戸北インター工業用地でございます。その処分率でございますけれども、表の一番下でございます。金矢工業用地が13.7%、桔梗野工業用地が89.6%、百石住宅用地が95.2%、八戸北インター工業用地が58.7%の処分率となっております。その下の(2)平成18年度用地売却実績でございますけれども、八戸北インター工業用地に係る2件で、処分面積、売却面積は1万4,185.2平方メートル、契約金額は3億1,763万3,967円となっております。

2ページをお開き願います。決算の概要でございますけれども、収益的収入及び支出、いわゆる損益計算書でございますけれども、金矢工業用地につきましては、収入の計が真ん中ほどの欄でございます。574万8,487円、それから、支出の計がその下にございますけれども、72万6,575円、それで、当該年度の純利益が502万1,912円の黒字でございます、翌年度繰越剰余金44億26万260円の赤字となっております。

次に、桔梗野工業用地につきましては、収入の計が105万84円、支出の計が8,452万4,320円、当該年度純利益が8,347万4,236円の赤字で、翌年度繰越剰余金が32億7,185万7,343円の赤字でございます。

次に、百石工業用地につきましては、収入の計が1億18万2,202円、それから支出の計が18万1,643円、当該年度純利益が1億565円の黒字で、翌年度繰越剰余金が18億7,640万3,441円の赤字となっております。

次に、八戸北インター工業用地につきましては、収入の計が3億1,944万9,927円、それから支出の計が2億4,398万9,951円で、当該年度純利益が7,545万9,976円の黒字で、翌年度繰越剰余金が12億621万9,083円の黒字となっております。

3ページをお開き願います。資本金収入及び支出につきましては、八戸北インター工業用地の、これは区画道路などの新設の諸設備費でございます、1億381万5,600円ということで、この支出に対しまして、一時借入金を充当してございます。

次に、特定事業以外の事業の決算についてご説明をいたします。次のページをお開き願います。平成18年度特定事業以外の事業決算資料によりご説明をいたします。特定事業以外の事業といたしますのは、事業団の管理運営に係る事業、これを一般会計として処理してございます。それと、構成団体から委託されまして、造成した工業用地などが売却目標を達成した後の残地の環境整備に係る事業でございます、これは一般事業会計として処理してございます。これら二つの事業

が特定事業以外の事業の決算でございます。

次のページをお開き願います。平成18年度一般管理会計決算でありますけれども、表の上から2段目でございます。一般管理会計歳入総額は収入済額で6,043万4,677円、この主なものは設置団体、これは青森県と3市5町でございますけれども、その負担金と前年度繰越金、あと、新産会館の賃貸料が主なものでございます。

次のページをお開き願います。歳出総額でございますけれども、表の上から2段目でございます事業団費、支出済額が3,572万7,635円で、これは事業団の運営、それから新産会館の管理費用でございます。あと、一番下の表になりますけれども、一般管理会計の18年度歳入6,043万4,677円、18年度支出が3,572万7,635円で、差し引き2,470万7,042円が翌年度への繰り越しとなるものでございます。

次のページをお開き願います。この一般事業会計でございますけれども、臨海工業用地事業、それから市川工業用地事業、百石工業事業の三つの事業をまとめたものでございます。事業収入の総額でありますけれども、表の上から2段目でございます。収入済額が1,890万4,493円で、この主なものは、積立金の運用益の利息でございます。

次のページをお開き願います。表の上から2段目でございますけれども、事業支出の総額は支出済額で1,888万5,374円で、この主なものは積立金と環境整備に係る臨時職員の賃金でございます。

次のページをお開き願います。中段の表でございますけれども、この三つの事業をトータルした一般事業会計の18年度歳入は1,890万4,493円、18年度歳出は1,888万5,374円で、差し引き1万9,119円が翌年度繰り越しとなるものでございます。

以上、青森県新産業都市建設事業団の特定事業及び特定事業以外の事業の決算の概要についてご説明を申し上げましたが、両決算につきまして、監事より審査の結果、公正かつ適正に行われているとの意見書をいただいておりますので、申し添えてご説明いたします。

なお、決算書類の冊子は提出議案つづりの最後に添付してございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第15号を終わります。

.....

議案第62号から議案第81号の委員長報告、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りします。

この際、日程第2、議案第62号から、日程第21、議案第81号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第81号までの平成18年度南部町各会計歳入歳出決算認定について議案20件を一括議題といたします。

本案については、決算特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。委員長、金沢和夫君の登壇を求めます。金沢和夫君。

（決算特別委員会委員長 金沢和夫君 登壇）

○決算特別委員会委員長（金沢和夫君） おはようございます。決算特別委員会のご報告をいたします。

去る8月31日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第62号から議案第81号までの平成18年度南部町各会計歳入歳出決算認定議案20件につきましては、9月6日に開催の本委員会におきまして、慎重に審査をいたした結果、全議案が原案のとおり認定されましたことをご報告をいたします。

○議長（工藤久夫君） 決算特別委員長の報告が終わりました。委員会の審査結果は議案第62号から議案第81号まで、それぞれ原案のとおり認定であります。

これより質疑を省略し、討論に入ります。討論はありますか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第62号、2006年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を

行います。

地方交付税が減るから、「合併しかない」とか、「町村の生き残り策は合併だ」と言って合併し、合併して初めての決算議会を迎えました。一般会計の歳入だけで100億円近い額を動かし、特別会計を含めると200億円以上の金額を扱ったことになります。歳入の構成比を見ますと、地方交付税49.5%、町税13.8%、町債11.1%となっており、地方交付税の占める割合は半分近くです。合併しても町税に頼れない地域ですから、地方交付税の原点を守らせ、必要額を確保するため、国への働きかけがどうしても必要です。政府が起債、借金は認めると言って、借金を重ねさせ、返済のために集中改革プランをつくらせ、住民のささやかな楽しみを削り、手数料や使用料の引き上げ、人件費の抑制などで乗り切ろうとしています。国の指導とはいえ、住民の苦しみをふやして、財政難を乗り切ろうとしている町の姿勢は許せません。

こういう状況ではありますが、合併前からの公約であった多目的バスの運行が実現される見通しです。「教育費が高くて大変」と言っている家庭への支援は国が改悪してきた中、制度を継続されましたことは喜ばしいことであります。

乳幼児医療にかかわる項目、病院窓口無料化や子育て世帯が望んでいる保育料の引き下げは、どうしても進めてほしいところであります。

住民は合併して、町の将来がどうなるか心配しております。「よい点は伸ばし、ただすところは改善してほしい」と言っています。南部町の発展を希望し、反対討論いたします。

議案第66号、2006年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

国民の収入が減っているのに、国保税は上がり続けています。滞納者がふえるのは、国保税が高いためです。1984年、政府は、国保の国庫負担を45%から38.5%に引き下げました。それ以降、市町村の国保財政は厳しくなり、国保税が上げられるようになりました。国保税は制度を運営している市町村が決めます。サラリーマンなどが入る健康保険料は事業主が半分支払うということもあり、国保税はこれに比べると2倍、3倍という高さです。国保の崩壊は国がすべての国民に医療を保障するという誇るべき国民皆保険制度の空洞化を意味します。これを立て直すには、もう一度国保は社会保障という国保法1条の精神、社会保障及び国民保健の向上に寄与するに立ち返り、国の国保の負担率をとりあえずもとに戻すことです。国保証の取り上げを認めず、絶対に資格証明書を出さないという対応が求められています。国保税引き下げを要求し、反対討論いたします。

議案第67号、2006年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

老人保健法は、老人医療費を有料にするために、1983年から施行されました。2002年10月から

の高齢者の病院窓口負担引き上げで、深刻な受診抑制、治療中断が広がっています。老人保健に必要な財源の国庫負担をふやさず、健康保険などの医療保険からの拠出金を引き当てて財源に充てています。老人には、窓口負担を、国民には拠出金への負担を強いる制度です。消費税は高齢化社会に対応した福祉のためと言って導入されましたが、実際には国民から吸い上げた消費税額の数%しか使われておりません。政府のやり方は国を初めとした公的責任を放棄し、高齢者や家族に負担を押しつけているものです。老人保健法に反対していることを述べ、反対討論いたします。

議案第68号、南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護制度について、期待していた内容にはほど遠い状況です。介護保険料の負担は重くなり、使えるサービスも利用料の払いぐあいでサービスの回数を増減しなければなりません。低所得者のみならず、労働条件の変化で負担を強いられる世帯がふえているのではないのでしょうか。国の制度だから、どうしようもないという姿勢では困ります。反対できないわけではなく、首長の姿勢一つで自治体独自のサービスは実現できます。介護保険料、利用料の引き下げや減免はやる気さえあればできるのです。当町での介護保険料、利用料の減免制度導入を要求し、反対討論いたします。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。最初に、議案第62号、平成18年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第65号、平成18年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第68号、平成18年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(工藤久夫君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第66号から議案第68号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第81号、平成18年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの13件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第81号は原案のとおり認定されました。

.....

議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第22、議案第82号、南部町肉用牛導入事業基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長(岩館茂好君) 議案第82号、南部町肉用牛導入事業基金条例の制定についてご説明いたします。

これは、肉用牛導入事業を実施するため、新たに南部町肉用牛導入事業基金条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由ですが、これまで国及び県の基金をもとに、肉用繁殖牛の導入事業を実施してまいりましたが、この事業が平成18年度に廃止されたことに伴い、県の単独事業として事業を行うことになったため、現在の条例を廃止して、新たに南部町肉用牛導入基金条例を定めるものです。

なお、現在貸し付けてある基金につきましては、新条例に引き継ぐこととするものでございます。

次のページをお願いします。第1条、設置の目的でございます。肉用牛生産の振興のため、県の事業実施要領に基づいて、南部町肉用牛導入基金を設置するものでございます。

第2条、基金の積立額につきましては、事業の実施に伴い、取り崩すことを前提としているため、予算で定めることとするものです。

第3条、第4条、第5条は、基金の運用管理等について定めております。

第6条、基金の処分については、肉用牛導入事業の経費の財源とする場合に、基金を取り崩すことができるものです。

第7条は、委任事項を定めております。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行するものです。

また、これまで実施しておりました事業が廃止になったことに伴い、旧条例は廃止するものです。

経過措置でございますが、旧条例を廃止したことにより、現在貸し付けている基金等につきましては、新条例に引き継ぐものとし、旧条例の規定の効力が継続する内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第23、議案第83号、政治倫理の確立のための南部町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本勝二君) 議案第83号についてご説明申し上げます。

証券取引法等の一部を改正する法律及び郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴いまして、改正を行うものであります。

次のページをお願いします。第2条第1項であります。町長が定められた日までに資産等の報告書を作成しなければならないとありますが、その資産の範囲に關しての改正であります。郵便制度改正に伴いまして、第4号から郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)これを削り、預金及び貯金とするものです。第5号を削るとありますが、これは金銭信託のことです。この金銭信託は、法律の改正によって有価証券の範囲に入ることとあります。有価証券の号に統合するものです。第6号は、有価証券のことであり、このことに関する証券取引法が金融商品取引法に改められることから、同様に改め、同号を第5号とし、以下の号を1号ずつ繰り上げるものです。

附則第1項、施行期日について、この条例は平成19年9月30日から施行する。郵政民営化法に関する事項は平成19年10月1日から施行する。第2項は適用についてであります。平成19年10月1日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)このことについては、預金とみなすとするものであります。以上のことから、今回の対象となる資産の範囲については、変わるものではありません。

以上であります。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第24、議案第84号、南部町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) 議案第84号、南部町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この改正の理由は、郵政民営化の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い行うものでございます。

次のページをお開きください。南部町印鑑登録及び証明に関する条例の一部の改正でございますが、第1条に、南部町印鑑の登録及び証明に関する条例の5条2項中に、「郵便」を「郵便等」と変える。これは、民間事業者が行うことを可能にしているということでございます。

次に、南部町手数料徴収条例の一部を改正する。第2条としまして、南部町手数料徴収条例の4条の見出し中「郵便」を「郵便等」に改め、同条中の「郵便」を「郵便等」に、「郵便料」を

「送料」と改めるものでございます。いわゆる信書の送達が郵便及び民間事業者でも可能になったことに伴い、改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第25、議案第85号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第85号について説明を申し上げます。

南部消防団第1分団の屯所が完成したことに伴いまして、条例の中に追加するものであります。

次のページをお願いします。別表中とありますが、これは消防施設の名称及び位置についてであります。南部町消防団名川消防団第11分団屯所の次に、名称を南部町消防団南部消防団第1分

団消防屯所、それから位置を南部町大字大向字泉山道 9 番地98として加えるものであります。場所は三戸駅前であります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第26、議案第86号、南部町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 11ページになります。議案第86号、南部町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

これは郵政民営化法の施行などに伴い、一部改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。消費税は内税表示が通例となっておりますので、第20条中、料金表示を外税で示していたものを内税方式に改め、日本郵政公社が民営化となるために、郵便局を削るものでございます。

第20条、料金は別表のとおりとする。別表中「1,238円」を「1,300円」に、「162円」を「170円」に改め、「、郵便局」を削る。としております。

これは利用者の支払う料金については、これまでと同じでございます。料金の値上げ等ではございませんのでよろしくお願いいたします。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、別表中「、郵便局」を削る。改正規定は平成19年10月1日から施行するとなっております。

これで説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第27、議案第87号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 議案第87号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について、下の方の提案理由を見てください。この南部町立南部公民館、これは老朽化とアスベスト等で17年から休館しておりましたが、19年度中に取り壊すことから、南部公民館に関する規定を削るものでございます。

次のページをお開きください。条例の中に、第2条第1項第2号中とあります。剣吉公民館、それから、所在地がついています。南部公民館、所在地がついているものを剣吉公民館、所在地に改めるということで、公民館を削るということでございます。

次の別紙3号を削るとありますが、3号というのは、南部公民館の使用料等がついてございます。そして、別紙第4を別紙第3とし、別紙第5を別紙第4とすると。一つずつ繰り上げるということでございます。

この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第28、議案第88号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 15ページでございます。議案第88号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億503万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,171万1,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

20ページをお開き願いたいと思います。第2表、債務負担行為の補正でございますが、変更でございます。指定管理者の指定による観光施設管理業務について、管理者への委託料を2,594万1,000円追加して、1億7,197万8,000円とするため変更するものです。施設はバーデハウス、町民プール、アイスアリーナ、総合交流ターミナルであり、管理者は南部町健康増進公社でございます。

増額の理由といたしまして、灯油、A重油等の価格の変動により追加するものでございます。

21ページに入ります。第3表、地方債の補正でございます。変更ございまして、臨時財政対策債3億9,500万円から380万円減額いたしまして、限度額を3億9,120万円とするものでございます。

次に、町道整備事業、過疎道路でございますが、7,800万円に1,040万円追加し、8,840万円とするものでございます。

次に、27ページの歳出から説明してまいります。27ページにお進みください。3、歳出でございます。今回の補正におきまして、頑張る地方応援プログラムに応募して、総務省から公表された事業がございます。これに係る補正後の事業費は3,438万6,000円でございます。特別交付税での財源支援を受けることになります。なお、上限額は3,000万円ございまして、本年12月交付

分の特別交付税の算入となるものでございます。詳しい事業は後ほど説明してまいりたいと思います。

それでは、２款１項８目防犯対策費、123万円の補正でございますが、内訳として11節需用費が60万円、これは防犯灯の修理でございます。15節工事請負費63万円、これは防犯灯の設置工事４棟分に係るものでございます。

次に、２款２項１目税務総務費の818万9,000円の補正でございますが、内訳として13節委託料403万2,000円、これは税法改正に伴うシステムの改修に係る委託料でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、279万6,000円、説明にありますとおり電算総合行政システム導入に係る工事請負費でございます。

次に、29ページに入りたいと思います。29ページの下段のところでございますが、３款１項６目障害者福祉費、補正額811万3,000円でございます。この中で特定財源県費がございます。460万7,000円、これは障害者自立支援特別対策事業補助金でございます。この補助金を受けまして一般財源350万6,000円を充当いたしまして、この事業を行うものでございます。18節の備品購入費に100万円、あと20節の扶助費に481万円を追加計上してございます。

次に、30ページでございますが、３款２項２目の保育所費66万4,000円の補正額でございます。この中で、15節工事請負費61万円でございますが、これはチェリー保育園の子育て支援専用室を改修するものでございまして、これも頑張る地方応援プログラムの対象事業費となっております。

次に、30ページの最後のところでございますが、４款１項５目母子保健費263万円の補正額でございます。これは若年健康診査事業の補正でございます。これも頑張る地方応援プログラムの対象事業費でございます。プロジェクト名は「若年生活習慣病予防プロジェクト」ということでございまして、事業内容は、小学５年生から中学校３年生までを対象に、食育事業、健康診断、あとは個別児の指導などを行うものでございます。

次に、31ページに入ります。８目環境衛生費302万3,000円の補正額でございます。その中で、主なものは19節負担金及び補助交付金265万8,000円、説明中ごみステーション設置事業の補助金でございます。１基12万800円掛ける22基分の補正でございます。地区別に申し上げますと、名川地区が９基、南部地区が８基、福地地区が５基、計22基の補正でございます。

次に、32ページでございます。７款１項２目の観光費でございます。309万9,000円の補正額でございます。これも頑張る地方応援プログラムの対象事業費でございます。名称が「いい国ルネッサンス青い森鉄道線駅舎集客プロジェクト」という名称でございます。節にあるとおり７

節、11節、16節の予算額でもってこのプロジェクトの事業を実施するものでございます。

次に、3目観光施設費でございますが、2,542万1,000円の補正額でございます。大きなもので説明しますと、11節の需用費242万円の補正でございます。修繕料でございます。これはバーデの流水プールなどの修繕をするものでございます。13節の委託料でございます。864万7,000円、指定管理者、先ほど債務負担行為のところでご説明申し上げましたが、南部町健康増進公社への指定管理者の増額補正をするものでございます。

次に、15節工事請負費784万4,000円、観光施設修繕工事でございます。これは、名川地区チェリリン村にございます龍神タワーを修繕するものでございます。

最後に、28節繰出金647万6,000円、説明中、農林漁業体験実習館特別会計への繰出金でございます。

次に、8款2項1目の道路橋梁維持費でございます。補正額4,713万9,000円の補正でございますが、この中では除雪経費が3,703万9,000円、そのほかに町道整備に係る分1,010万円を補正してございます。

34ページのところで、15節工事請負費840万円とございます。道路維持工事、町道4路線に係る工事費でございます。

次に、2目の道路橋梁新設改良費1,040万円の補正額でございます。これは過疎道路分でございます。2路線を19年度中に完了するために補正するものでございます。

次に、8款5項2目の住宅建設費5,000万円の補正額でございます。この中で委託料200万円、それから15節工事請負費4,800万円、南部公民館を解体、撤去するための委託料と工事請負費でございます。財源内訳中、5,000万円、国5,000万円でございますが、これは地域住宅交付金を充当してこの事業を行うものでございます。

次に、9款1項2目の非常備消防費2,654万円の補正でございます。これは南部地区の消防団の屯所の新設でございます。南部消防団第5分団に係る屯所でございます。2,654万円の中で特定財源が2,000万円でございます。これは原子燃料サイクル事業推進特別対策事業交付金2,000万円を充当して屯所を整備するものでございます。

次に、36ページに入りたいと思います。最後のところでございますが、10款6項2目保健体育施設費、補正額1,248万6,000円でございますが、主なものは海洋センターの暖房機を整備するものでございます。13節委託料10万円と15節工事請負費1,260万円でもって整備するものでございます。その他の特定財源のところで609万円の中で、B & G財団助成金630万円を充当してございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について若干説明申し上げたいと思います。

24ページの方へお戻り願いたいと思います。歳入でございますが、最初に8款1項1目の地方特例交付金301万2,000円の追加補正でございますが、確定額をもって追加補正後は951万2,000円とするものでございます。これは児童手当の地方負担分の交付金でございます。

次に、8款2項1目の特別交付金467万5,000円の減額補正でございます。これも確定額を補正したものでございまして、減税補てん債特別交付金の廃止に伴う経過措置分でございますが、19年度の確定額を計上してございます。

次に、9款1項1目地方交付税、補正額1億1,576万1,000円でございます。補正後が47億3,786万円でございますが、内訳としては普通交付税が42億4,436万5,000円、特別交付税が当初計上と同額でございますが、4億9,349万5,000円でございます。ちなみに、今年度19年度の地方交付税、普通交付税の決定額は、44億227万6,000円となりました。前年度比2,834万2,000円、0.6%の増となっております。それから、もう一つつけ加えたいんですけれども、今年度から普通交付税の中に頑張る地方応援プログラムという経費がございまして、その算定額は南部町が8,296万8,000円という算定額でございました。

次に、13款2項3目土木費国庫補助金5,000万円の補正額でございますが、説明欄中、ここはちょっと訂正願いたいんですが、公営住宅整備事業補助金とございますが、地域住宅交付金という名称でございますので、説明欄をご訂正願いたいと思います。

次に、14款2項の2節民生費県補助金460万7,000円、先ほど歳出でご説明申し上げましたとおり、障害者自立支援特別対策事業費補助金でございます。

25ページに入ります。16款1項1目の一般寄附金269万9,000円を補正して、270万円の補正後の額でございます。2医療法人さんから130万円、130万円、260万円、そして個人の方、これご兄弟の方ですけれども、福地出身の方でございますが10万円の寄附金をいただいてございます。

17款1項3目の介護保険特別会計繰入金604万8,000円でございますが、これは18年度における精算に伴う介護保険特別会計からの繰入金でございます。

次に、最後になりますが、26ページでございますが、19款5項3目の雑入でございます。2,169万1,000円の補正でございますが、説明欄中原子燃料サイクル事業推進特別対策事業2,000万円、これは先ほど歳出でご説明申し上げました屯所の整備に充当してございます。最後のところでB & G財団助成金630万円、これは海洋センターの暖房機修繕に充当する助成金でございます。

最後は、20款1項の町債でございますが、それぞれ660万円補正して、町債補正後が10億2,830万

円でございます。歳入の構成比は町債は10.2%という構成比になってございます。

以上ではしょって申し上げましたが、議案第88号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午前11時11分）

○議長（工藤久夫君） 議案第88号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第2号）について、議事を続けます。

質疑を許します。質疑ございませんか。佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 先ほどの2,700万円ちょっとのバーデのところの補正だということですが、以前ちょっとお伺いしたことがありました燃料がどんどん高騰している現状の中での補正だろと思いますが、私ちょっとある機関に問い合わせたことがあるんですが、補助的なタンクの燃料の熱源を他に求めて、そこで70度、60度というふうな温度、100度にしても、補充することにおいて、本体の釜の熱量が減ぜられる。そういうふうな方法を講じれば、本体そのものの重油にしろ、灯油にしろ、燃料費が抑えられるのではないか。例えば、今よくソーラーとかというふうな太陽熱の温水を使った風呂、そのことにおいて循環バーナー、ボイラーは稼動しないと。そういう方法があるやにも聞いたわけですが、そういうものを検討されているのか、一般質問の中でもしましたが、給食センターのオール電化、そういう形の中でのそういう代替的な施設というか、そういうソーラー的な熱源の補助的なものを考慮されているのか、比較しているのか、ちょっと担当課の方で結構ですから、お伺いしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） ただいまのご質問にお答えします。

一般質問の中でも汽水のボイラー等も検討しているということでお答えしておりましたが、以前は発電用のポンプの作動により、この発電用のポンプの余熱を利用して温水をつくっておりましたけれども、重油の高騰でそのポンプが使えなくなったということで、今オール電化にしておりますが、今後はいろいろなボイラー等を検討しながら、ソーラー等も検討していきたいと考えております。これに対しましては、現在使っている機器等の耐用年数等の期限、そういった更新時期を考慮した計画的な更新を考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

なお、2,000数百万円の補正という部分では、これは債務負担行為にかかわる総額でありまして、今回重油の影響額として補正をお願いした部分は864万7,000円となっております。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。佐々木幹夫君。

○17番（佐々木幹夫君） 32ページの観光施設費の中の工事請負費、15ですね。龍神タワーの修繕費とさっき伺ったんですが、784万円。町の総合振興計画の中で1回視察してきたんですが、その中でも委員の方々から「どのくらいの利用度があるのか」あるいは「これからの、これはどうしてもやっぱり残していかなければならない必要な施設なのか」というような質問もありました。そういうことでありますので、これからの780万円、こういうふうに決定して、多分やるだろうと思いますが、これからもしまた修理しなければならぬと、そういうふうなときに、どうしても必要な施設なのかどうかというのは、ある程度再考して考えていかなければならないのではないのかなと思いますので、これからのこと、もし予定あるいはどういうふうな方針でいくかをわかったらお願いします。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） ただいまのご質問にお答えします。

龍神タワーの修理にかかわります784万4,000円は、当初予算でタワーの踊り場といいますか、床板材の部分の修理は終わっておりました。ただ、立体型フィルドアスレッチという構造上、安全ネット、それから、キューブになっておりますネット等の張りかえに要する経費を今回補正した部分でございます。

また、利用率につきましては、タワーそのものの収入は4月から10月までの利用で148万6,310円

という利用料を収納しておりました。ただ、このタワーがあることにより、チェリリン村に訪れる観光客及び、チェリウスの利用客、そういったものとも関連しますので、タワーだけの収益という部分ではございません。波及効果も多大にあるということであります。龍神タワーを建設しましてから、およそ11年経過し、12年目に入っておりますが、今回の大規模修理により、ここ10年ぐらいは使用可能になるかと思っておりました。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。坂本正紀君。

○28番（坂本正紀君） 26ページの19款諸収入のところですけども、ここに原子燃料サイクル事業推進特別対策事業というのが2,000万円入っていますけれども、この原燃の方から入る金は年間にしたらどのくらいになるのでしょうか。

それとまた、これは事業によって入る対象になるのとならないのとあって、年度によって違うのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） この交付金は合併前からの継続事業でございまして、今の2,000万円は旧南部地区の6,500万円のうちのまだ使い切っていない歳出化していない部分を計上したわけでございます。旧名川町でも随時事業を進めてまいりまして、旧名川地区、20年度でもって6,500万円の事業を終わると。南部地区におきましても来年度までで6,500万円の交付を受けてそれぞれの事業を完了すると。福地地区におきましては、今までも事業をやってまいりまして、麦沢集会所だとか、あかね団地内の道路舗装などに充当してきましたと。こういうことで、トータルで6,500万円という上限額がございますので、それをまず年度ごとに分散して、旧町村の計画に沿っての事業化という考え方でございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 坂本正紀君。

○28番（坂本正紀君） そうすれば、これは補助事業として理解してよろしいでしょうか。返済

しなくてもいいお金ですよ。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 交付金という名称で、雑入扱いでございますので、原燃さんからのいわゆる税をもって各県内市町村にこれが交付されているものでございますので、使途につきましても、これは決算監査とか、いろいろな指導を受けますけれども、補助金という名称よりも、町村のアイディアの事業にトータルで6,500万円ということで、3カ年、4カ年の年限の間に6,500万円を分配しながら、配分しながら、特色ある事業を行うと。ちなみに、名川町さんでは、コミュニティセンターとか……、返還ですか。交付金でございますので、補助金的な性格のものでございますが、事業に充当して3,000万円のうち2,000万円だとか、5,000万円のうち3,000万円だとか、そういうのでトータルで6,500万円を予算化していくんだということでございます。返すという、返還はございません。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第29、議案第89号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第89号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,353万1,000円とするものであります。

45ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。3節職員手当、4節共済費につきましては、給与改正により増額するものであります。11節需用費40万円は、修理費の増額です。13節委託料は、給食業務委託料等の契約により、不用額を減額するものであります。

前のページ、44ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。2款繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、歳出の減額により、一般会計からの繰入金を25万1,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第30、議案第90号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第90号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,386万5,000円とするものであります。

53ページをお開きください。初めに、歳出からご説明申し上げます。1款1項1目の管理運営費としまして、需用費109万9,000円を補正要求しております。内容としましては、施設等の設備の修繕料が主なものとなっております。

次に、52ページへお戻りください。歳入からご説明申し上げます。1款1項1目の農林漁業体験実習館使用料を346万5,000円減額し、1,719万5,000円とするものであります。2款1項1目財産売払収入は、食品等の売払収入を181万8,000円の減額となっております。3款1項1目一般会計繰入金は、647万6,000円を補正し、1,692万7,000円にするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第31、議案第91号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 議案第91号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本補正は、予算総額の変更はございません。

それでは、57ページをお願いいたします。歳出の説明をいたします。1款1項1目の一般管理費でございますが、人件費を301万7,000円増額するものでございます。

次に、第4款1項1目介護納付金でございますが、精査により1,146万8,000円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。58ページです。6款1項1目の疾病予防費でございますが、7節の賃金、臨時職員90万円でございますが、レセプト点検の臨時職員でございます。

次の8節報償費でございますが、45万2,000円、これは保健活動に伴う講師の謝礼でございます。

次に、9款1項3目の償還金でございますが、これは退職支払基金への返還金703万7,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第32、議案第92号、平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(立花和則君) それでは、議案第92号、平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,425万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,191万7,000円とするものでございます。

それでは、最初に歳出の主なものについてご説明いたします。66ページをお願いいたします。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は、地域包括支援センターの業務支援システムの保守料を減額して、第4款の地域支援事業費に組み替えするものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項保険給付費、1目介護サービス等諸費は3,406万1,000円の追加でございまして、施設介護サービス給付の見込み増によるものでございます。

第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は157万円の追加、それから、2目償還金は2,280万6,000円の追加、国、県への返還金でございます。18年度分の返還金でございます。2項の繰出金、1目一般会計繰出金は604万8,000円の追加と。18年度分を終わりましたの一般会計へ返還するものでございます。

65ページをお願いいたします。歳入でございます。第8款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金は6,425万6,000円を追加いたします。前年度の繰越金でございます、今回の歳出の財源となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 67ページ、7款1項1目第1号被保険者保険料還付金ですが、補正前50万円に対して、157万円の追加補正になっていきますけれども、その事情について伺います。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 第1号被保険者の還付金でございますが、157万円、これは死亡等によりまして、年度途中において介護保険被保険者から外れたといいますか、そういう方々への還付金、保険料の還付に充てるという性質のものでございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 18年度の決算を見ますと、還付金が10万円程度なんですけれども、特に19年度は特別なそういう事情が発生をしたという考え方になるんでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 特に19年度においてふえたということではなくて、18年度中の方々

もいろいろ還付までにちょっと時間を要しますので、過年度の方々への還付も含まれてございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第33、議案第93号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第93号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出補正はゼロでございます。総額には変わりはありません。

71ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目公共下水道建設費、補正額ゼロ、節ごとの組み替えでございます。13節委託料を追加してございます。15節工事請負費を減額

してございます。これは推進工事補助事業費の確定によりまして、工事費から委託費へ2,870万円組み替えして補正しまして、委託を先行し、事業の促進を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第34、議案第94号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 議案第94号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

72ページをお願いいたします。第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ943万円を追加し、予算の総額を30億5,149万8,000円とするものでございます。今回の補正の理由でござ

いますが、大きく3点ございます。一つは、前年度からの繰越金の確定に伴うもの。もう一つは、県の補助金が交付されることに伴うもの。それに頑張る地方応援プログラムを実施することに伴うものの3点でございます。

75ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。2款3項の繰越金ですが、前年度からの繰越金を当初200万2,000円と見込んでおりましたが、繰越金の確定に伴い1931万1,000円を追加し、1,131万3,000円とするものでございます。2款5項の県支出金ですが、安全、安心な農産物の取引を目的に実施しております農産物の残留農薬サンプル検査に対し、県の補助金11万9,000円が交付される見通しとなりましたので、予算補正をお願いするものでございます。

76ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。1款1項の市場管理費ですが、頑張る地方応援プログラム事業として町営市場では取扱高の一番大きなリンゴに着目し、生産者、買受人、市場の3者が一体となり、容器のデザイン化、糖度測定器により測定したリンゴを流通させ、当地域のリンゴのブランド化を図るとともに、市場価格の底上げにつながる事業を展開するための所要額413万6,000円のほかに、燃料費等の所要額と合わせて686万3,000円の予算補正をお願いするものでございます。

3款1項の予備費は、歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第35、議案第95号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） それでは、議案第95号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,294万5,000円とするものです。

歳入についてご説明いたします。82ページをごらんください。5款繰越金ですが、平成18年度の決算を精査した結果、571万4,000円の繰越額が生じ、調整額として今回471万4,000円を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額については、30万8,000円を増額補正し、一般管理費の総額を2億6,787万円とするものです。内訳につきましては、9節旅費については、施設長の研修旅費9万9,000円と11節需用費の消耗品、修繕料について増額するものでございます。3款予備費については、財源調整のため440万6,000円を追加し、予備費を445万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（午前11時45分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後１時00分）

請願第２号から陳情第７号までの委員長報告

○議長（工藤久夫君） 日程第36、請願第２号から日程第40、陳情第７号までの請願１件、陳情４件は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、ここで、委員長の報告を求めます。

最初に、請願第２号、陳情第４号及び陳情第５号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。山口博个君。

（教育民生常任委員会委員長 山口博个君 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（山口博个君） それでは、委員長の報告を申し上げます。

教育民生常任委員会の請願及び陳情審査結果を報告いたします。

去る８月31日の本会議において本委員会に付託されました請願第２号、教育予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願書、陳情第４号、後期高齢者医療制度創設にあたり患者本位の医療実施を求める陳情書、陳情第５号、特定健診・特定保健指導を国の責任において実施するよう求める陳情書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査結果は、お手元に配付しております請願及び陳情審査報告書のとおり、請願第２号は、教

育の機会均衡の保障や教育条件改善のため予算拡充は必要であるため、全会一致で採択、陳情第4号は、後期高齢者医療広域事務組合は高齢期の住民の医療保障に向けて独自の努力を傾ける必要があるため全会一致で採択、陳情第5号は、特定健診・特定保健指導がこれまでの健診水準の後退や、自治体の負担増などを引き起こす可能性があるとの認め、全会一致で採択となりましたので、ご報告をいたします。

○議長（工藤久夫君） 次に、陳情第6号について、建設常任委員長の報告を求めます。佐々木幹夫君。

（建設常任委員会委員長 佐々木幹夫君 登壇）

○建設常任委員会委員長（佐々木幹夫君） 建設常任委員会の陳情審査結果を報告いたします。

去る8月31日の本会議において本委員会に付託されました陳情第6号、荒谷地区道路整備に関する陳情書について、同日、本委員会を開催し慎重に審査いたしました。

審査結果は、お手元に配付しております陳情審査報告書のとおり、道幅が狭く緊急車両が通れないため、拡幅改良が必要であると認め、全会一致で採択となりましたので、ご報告いたします。

なお、今来ている台風で災害が起こらないように、祈りながら報告にかえます。

○議長（工藤久夫君） 次に、陳情第7号について、総務企画常任委員長の報告を求めます。金沢和夫君。

（総務企画常任委員会委員長 金沢和夫君 登壇）

○総務企画常任委員会委員長（金沢和夫君） 総務企画常任委員会の陳情審査結果をご報告いたします。

去る8月31日の本会議において本委員会に付託されました陳情第7号、南部町の非核平和自治体宣言を求める陳情書について、同日、本委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

審査結果は、お手元に配付しております陳情審査報告書のとおり、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査をする必要があるため、全会一致で継続審査となりましたので、ご報告をいたします。

○議長（工藤久夫君） 各常任委員長の報告が終わりました。

請願第 2 号の質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第36、請願第 2 号、教育予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第 2 号は採択とすることに決しました。

陳情第 4 号の質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第37、陳情第 4 号、後期高齢者医療制度創設にあたり患者本位の医療実施を求める陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は採択とすることに決しました。

陳情第5号の質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第38、陳情第5号、特定健診・特定保健指導を国の責任において実施するよう求める陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は採択とすることに決しました。

陳情第 6 号の質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第39、陳情第 6 号、荒谷地区道路整備に関する陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 6 号は採択とすることに決しました。

陳情第 7 号の質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第40、陳情第 7 号、南部町の非核平和自治体宣言を求める陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は継続審査とすることに決しました。

常任委員会報告

○議長（工藤久夫君） 日程第41、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

日程の追加

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

本日、町長から議案第96号、物品売買契約の締結についてと議案第97号、工事請負契約の締結についての議案2件が追加提案されました。また、先ほど、審議いたしました請願、陳情に係る発議、意見書案3件と閉会中の継続審査の件1件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案2件、発議3件、閉会中の継続審査の件1件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後1時13分)

.....
○議長(工藤久夫君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時15分)

.....
追加提出議案提案理由説明

○議長(工藤久夫君) ここで本定例会に追加提案されました町長提出議案2件について、町長から提案理由の説明があります。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、追加提案であります議案2件についてご説明を申し上げます。

まずは、議案第96号、物品売買契約の締結についてであります。老朽化に伴い名川消防団第11分団森越地区を管轄している分団であります。ここに配備する消防ポンプ自動車を買いかえるもので、この売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号、工事請負契約の締結についてであります。南部地区公共下水道事業に係る古牧橋付近の馬淵川を横断する下水管敷設工事で、工事延長は232メートルであります。この南部公共幹線管渠第5号工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(工藤久夫君) 町長の提出議案提案理由の説明が終わりました。

議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第1、議案第96号、物品売買契約の締結についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） それでは、議案第96号、物品売買契約の締結についてご説明いたします。

南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、ここ第2条とありますけれども、申しわけございませんが、これ第3条でございますので、ここを訂正方を願います。第2条が第3条になります。

条例第3条の規定に基づき、物品売買契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。物品の表示でございますが、（1）品名、消防ポンプ自動車、（2）納入場所、南部町役場、売買代金、1,711万5,000円、（3）契約の相手方、八戸市売市2丁目4-2、互光産業株式会社代表取締役梅内利哉。入札会は8月29日、6社による指名競争入札により行ってございます。予定価格及び落札価格でありますけれども、税抜きで申し上げますが、予定価格が1,663万6,000円に対し、落札価格1,630万円、97.98%の落札率でありました。なお、納期は明年の3月14日までとしておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 入札業者について、入札業者名がここで発表されませんでしたので、その名前を言っていただき、その各社の入札額をお知らせください。

また、入札業者はどのような形態で集められたのか質問いたします。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 3点について説明申し上げます。

業者名6社でございますが、順番に業者名とそれから入札金額を申し上げます。荒沢商会、八戸市でございますが、1,648万円。2番目が互光産業、これは落札業者でございますが、八戸市、1,630万円。差波商会、これは八戸市でございます。1,652万円。それから4番目は八戸鉄工所、これも八戸市でございますけれども、1,640万円。5番目の業者でございますが、城栄産業、弘前市でございます。1,650万円。6社目でございますが、モリタ仙台支店、仙台でございます。1,655万円。この業者でございますが、ポンプ車でございますので、特殊物品でございますので、それらの納入可能な業者、それから指名願いが出ている業者ということの2点において指名したところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。坂本正紀君。

○28番（坂本正紀君） 直接入札業者のことじゃないんですけれども、関連でお伺いいたします。

先ほど資料をもらいました総務企画常任委員会報告書の消防施設設備の現況調査ということで、これを今見たわけなんですけれども、この現況調査の2ページ目に、福地村消防団は10分団あって、タンク車1台、ポンプ車4台、積載車が5台です。名川消防団の場合はタンク車3台、ポンプ車8台、南部消防団の場合はポンプ車11台になっていますけれども、これを見ますと、福地消防団の場合は積載車が5台でありますけれども、これからいろいろ燃料とか、経費の面でもやはり更新する場合は積載車の方が金額的にも経費も削減できると思いますけれども、今すぐということではないんですけれども、これからの消防車の更新の場合、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今、総務企画常任委員会の資料のもとにお話がありました。これは現在の状況であります。今後につきましては、消防計画、それぞれ施設整備、消防自動車、これらを含めて計画書を策定して進めていく予定であります。なお、これまでは、これは旧福地の

場合のところですが、今は福地消防団でありますけれども、その地域の状況に応じて、所管する例えば世帯数なんかを考慮して導入してまいりましたけれども、今後につきましては、また、消防団員の確保とか、いろいろな地域が近いところがあった場合のこれは消防団の方からもお話が出ていますけれども、その辺は考慮しながら進めてほしいという意見もあります。一方では、また災害に対する対応、即時に対応できるようにということで、極端に落とすわけにもいかないと思っておりますが、それらを組み入れながら、計画をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。川井健雄君。

○5番（川井健雄君） 先ほどの財政課長の入札業者とか、落札率とか、次の議案もそうなんですが、資料として出していただけないのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今の話は入札一覧表を資料として出してほしいということですが、これは公開してございます。インターネットも今ホームページ、あるいは財政課の窓口にもこれを備えつけて、一般の町民の方に縦覧しておりますし、結果においては、広報等にも掲載しております。そういうことで、議会の方での総意であれば、町長とも相談しながら対応していくことになるだろうと思います。

今度から、今ちょっとご意見が出ましたので、議決が要される議案に対する入札開札一覧表につきましては、事前に参考資料として提出することにいたします。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第2、議案第97号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 議案第97号でございます。工事請負契約の締結についてご説明いたします。

南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

4ページの方をお願いいたします。工事の表示でございますが、（1）名称、南部公共幹線管渠第5号工事。（2）場所、南部町大字沖田面大向地内。2、請負代金、1億1,529万円。3、契約の相手方、大林道路・山田建設特定建設工事共同企業体、代表者八戸市類家5丁目29番15号、大林道路株式会社青森営業所所長、太田勲。構成員、三戸郡南部町大字剣吉字上町28、山田建設株式会社代表取締役、山田輝男。

この入札会は8月29日、7共同企業体による指名競争入札により行ってございます。予定価格及び落札価格でありますけれども、税抜きで予定価格が1億5,091万6,000円に対し、落札価格、1億980万円、72.76%の落札率でありました。工期は明年3月20日までとしているということでございます。

それでは、続けて、先ほどもありましたとおり、入開札一覧表の企業体JVごとの入札金額をお知らせします。7社でございます。まず1番目、大林道路・山田建設特定建設工事共同企業体、

1億980万円で落札業者でございます。2番目が白石・夏堀組特定建設工事共同企業体、1億1,900万円。3番目の竹中・米内新特定建設工事共同企業体、1億2,100万円。4番目、多田建設・夏堀工務店特定建設工事共同企業体、1億4,720万円。5番目、ライト工業・工藤建設特定建設工事共同企業体、1億1,000万円。北日本・松本特定建設工事共同企業体、1億1,180万円。最後になりますが、福田・四戸特定建設工事共同企業体、1億1,500万円ということでございました。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今、説明がありましたが、特定建設工事共同企業体となった理由は何でしょうか。まず、それが第1点です。

そして、今回も指名競争入札でしたが、三戸郡から募るとか、地域を決めて入札業者を集める条件付一般競争入札にしなかったというか、そういうふうな希望を持っておりますが、一度でも行ってみる考えはないのでしょうか。他地域の業者を使うよりは、三戸郡の業者を使ってみた方が経済効果があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今回、この共同企業体の中で、工事の内容でございますけれども、馬淵川の河川の下を推進工法という工法で川床から4メートルほどのところを掘っていくわけですが、そういう大変な特殊な工法でございますので、道路の下を工事で穴を掘って、管をまた埋め戻すというような工法でございましたので、この大林道路さん初め、指名した大手の業者ですけれども、そういう工法のノウハウを持っている業者ということと、それからそういった協会といいますか、そういったところへ加盟しているということを条件のもとに、大手と申しておきますけれども、そういった業者を条件のもとに指名をしたところでございます。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 内容が大変特殊だったということの理由ですが、これから一度でも条件

付一般競争入札に改善していくお考えはあるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今の立花議員のご提案ですけれども、いろいろ入札の方法はあるということをご存じだと思いますけれども、その中で、指名審査会の中において、いろいろな入札の方法について討論、議論しながら、そういった方法も取り入れる方向で考えているところでございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

発議第9号から発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、追加日程第3、発議第9号から追加日程第5、発議第11号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号、教育予算の拡充に関する意見書案、発議第10号、後期高齢者医療制度創設にあたっての意見書案、発議第11号、特定健診・特定保健指導にあたり必要な財源措置を行うことを国に求める意見書案を一括議題といたします。

本案提出者の説明を求めます。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） 初めに、発議第9号、教育予算の拡充に関する意見書案について説明いたします。

教育は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要があります。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させることが必要であるため、お手元に配付のとおり、関係機関に要請するものであります。

次に、発議第10号、後期高齢者医療制度創設にあたっての意見書案ではありますが、後期高齢者医療制度は、「その心身の特性や生活実態等」を踏まえ、後期高齢者の健康と生命を守り得るものでなければなりません。後期高齢者医療広域連合に参加する一員として、制度創設にあたり、お手元に配付のとおり、関係機関に要請するものであります。

最後に、発議第11号、特定健診・特定保健指導実施にあたり必要な財源措置を行うことを国に求める意見書案ではありますが、特定健診・特定保健指導は、従来から住民の健康と生命を支え、治療・予防に重要な役割を果たしてきた健診・保健活動を後退させかねないため、お手元に配付のとおり関係機関に要請するものであります。

平成19年9月7日

提出者 南部町議会議員 山口博个ほか、同議員 伊達一夫、宮野 正、佐々木元作、小笠原義弘、相田耕作、工藤和夫、工藤幸子、長根和夫、夏坂清蔵。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、発議第9号から発議第11号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の件

○議長（工藤久夫君） 追加日程第6号、閉会中の継続審査の件を議題といたします。
本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、総務企画常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

閉会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。
ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 平成19年第10回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、8月31日から9月7日までの8日間の日程で開会されましたが、議員各位初め、参与の方々には、何かとご多忙の折ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、今議会に提出いたしました全議案とも慎重審議いただき、ご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

ご審議の中でいただきました町政に対するいろいろなご意見、ご提言を真摯に受けとめ、今後の町政運営に生かし、本職初め職員一丸となって、事務事業の推進に努めてまいる所存であります。

さて、議員の皆様方におかれましては、在任特例により、合併前から引き続き就任していただいておりますが、今月をもって任期が満了することとなりました。皆様方には、旧町村時代から新南部町発足のため、また、新町の創生期のこの重要な時期に並々ならぬご尽力を賜りました。議会におきましては、平成18年1月12日開会の第1回臨時会から今回の第10回定例会まで、終始熱心にご審議、ご協議を賜り、また、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました。私は就任して初めての第2回定例会のあいさつで「町民の皆さんに喜んでもらえるまちづくりを職員と一丸となって取り組むとともに、全国に誇れるような南部町を目指す覚悟であります」と申し上げました。今でもその気持ちにいささかの変化もございません。地方分権が推進されるのと反するように、地域間格差が進む中、南部町のまちづくりはいまだ緒についたばかりであります。改めて、皆様のさらなるご協力、ご支援を切にお願い申し上げる次第であります。

議員の皆様の中には、今回をもってご勇退される方もおありと思いますが、旧町村時代からのご活躍に、衷心より感謝を申し上げます。ご心配の面もあるかと思いますが、南部町のまちづくりに誠心誠意努めてまいりますので、今後ともご指導賜りますようお願いを申し上げます。

また、立候補を決意なされた議員の方々には、再度議場でお会いできますことを心からお祈り申し上げます。

最後になりますが、議員各位のこれまでの献身的なご尽力、ご貢献に対し、再度深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、今後ますますのご発展、ご活躍、ご奮闘をご祈念申し上げまして、今定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） ここで一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

昨年１月合併により新町発足以来、10回の議会を開催してまいりましたが、私ども在任特例の議員の任期も今期定例会で一応終わりを迎えます。これを機に勇退なさる議員の方もおられますでしょうし、再度挑戦して、来月からの新しい議員の任期に挑戦する方もおと思いますが、今までの議員各位の議会に対するご協力と理事者、各委員長、代表監査委員、各課長の今までのご協力、ご指導に感謝申し上げ、何とか議長としてここまで職を務めてこられましたことを感謝申し上げます。

それでは、大変簡単ではございますが、これで終了に当たりましての私のあいさつにかえます。ありがとうございました。

これで、第10回南部町議会定例会を閉会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後１時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工 藤 久 夫

南部町議会副議長 沼 畑 繁

署 名 議 員 立 花 寛 子

署 名 議 員 大 久 保 俊 和